

第八十四回国
参議院外務委員会
會議録第八号

昭和五十三年三月二十八日(火曜日)
午前十一時九分開会

委員の異動

三月二十四日
辞任 小谷 守君 補欠選任 上田 哲君

三月二十八日
辞任 徳永 正利君 補欠選任 玉置 和郎君

出席者は左のとおり。

委員長 安孫子藤吉君
理事 稲嶺 一郎君
鳩山威一郎君
戸叶 武君
渋谷 邦彦君

委員

大鷹 淑子君
亀井 久興君
玉置 和郎君
永野 厳雄君
秦野 章君
町村 金五君
上田 哲君
田中寿美子君
矢追 秀彦君
立木 洋君
和田 春生君

国務大臣

外務大臣 園田 直君

政府委員

内閣法制局第一部長 茂申 俊君

事務局側

説明員

科学技術庁研究
調整局海洋開発
課長 島田 仁君
資源エネルギー
庁石油部開発課
長 鈴木玄八郎君

防衛庁防衛局長 伊藤 圭一君
外務省アジア局
長 中江 要介君
外務省アメリカ
局長 中島敏次郎君
外務省欧亜局長 宮澤 泰君
外務省条約局長 大森 誠一君
外務省国際連合
局長 大川 美雄君
常任委員会専門
員 山本 義彰君

本日の会議に付した案件

- 国際情勢等に関する調査
(日中平和友好条約締結問題に関する件)
(成田空港騒音事件に関する件)
(竹島問題に関する件)
(中東問題に関する件)
(海洋法会議に関する件)
(日米安全保障条約に基づく事前協議に関する件)
- 日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結
について承認を求めるの件(内閣提出)
- 船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百
三十四号)の締結について承認を求めるの件
(内閣提出)
- 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成さ
れた特許協力条約の締結について承認を求める
の件(内閣提出、衆議院送付)

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(安孫子藤吉君) ただいまから外務委
員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。
去る三月二十四日、小谷守君が委員を辞任され、
その補欠として上田哲君が委員を辞任され、そ
の補欠として玉置和郎君が委員を辞任され、そ
の補欠として徳永正利君が委員を辞任され、そ
の補欠として玉置和郎君が選任されました。

○委員長(安孫子藤吉君) 国際情勢等に関する
調査を議題とし、質疑を行います。

○玉置和郎君 中江さんにお伺いしますが、中江
さん、あなたアジア局へ来て何年になりますか。

○政府委員(中江要介君) 六年半を過ぎました。

○玉置和郎君 あなたは私の知る限りにおいては
外務省で最も中国通だと思っておりますが、あな
た以上に知っておる人はいま現役でおりますか。

○政府委員(中江要介君) まず、私は、自分では
中国通とは思っておりません。中国語は、自分で
申しますのも、中国語を解する能力もございませ
んし、アジア局に参りまして日中関係をアジア局
の事務として携わってきた、そういう意味で、こ
れは少なくとも二、三人はおります。

○玉置和郎君 ところで、あなたより以上に、そ
れなら中国を知っておる人は現役でおります。

○政府委員(中江要介君) 私以上に中国を知っ
ている人は外務省にはたくさんおられると思いま
す。

○玉置和郎君 だれがおるの。
○政府委員(中江要介君) 歴代の中国課長はい

ずれも私よりも詳しいと思いますし、それから初
代の小川大使も中国の専門家として尊敬している
先輩でございます。

○玉置和郎君 そこで中江さんに聞きますが、あ
なた、中国のいま顔と言ったらだれですか、普通
で言うところの中国を代表する顔。

○政府委員(中江要介君) これはとらえ方がい
ろいろあると思いますが、政府間の仕事の
面では、国を代表する華国鋒主席ということにな
ろうかと思っております。

○玉置和郎君 華国鋒主席の奥さんはどなたで
すか。

○政府委員(中江要介君) 存じません。

○玉置和郎君 子供は何人おるんですか。

○政府委員(中江要介君) それも私は存じませ
ん。

○玉置和郎君 年は幾つですか。

○政府委員(中江要介君) いろいろ言われてお
りますが、日本で言うほど確たる戸籍調べのよう
なことはできないわけでございますので、承知いた
しておりません。

○玉置和郎君 お父さん、お母さんはだれですか。

○政府委員(中江要介君) 存じ上げません。

○玉置和郎君 外務大臣、知っていますか。
○国務大臣(園田直君) 存じません。
○玉置和郎君 そうでしよう。これは日本の例を
見ても各国の例を見ても、その国々において仲よ
くしうとか結ばれようとか、特に結婚の場合、
そうです。その人が幾つであるか、その人のお父
さん、お母さんがだれであるか、特に結婚の場合
なんかは、相手が結婚しておつて、そこへまた入
籍でもしに行つてみない、これ離婚というんで
すよ、これは。法律違反ですわな、これは。それ
はわからぬでしょうな。外務大臣、どうござい
ますか、失礼でございますが。

○国務大臣(園田直君) いま覚えておりませんが、調べたらすぐわかります。調べたらすぐわかりますが、いまわかりません。

○玉置和郎君 調べたら本当にわかりますか。

○国務大臣(園田直君) わかると存じます。

○玉置和郎君 いつごろわかりますか、それは。

○国務大臣(園田直君) きょうじゅうにわかると存じます。

○玉置和郎君 この私の質問が終わるまでにわかりますか。電話をおかけになったらどうですか。特に中国通の佐藤大使がおられるのだから、わかりますか。

○国務大臣(園田直君) すぐ調べます。

○玉置和郎君 私は恐らくわからぬと思います。これはあなたたちよりもよく知っておる現在の中華民国、台湾でもわからぬのだ、これは。だから佐藤大使がわかったら私は点数を差上げます。

だから、きょういま国際電話をかけて、奥さんはだれか、子供は何人あるのか、お父さん、お母さんはだれか、これひとつはつきりしてください。これわかったら世界的ニュースです。それだけ自信がある外務大臣なら私はあなたを信頼する度合いがまた変わってきます。どうかひとつつきりやってください。

そこで、私がなぜこういうことを言うのかというと、日本の外交の基本はあらゆる国と仲よくする、こういうようになっていますね。あらゆる国と仲よくしていきける自信は、外務大臣、おありなんでしょうな。

○国務大臣(園田直君) これは総理の国会における演説、私の国会の外交方針演説ではつきり申し上げましたとおり、いずれの国とも友好関係を結び敵対行為をとらないという基本方針、日本国憲法の精神に従って、いろいろ困難はありますが、うし一時的ないろいろな問題はありますが、あらゆる国と友好善隣関係を発展させていくことは可能であると存じております。

○玉置和郎君 われわれは、そういう全方位外交なんというのはこれは幻想であって、これはあくまで願望であって、現実の厳しい外交の中ではそういうことはできないという考え方を持っておるんです。それだけに、いまここで言いますが、ひとつこの中華人民共和国の新憲法前文で、ソ連は超大国の覇権主義だと規定しています。これは御承知でしょうか。大臣どうですか。

○国務大臣(園田直君) 拝見しております。

○玉置和郎君 そうして敵視政策をうたい上げておられますし、華国鋒主席の全人大大会での政治活動報告の中で、ソ連は中国を敵視する政策をとり続け、身のほど知らずだとのしつております。これも御承知でしょうか。

○国務大臣(園田直君) そのとおりでございます。

○玉置和郎君 そうでしょう。これを見ますと、いわゆる現在の中華人民共和国はソ連を敵視しているんです。これは明らかです。あなたも認めたとおりです。その国とわが国が手を結んで仲よくしたら、こんちくしよと思っているソ連と日本が仲よくできますか、どうなんですか。

○国務大臣(園田直君) 中国とソ連の対立関係、これは御発言のとおりであります。両国が対立しておるからといって中国及びソ連と日本が友好関係を進めていくことは別問題であると考えております。

○玉置和郎君 それは最近のどうも総理や外務省の頭とわれわれの頭とどっちが狂っておるのか、どっちが狂っておるんでしょうか。

○国務大臣(園田直君) どちらも狂っていないと存じております。

○玉置和郎君 おかしなことですよ、これ。たとえば私と鳩山さんが仲よくしておったとする、私と中江君も従来仲よくしておったとする。ところが鳩山さんと中江さんとはこのごろ大喧嘩が悪くなった、特に外務大臣をやめてから仲が悪くなった(笑)——仮定の話ですよ。仮定の話で、鳩山さんは温厚なんですからね、そんなことはないですが、仮の話で、この中江のやろう、おれが使ったときにはこますりやがって、い

まになってこういうことをしやがったと仮に思った場合——鳩山さんにはそんなことないですよ、気の毒ですけれども、一番適切な人だから。この温厚な紳士である、日本の代表の紳士である鳩山さんですらそういう考えを私は持ち得ると思うんです。それなのに、このソ連というわれわれにとつてはなかなか不可解なあの国が、中国はけしからぬ、われわれに対して敵視政策をとり続ける、それと仲よくする日本もけしからぬ、敵視政策をとり続けると見るべきだ、こう言っておるときに、あなたが、そんなことはない、ソ連はソ連だ、中国は中国だ。日本がそう考えたってソ連はそのとおりにはとらないですよ。ソ連はそうとらないという事実は知っていますか。

○国務大臣(園田直君) 度合いの問題はあると思いますが、個人にしても友人にしてもきょうだいにしても、けんかしているとき一方のけんか相手と交際することは快きはすありませんけれども、だから絶交であるとか断絶であるとか、そういうことはあり得ないと思います。けんかしている当事者であっても、こちらは別個の人格を持つてあなたとも仲よくし、鳩山さんとも交際することは可能であると考えております。

○玉置和郎君 私は、最近、園田直という政治家の人物像というものをずっと研究しまして、あなたは最近偉いと思っているんだ、私はそれは政治信念に生きておられる。かつて河野一郎先生のもとにおつて、河野先生が親ソ的な政策をとられたときに、あなたはそれに真つ向から反対された。そして河野派を除名になったか除名になりかけたか、とにかく大騒ぎがあった。それからまた、この北京の問題を言うことが自民党でタブー視されておつたときに、あなたは日中関係は推進すべきだと言った。そして党紀違反にかけられかけた。この事実をずっと調べてきまして、いま外務大臣になられて、日中をどうしてもやろうというその信念、これは一つの物の考え方だし、私は人生の中でどうい哲学だと思えます。それだけに、あなたのそういう立場はよくわかりますし、なるほ

どなとうなすける点があります。しかし、いまあなたに聞きたいのは、日中問題というのは懸案事項の処理だと思えますか。

○国務大臣(園田直君) 共同声明に基づいて約束したものを、条約を締結する懸案の事項であると考えております。

○玉置和郎君 それが間違いないんです。懸案事項の処理なら、私はここであなたに対して注意をしたい、国会議員として注意をしたい。懸案事項の処理じゃない。懸案事項の処理ということになれば、私はあなたがいままで言ってきたことを全部否定せざるを得ない。私がなぜ前段に、あなたが政治信念に生きられてこまできたかということをお私たちの見方は違つても高く評価したのは、懸案事項の処理じゃないんです。それは懸案事項の処理も多少はあるでしょう。あなたはここで日本の、日本国民の命運を決する外交の方針を選択するそのポイントを押握っておられる。懸案事項の処理で園田直がやるんなら、私は反対、あくまで反対する。新しい意味で日本国家、日本人民の命運を決するところの外交の方針を選択するというその自由があつてこそ園田戦略が生きてくるんです。そうじゃございませんか。

○国務大臣(園田直君) 私は、御発言のとおり、二十数年来、アジアの平和、アジア地域の繁栄というのは中国と日本が提携することによってできるとはかく考えております。しかし、また一方、中国と提携することによってソ連を敵に回すことは決して考えておりません。いかなる機会、いかなる論文にも私はそういう反ソ的な言動は論じておりません。確かにおっしゃるとおり中国とソ連は現在対立いたしております。対立いたしておりますが、ソ連の方も——中国の方はつきりわかりませんが、少なくともその関係を改善したいという意欲はあるように考えます。日本が対立する中国、ソ連と友好関係を進めていくことは確かに困難であろうとは思いますが、これを解決することによってのみ日本の平和、アジアの平和はあり得るという信念もまた私はかたい信念を

持っています。これは、最近、園田直という政治家の人物像というものをずっと研究しまして、あなたは最近偉いと思っているんだ、私はそれは政治信念に生きておられる。かつて河野一郎先生のもとにおつて、河野先生が親ソ的な政策をとられたときに、あなたはそれに真つ向から反対された。そして河野派を除名になったか除名になりかけたか、とにかく大騒ぎがあった。それからまた、この北京の問題を言うことが自民党でタブー視されておつたときに、あなたは日中関係は推進すべきだと言った。そして党紀違反にかけられかけた。この事実をずっと調べてきまして、いま外務大臣になられて、日中をどうしてもやろうというその信念、これは一つの物の考え方だし、私は人生の中でどうい哲学だと思えます。それだけに、あなたのそういう立場はよくわかりますし、なるほ

どなとうなすける点があります。しかし、いまあなたに聞きたいのは、日中問題というのは懸案事項の処理だと思えますか。

○国務大臣(園田直君) 共同声明に基づいて約束したものを、条約を締結する懸案の事項であると考えております。

○玉置和郎君 それが間違いないんです。懸案事項の処理なら、私はここであなたに対して注意をしたい、国会議員として注意をしたい。懸案事項の処理じゃない。懸案事項の処理ということになれば、私はあなたがいままで言ってきたことを全部否定せざるを得ない。私がなぜ前段に、あなたが政治信念に生きられてこまできたかということをお私たちの見方は違つても高く評価したのは、懸案事項の処理じゃないんです。それは懸案事項の処理も多少はあるでしょう。あなたはここで日本の、日本国民の命運を決する外交の方針を選択するそのポイントを押握っておられる。懸案事項の処理で園田直がやるんなら、私は反対、あくまで反対する。新しい意味で日本国家、日本人民の命運を決するところの外交の方針を選択するというその自由があつてこそ園田戦略が生きてくるんです。そうじゃございませんか。

○国務大臣(園田直君) 私は、御発言のとおり、二十数年来、アジアの平和、アジア地域の繁栄というのは中国と日本が提携することによってできるとはかく考えております。しかし、また一方、中国と提携することによってソ連を敵に回すことは決して考えておりません。いかなる機会、いかなる論文にも私はそういう反ソ的な言動は論じておりません。確かにおっしゃるとおり中国とソ連は現在対立いたしております。対立いたしておりますが、ソ連の方も——中国の方はつきりわかりませんが、少なくともその関係を改善したいという意欲はあるように考えます。日本が対立する中国、ソ連と友好関係を進めていくことは確かに困難であろうとは思いますが、これを解決することによってのみ日本の平和、アジアの平和はあり得るという信念もまた私はかたい信念を

持っています。これは、最近、園田直という政治家の人物像というものをずっと研究しまして、あなたは最近偉いと思っているんだ、私はそれは政治信念に生きておられる。かつて河野一郎先生のもとにおつて、河野先生が親ソ的な政策をとられたときに、あなたはそれに真つ向から反対された。そして河野派を除名になったか除名になりかけたか、とにかく大騒ぎがあった。それからまた、この北京の問題を言うことが自民党でタブー視されておつたときに、あなたは日中関係は推進すべきだと言った。そして党紀違反にかけられかけた。この事実をずっと調べてきまして、いま外務大臣になられて、日中をどうしてもやろうというその信念、これは一つの物の考え方だし、私は人生の中でどうい哲学だと思えます。それだけに、あなたのそういう立場はよくわかりますし、なるほ

どなとうなすける点があります。しかし、いまあなたに聞きたいのは、日中問題というのは懸案事項の処理だと思えますか。

○国務大臣(園田直君) 共同声明に基づいて約束したものを、条約を締結する懸案の事項であると考えております。

○玉置和郎君 それが間違いないんです。懸案事項の処理なら、私はここであなたに対して注意をしたい、国会議員として注意をしたい。懸案事項の処理じゃない。懸案事項の処理ということになれば、私はあなたがいままで言ってきたことを全部否定せざるを得ない。私がなぜ前段に、あなたが政治信念に生きられてこまできたかということをお私たちの見方は違つても高く評価したのは、懸案事項の処理じゃないんです。それは懸案事項の処理も多少はあるでしょう。あなたはここで日本の、日本国民の命運を決する外交の方針を選択するそのポイントを押握っておられる。懸案事項の処理で園田直がやるんなら、私は反対、あくまで反対する。新しい意味で日本国家、日本人民の命運を決するところの外交の方針を選択するというその自由があつてこそ園田戦略が生きてくるんです。そうじゃございませんか。

○国務大臣(園田直君) 私は、御発言のとおり、二十数年来、アジアの平和、アジア地域の繁栄というのは中国と日本が提携することによってできるとはかく考えております。しかし、また一方、中国と提携することによってソ連を敵に回すことは決して考えておりません。いかなる機会、いかなる論文にも私はそういう反ソ的な言動は論じておりません。確かにおっしゃるとおり中国とソ連は現在対立いたしております。対立いたしておりますが、ソ連の方も——中国の方はつきりわかりませんが、少なくともその関係を改善したいという意欲はあるように考えます。日本が対立する中国、ソ連と友好関係を進めていくことは確かに困難であろうとは思いますが、これを解決することによってのみ日本の平和、アジアの平和はあり得るという信念もまた私はかたい信念を

持っています。これは、最近、園田直という政治家の人物像というものをずっと研究しまして、あなたは最近偉いと思っているんだ、私はそれは政治信念に生きておられる。かつて河野一郎先生のもとにおつて、河野先生が親ソ的な政策をとられたときに、あなたはそれに真つ向から反対された。そして河野派を除名になったか除名になりかけたか、とにかく大騒ぎがあった。それからまた、この北京の問題を言うことが自民党でタブー視されておつたときに、あなたは日中関係は推進すべきだと言った。そして党紀違反にかけられかけた。この事実をずっと調べてきまして、いま外務大臣になられて、日中をどうしてもやろうというその信念、これは一つの物の考え方だし、私は人生の中でどうい哲学だと思えます。それだけに、あなたのそういう立場はよくわかりますし、なるほ

どなとうなすける点があります。しかし、いまあなたに聞きたいのは、日中問題というのは懸案事項の処理だと思えますか。

○国務大臣(園田直君) 共同声明に基づいて約束したものを、条約を締結する懸案の事項であると考えております。

○玉置和郎君 それが間違いないんです。懸案事項の処理なら、私はここであなたに対して注意をしたい、国会議員として注意をしたい。懸案事項の処理じゃない。懸案事項の処理ということになれば、私はあなたがいままで言ってきたことを全部否定せざるを得ない。私がなぜ前段に、あなたが政治信念に生きられてこまできたかということをお私たちの見方は違つても高く評価したのは、懸案事項の処理じゃないんです。それは懸案事項の処理も多少はあるでしょう。あなたはここで日本の、日本国民の命運を決する外交の方針を選択するそのポイントを押握っておられる。懸案事項の処理で園田直がやるんなら、私は反対、あくまで反対する。新しい意味で日本国家、日本人民の命運を決するところの外交の方針を選択するというその自由があつてこそ園田戦略が生きてくるんです。そうじゃございませんか。

○国務大臣(園田直君) 私は、御発言のとおり、二十数年来、アジアの平和、アジア地域の繁栄というのは中国と日本が提携することによってできるとはかく考えております。しかし、また一方、中国と提携することによってソ連を敵に回すことは決して考えておりません。いかなる機会、いかなる論文にも私はそういう反ソ的な言動は論じておりません。確かにおっしゃるとおり中国とソ連は現在対立いたしております。対立いたしておりますが、ソ連の方も——中国の方はつきりわかりませんが、少なくともその関係を改善したいという意欲はあるように考えます。日本が対立する中国、ソ連と友好関係を進めていくことは確かに困難であろうとは思いますが、これを解決することによってのみ日本の平和、アジアの平和はあり得るという信念もまた私はかたい信念を

持っています。これは、最近、園田直という政治家の人物像というものをずっと研究しまして、あなたは最近偉いと思っているんだ、私はそれは政治信念に生きておられる。かつて河野一郎先生のもとにおつて、河野先生が親ソ的な政策をとられたときに、あなたはそれに真つ向から反対された。そして河野派を除名になったか除名になりかけたか、とにかく大騒ぎがあった。それからまた、この北京の問題を言うことが自民党でタブー視されておつたときに、あなたは日中関係は推進すべきだと言った。そして党紀違反にかけられかけた。この事実をずっと調べてきまして、いま外務大臣になられて、日中をどうしてもやろうというその信念、これは一つの物の考え方だし、私は人生の中でどうい哲学だと思えます。それだけに、あなたのそういう立場はよくわかりますし、なるほ

どなとうなすける点があります。しかし、いまあなたに聞きたいのは、日中問題というのは懸案事項の処理だと思えますか。

○国務大臣(園田直君) 共同声明に基づいて約束したものを、条約を締結する懸案の事項であると考えております。

持つておるわけであり。一方、事務的には、共同声明というものがあつて、これを進めていくべきだと考えておるわけであり。

○玉置和郎君　そこで、いまソ連の問題に触れましたが、共同声明にうたわれている覇権反対の項が、いまよく言われておる日本が第三国に対するものでないといふにうたい上げたといふと、ソ連はどのように出るでしようかな。予見される事項がありましたら教えてください。

○國務大臣(園田直君)　ソ連の方は、御発言のとおり、中国と対立関係にあるわけであり、それから、仮に日中友好条約が折衝が開始されて締結された場合には、その締結される内容に重大なる関心を持つておると思ひます。そしてその条約の内容が日中両方が一緒になつて自分を敵に回すものであるかどうかといふことについては非常に注意を払つておる、このように考えております。

○玉置和郎君　私の聞きたいのは、二階堂さんが提案をされたと言われるあの二階堂方式、あるいはいま外務省がどうも考えておられると言われる第三国に対するものではないかといふ、この覇権条項ですね、それをうたい上げたときに、ソ連は、ああそうかなあ、おれたちを敵視しないんだなあ、と、そういうふうになつてくれるんでしようか。それが私たち一番心配なんです。

○國務大臣(園田直君)　条約の内容については、二階堂さんの案であるとかだれの案であるとかいろいろ言われておりますが、これはあくまで推測の記事であつて、まだ交渉を始めない前に外務省としては外に意見を漏らしたことはございませぬ。もちろん相手の中国にも話したことはございませぬ。

そこで、一方から言えば、ソ連のたびたびの発言から憶測をすれば、第一にソ連がわれわれに言うことは、どのような文句を使つてみてもしよせんは中国のソ連に対する紛争に巻き込まれるんだからそれは得策でないといふ趣旨のことを、現に私にも言つておられました。しかし、とはいふも

の、条約を真に結び、その条約がみんなが納得するものであり、その後の日本のソ連に対する外交政策が中国と足並みをそろえて敵対行為をするものでないといふことが明瞭になれば、おのずから道はだんだんと開けてくる、このように考えております。

○玉置和郎君　私は、大臣、そう見ないんですよ。ここにもこれを持つてきていますし、あなたたちはもちろん資料で持つておるでしょうが、中華人民共和国の新憲法、それから華国鋒主席の政治活動報告、葉剣英さんの憲法解釈報告、こういうものをずっと読んでみまして、この日中の間に条約交渉が進められて覇権の問題で仮に合意をしたとしても、二階堂方式だとか、言われるところの第三国に対するものではないかといふものを書いたところで、いまあなたが言うように、ソ連はあくまでも、現在の中華人民共和国と日本が組む場合、ソ連を敵視したものと見るのはこれはあたりまえのことですよ。憲法にあつて規定してソ連を敵視政策をとつておる国において、また主席のこの政治活動報告を読むにしても、これは当然のことだと思ふんです。それを、今後の努力にまつといふことはこれは結構ですよ。今後の努力するといふあなたの決意は結構です。しかし、現実の問題として、この共同声明に盛り込まれておる覇権反対の問題をどのように解釈して、まあ薄めたような形でやろうとも、ソ連は納得をしないといふこの厳肅なる事実について、重ねて聞きますが、どう思ひますか。

○國務大臣(園田直君)　覇権の問題は、第一に、ソ連が納得することよりも日本の国民の方が納得することが第一の要件であると考えておりますが、ソ連の方から言われてもまたこれ当然であります。共同声明に書かれた立場をわれわれは貫くわけであり、共同声明が出されたときにソ連がどういふことをおやりになつたか、だとすれば、共同声明の線を貫きさえすれば、ソ連の方は争つておる相手であり、快きはあります。私にも言つておられました。しかし、とはいふも

いとは存じておるわけでございます。○玉置和郎君　ただ、あなたとその問題でやつておつたら時間が長くなるから言ひませんが、共同声明が発出された当時といふことは、アメリカのアジアにおける体制といふものはいふぶん後退してしまふ、それを見逃してのいまの発言はおかしいと思ひます。だから、もうこのことについてあなたにどうだかといふことは言ひませんが、十分おわかりだと思ひますね、この問題は、アメリカが後退をしておる、そこでソ連が最近どう出てきたかといふこと、これはよく頭の中に入つておかないととんでもない間違いをしでかすといふことを、私は国会議員としてむしろ行政政府の蒙を開くために言つておきます。そこで、覇権反対を憲法でうたい上げておることについて、外務省は真剣に検討したのかどうか、これ中江君どうなんだ。

○政府委員(中江要介君)　その真剣に検討をしたかといふことの御趣旨は、外務省として、中国がソ連に対して非常に厳しい立場をとつておるというところがこの憲法によつてもはっきりしてきておるという意味では、国際環境としては真剣にこれを情勢判断の要素として検討していることは、これは間違ひのない点でございます。

○玉置和郎君　外務大臣、さつき覇権反対の問題でソ連もさることながら日本国民の納得といふことがありましたね、私はこれは大事な言葉だと思ひます。そこで、こしはいろいろ動きがありましたが、公明党の矢野さんが訪中なさつた、私は大変な御苦労だつたと思ひます。野党でありまして本当に一生懸命やつていただいたことに敬意を表します。この矢野訪中の感触等から、どうもやつぱり覇権の問題等において一致できる点があるんじゃないかなあといふ感触、あるいはまた、あなたがむずかしい外交交渉に出かけられる限りにおいては、これは出かけられるといふ前提において物を言つておるんで、これからわれわれはこれは党内でいろいろやるわけです。しかし、出

かけられるという意思はあなたは非常に強い。それだけに最大の難点である覇権の問題について、も、何らかの解決の曙光といふか、明かりといふか、そういうものを見出し得ておるのかどうか、この辺は私は非常に大事なことだと思ふんですね。それはどうですか。

○國務大臣(園田直君)　公明党訪中団が帰られて、野党としての立場を堅持しつつ友好条約再開に側面から協力願つたことは非常に感謝し敬意を表しておるわけであり。しかし、向こうからの伝言であるといふ四項目は、いままでの中国の言ひ分を整理をし明瞭にされただけであつて、これによつてやや中国の態度が変わつてきたとか、あるいは妥協的であるとかといふふうには甘くは判断いたしておりませぬ。

○玉置和郎君　あなたの後段私が言つた訪中をしたといふその問題で、覇権の問題について何らかの新しい感触を得られておるのか、どうですか。○國務大臣(園田直君)　中国からの伝言は、いままでの中国の言ひ分を一つも変えていないといふことであると考えております。

○玉置和郎君　そうすると、覇権の問題でも、やはりこれからあなたが仮に行かれても、非常にむずかしい場面に突き当たるといふことは、われわれは予測して間違ひございませんね。○國務大臣(園田直君)　私自身が非常に大事で困難な問題であると考えております。

○玉置和郎君　いまもう一回言つてくださう、大きな声で。このごろ耳が遠くなつたので。○國務大臣(園田直君)　私自身も、玉置さんと同じように、きわめて大事でしかも非常に困難な問題であると考えております。○玉置和郎君　結構です。次に、ちよつと変わった問題に触れますが、戸村一作さんといふのは、大臣知つていますか、戸村一作。○國務大臣(園田直君)　存じております。○玉置和郎君　この方が昭和四十七年の三月十七日から四月十日まで中国を訪問しておることは

知っておられますか。

○国務大臣(園田直君) 存じております。

○玉置和郎君 このときに、中国の方は、この戸村さんにどういふことをされたか御存じでございませうか。

○国務大臣(園田直君) 周恩来当時の総理が会談をして、そして三里塚の闘争にいろいろ意見を述べ、そして歓迎をしておるといふことを承知しております。なお勲章をもらったという話がありますが、これは調査をしておりますが、まだ事実はわかりません。

○玉置和郎君 これは勲章をもらっております。本人が帰ってきて自慢して勲章を見せておるから間違いないです。そうでなかったら、あれはどうかおもちゃ屋のおもちゃかもわからぬ。まさかあれだけの人があれだけの勲章を皆に見せびらかしたんだから、もらっておる、写真も載っておる、どうですか。

○国務大臣(園田直君) それは新聞で拝見しましたから、いま調査をしておるところでございませう。

○玉置和郎君 新聞もまさか読者五百人とか六百人というそんな新聞じゃないでしようね、あなたが拝見したのは。——大新聞だよ。

○国務大臣(園田直君) 新聞の名前は覚えておりませんが、小さな新聞ではありません。私が見た新聞でありますから。

○玉置和郎君 そうでしよう、大新聞ですよ。そうしますとね、私たちは不思議に思ふのです。あつたとき警官は三里塚事件で四名殺されたんです。しかも無残な殺され方をした。全くあつたとき、法律なきがごとくです。そして惨殺をした、多くの警官がけがをした。それを中国が全額負担で招聘して周恩来首相が英雄として持ち上げて勲章を渡した。そういうことに対して、あなたが今度訪中された場合に、中国のこういう姿勢に対して、独立国である、主権が確立してある誇り高き日本政府の代表として、あなたは中国に対してそれ

れにどう言いますか。

○国務大臣(園田直君) 戸村氏を中国に招待する前に、同じグループの婦人部隊の隊長二名を中国は招待いたしておるわけですね。その新聞を見ましたときに、恐らく玉置さんと同じような感じを持つて新聞を見たことを覚えております。しかし、これは共同声明をやる前でありまして、共同声明後は、このような記事は新聞には出ませんし、中国の新聞にも出ておりません。戸村さんのことは新聞に出ていゝるわけでありませう。

そこで、私は、現在でも内政不干渉とはどういう意味なのか、いやしくも国内で反体制運動を行つた者を一方の国が招待して英雄扱いをするといふことは礼儀にかなつた道ではなからう、したがつて内政不干渉の内容とはどういふことであるか、こういう話は私はしたいと考えておるわけでありまして、御承知のとおり私は中国に対する一つの信念を持っておりますが、それ以上に私は日本国を愛しておる日本人の一人でございませうから、そういう感情問題についても忌憚なく、できれば話したいと考えております。

○玉置和郎君 そこで、もう一つ別の観点からお聞きをしたいんですが、けさ中川君とよくと電話でありましたが連絡しました。それはいつおまえさんモスクワへ行くんだということでした。それについて新聞を見たら外務大臣と話し合ひをしておつたが、その話し合ひはしたのかと言つたら、それはもちろん会つたんだから、話し合ひ、新聞に載つておるとおりだと、こう言う。どういふふうな話し合ひでした。

○国務大臣(園田直君) きのうの中川農林大臣と私の話し合ひというのは二つありまして、一つは漁業交渉、一つは同じ党員として日中友好条約の問題を慎重にやれという強い申し入れでございませう。

前段の漁業交渉の問題は、松浦代表が帰つてまいりましたので、それらの報告に基づきながらソ連の出された条件、今後の交渉等の見通しを話をして、そこで正直に申し上げますと、漁業交渉と

日中交渉とどういふかみ合ひでいくかよく緊密に連絡をしながらいこう、こういう話し合ひをいたしました。

それ以上のは御勘弁を願ひます。

○玉置和郎君 そこで、私の観測ですけれどもね、きょうの新聞によりますとイシコフさんは五日ごろまでおらぬといふことなんですね。その間に内村農林次官が出てきて事務的な折衝をしておつて、そして帰つてきて中川君に報告をする。いすれにしても出かけるのはこの内村君が帰つてくるといふことと、それからイシコフさんがモスクワにおられるといふことにならうかと思ふんです。そうした場合には、四月五日より早くなることはあり得ないという推測は当たつていませうか。

○国務大臣(園田直君) 中川農林大臣がいつごろモスコウに行くようになるか、これは御勘弁を願ひたいと思ひます。

○玉置和郎君 私は、恐らく中川君もイシコフがおらぬのにこのこ出かけていって、あすこにゴルフ場もないし、それからそんなこのこ出かけている暇もない、だから、あの男はやつぱり行つた場合には一発勝負で行きたいというぐらゐの氣魄を持って行く男ですから、その点は、立場は違つてもあなたとよく似ていませう、戦略を持っておる。

で日本の戦略、ソ連の戦略、中国の戦略、アメリカの戦略を話し合ひたいというのは彼のやはり基本の考えです。単にサケ・マスだけではなないといふ。そういうことであるならば、ソ連で当事者であるイシコフさんあるいはソ連の首脳者がモスクワにおられるといふことではないと、彼はなかなか出かせないと思ひます。私は友人として彼をよく知つていませうから、そう思ひます。そういうことから推してはかつていきましたと、四月六日以降になることは間違ひがない。相手はソ連ですから、三日や四日ですぐ終わるとは私は思ひない。少なくとも十日、二週間はかかるんじゃないか、こう見て差し支えないと思ひます。また、そのぐらゐの腰を落つつけた会談でない、世界の超大国であるソ連、アメリカ、中国——中国もこれは超大国ですよ、後で言ひますが。そういうふうな国々の世界戦略を話し合ひなければ、単にサケ・マスだけで行くんら意味はない。またサケ・マスだけでは解決しない、だんだん追い込まれていくのはあたりまえのことである。そういうことなら、大体、中川君が十日から十五日ぐらゐおる、どんなに早く行つても六日だといふことになる、中川が帰つてくるというこゝにすれば、これは十五、六日で二十一日、二日、四月の下旬になることは間違ひない。そうすると、すぐに福田総理の訪米があります。これはもうセットされた問題だと思ひます。

私は、やつぱりあなたがこの訪中をもしされるとするなら、中川君と直接会つて、中川のサイドから、あれはまたいろいろ見方を持つていませうから、中川のサイドからいろいろソ連といふものを観測した、そういう分析をしたという情報に基づいて、あなたの、戦略を持っておられますが、その戦略の参考にしていゝ。さらに、アメリカと一緒にいかれます、総理と。それだけにカーターさんが最近何を考へておるか、アメリカの首脳が何を考へておるか。恐らく自由民主党の議員の中で戦略を語れる者の数少ない一人の政治家です、あなたは。それだけに私は敬意を表しますが、そういう戦略なき日本国と言われておる中に、貴重な戦略政治家であるあなたがカーターさんと会つて、また中川君の意見を聞いて、その後あなたにのしかかりした戦略をお立てになつて、戦略国家である中国と話をされるというこゝは、これは非常に大事なこゝだと思ひますが、あなたはどう思ひますか。

○国務大臣(園田直君) 貴重な御意見、参考としてよく承つておきます。

○玉置和郎君 といふことは、そういうことの後にとつた訪中の考へ方もまた出てくるということもあり得るといふことですね。

○国務大臣(園田直君) 御承知のとおり、ただいま交渉再開について党側の御理解を求めている

ま入り口に入った段階でありますから、その御理解を得てから、私の訪中するかどうかという問題も出てくるわけでありますので、ここで私の考え方を御返答申し上げるわけにまいりません。御意見は十分承ります。

○玉置和郎君　そこで、中ソ同盟条約についてお聞きます。

これは一九五〇年に中ソの間でこの同盟条約ができておりますが、この同盟条約の中で日本を敵性国家として扱っていることについては御承知おきのことだと思いますが、ここでもう一回確認しておきます。

○國務大臣(園田直君)　この中ソ同盟条約の中の数カ条にそういう点があることを承知しております。

○玉置和郎君　これは条約、数カ条のことです。でなしに、前文にもはっきりうたてておるわけですね。前文にうたい上げて、第一条からずっと第六条までうたい上げて、その中にいろいろまた敵性国の表現を使っておるわけです。これは、中江君、知っておるでしょうか。

○國務大臣(園田直君)　存じております。

○玉置和郎君　そこで、この中ソ同盟条約の中ソの間に見解はどうなんでしょうか、中国はどう見解をとっておるんですか、これに対して。

○國務大臣(園田直君)　中国とはこの点で意見交換したことはございませんからわかりませんが、モスクワに行ったときに、グロムイコ外務大臣と私の間に中ソ同盟条約の話は交互にいたしました。

その話し合いの中から察すると——私の言い分は、あなたの国がこの国とどういう条約を結ばれようとも、結ぶとか、打ち切れとかということは申しません、内政干渉にわたることはしない、ただし、その中でわが日本に関するところがあることは困ると、こういう意見を言いましたが、ソ連の方は、中国のことをこう言いました、中国のことはわからないと、こういう表現を使いました。それじゃあなたの方はと言ったら、返事をいたしませんでした。これから推察いたしますと、ソ連の方はこの同盟条約をソ連の方から打ち切ろうという意思はないかと私は判断をいたしております。

○玉置和郎君　現在、中華人民共和国の方は、これに対してどういふふうに考えておられますか、御存じですか。

○國務大臣(園田直君)　グロムイコ外務大臣が、公式の場所で、中国のことは聞いてないからわからないと言ったからには、これに対する意見が中国からソ連には何も来ないんだと想像をいたしておるだけでございます。

○玉置和郎君　いまここにシレンコ——シレンコというのは、これは欧亜局長知ってますな。

○政府委員(宮澤泰君)　最近ソ連大使館の一等書記官であることは承知しておりますが、本人自身は特に存じてはおりません。

○玉置和郎君　これ、いまのソ連大使館の中でシレンコ氏は一番日本通だと言われているし、大変な実力者だと評価されております。このシレンコさんが二月の二十七日に木内信胤先生の総合研究所で、しかもマスコミ総合研究所で、ここで講演と質疑の応答をされております。これに外務省のOBである金山先生も出ております、金山元大使。かなり著名な人が出ております。

その中で、彼は、中ソ同盟条約はどうなるんだという質問に対して、こう答えております。中ソ同盟条約については中華人民共和国の方でやれ無効だとか、やれ機能停止だとかいろいろなことを言っておるが、少なくとも当事国であるわれわれソ連に対して一度も公式の見解を述べたことはない、こういうふうには、いま外務大臣から言われたように、意見がびつたり一致するんです。さらに、このテープではつけ加えていわく、中華人民共和国の方はこれは一方的によう破棄しないだろうと、こういう見解を述べております。これは重大な見解です。それはなぜかと言うと、中ソ同盟条約の中に日本国を敵性国家扱いしている。しかも、このシレンコさんのまだ話が続きまして、この中ソ同盟条約というものは国連憲章の第五十三条、

第七七条に基づくものだということの講演をいたしております。これは旧敵国条項です。これは重大な発言です。

こういうことを考えていきましたときに、この中ソ同盟条約について来年度の四月で一方が破棄通告をしたら、これが一年たては廃止になるということになります。シレンコ氏の言うごとく、中国がよう廃棄通告しないだろうという、私は当然だと思えますよ、中華人民共和国のいま一番こわい敵は、これはソ連です。国境紛争、いろいろなことがありまして、戦争という大悲惨事にならない単なる地域紛争にとまるといふその歯どめの一つは中ソ同盟条約だと私はこう考えております。それだけに軍事力という力の差ではこんなに懸隔があるこの中華人民共和国として、この中ソ同盟条約を一方的に通告して破棄するということとは、これは大変な決心です。私は恐らくあり得ないと考えています。シレンコ氏の言うのは正しいと思う。

そういうことでありますならば、私はむしろ園田外務大臣が訪中された際に、あなたの基本戦略に基づいて、あなたはソ連の戦略もよく知っている、アメリカの戦略も知っている、中国の戦略も知っている。それでASEANというものをどうしようかというのをあなた真剣に考えておられる。インド亜大陸をどういふふうにして日本の協力者にさそうかということも考えておられる。そういうことを考えたときに、中ソ同盟条約という、中ソにとつてというよりも、中華人民共和国の生存に関するこの条約の意味、それはね返つてくる日本の立場、そういうものを考えた場合に、あなたたちは堂々とこの問題について日本の見解を述べられると私は信じておりますが、どうですか。

○國務大臣(園田直君)　いまの御発言は十分胸にこたえて受けとめて、対処をいたします。

○玉置和郎君　もう一回、重大なことですから。中国の方では共同声明でも重ねて聞くということをお聞きしますけど、重大なことですか。そのこと

について向こうと対応するという用意はありますね。

○國務大臣(園田直君)　中ソ同盟条約については私なりにいろいろ考えがございますので、向こうに参りましたならば、これについても意見を交換したいと考えております。

○玉置和郎君　次に、条約局長というのは来ておるのかな。——この共同声明と条約との違いはどう見えますか。

○政府委員(大森誠一君)　共同声明は、通常、首脳会談のような重要な会議に際しまして、その内容を公表する目的で双方が合意の上作成する文書でございます。共同声明は、通常、法律的権利義務関係の設定といったような合意を構成する文書ではございませんから、その意味では、政治的には重要な意味を持ちますけれども、権利義務関係を設定する条約とは異にしているという点がございいます。

○玉置和郎君　これね、外務大臣、いま条約局長からお答えいただきましたように、共同声明は共同声明であつて、この両国間の条約締結ということとはおよそ根本的に意義が違ふということ、これは当然のことです。

そこで、私がさつき言つた懸案事項の解決は、ごさいませんぞと言つたのはそれなんです。当時の両国の政治状態を述べ合つただけのことなんだ、共同声明というのは、政治的には重大な意義を持ちますよ。あなたが御苦心をなさつておられるのは私にはそこだと思ふんです。両当事国の条約締結というものは、共同声明でこううたつたからそのとおりしなきゃならぬということなら、これはもう何も意味がない。あの当時のことについて私はもうこれ以上言いませんが、私たちが非常に心配したことが現実共同声明の中になつてあらわれてきておるんです。

日ソの間でやっぱり共同宣言のあつたことは御存じでしょうね。

○國務大臣(園田直君)　存じております。

○玉置和郎君　その共同宣言があつて、何でいま

まで日ソの間で平和条約、これができなかったんですか。

○政府委員(宮澤泰君) いわゆる北方の四島の返還につきましてソ連側と合意が達成できませんでしたが、共同宣言という形で国交回復をしたわけでございますが、平和条約は未締結という次第でございます。

○玉置和郎君 そこでね、やっぱり領土問題にひっかかっておるんですよ。だから、これはソ連が一方的に領土問題で北方四島はわが物だと言っておるから、解決しないから、平和条約に入れないという主張ですね。

いま共同声明を發出してから五年半たったからといって、われわれとしての見方は、べたべたとしたと何で中国に傾斜をしていかなければならぬのか。ソ連にそういう言い分を言うなら、われわれの方としても言い分がある。それはあの覇権反対、あの問題、あるいは当時高島さんが非常に苦勞なされた第一項目の不正常な状態はこれにて云々の問題、いわゆる台湾の問題ですね。それから日華平和条約に絡んでくる問題、こういう問題について中華人民共和国がかたくなな姿勢をとり続けた。そして一歩も譲ろうとしなかった。

私は、ここに霞山会刊の「中国総覽」これを持ってきました。これはやっぱり中国の文献については私は一番詳しいと思いますし、外務省から相当資料が流れておると思います。これを読んでみますと、三木さんのときに、まあ三木さんはここまで譲ったものだと思うくらい譲りに譲っていますよ。そうして当時の外務大臣の宮澤さんが間に立って大変な御苦心をなさっておる。今日、私は一番冒頭に、中江君、おまえ何年おったんだと聞くのはそれなんです。この歴史の事実、そしていろんな政治家の信念の欠如したと思われようというやり方において外務省はよくがんばっておる。私はその点評価しますよ、評価する。

だから、外務大臣、大事なものはね、政治家です。私はこれ読み終わつたのは四時半だ、けさの。その個所だけ。そして政治家というのはいかに大事かなということをつくづく考えた。宮澤さんが四つの項目だとか四つの原則、この四つの項目だとか四つの原則に分けたわけではないが、結局世間ではそう言っておる。ここまで折れていろんなことをやられた。そういう中で、一國の総理が何としてでも自分の在任中のお手柄にしたいというふうな思惑が仮にあったとするならば、国益を損することは大変なものです。これは、私はけさ四時半までこれを読んでみて、われわれの大先輩である三木武夫というこの政治家が、そういうことはよもやないと思います。この記録の文言をたどっていき、行間のその意のあるところを読んでみますと——これ行間ですから文字はないですよ、しかし、われわれは政治家だからわかる。いかぬなあという感じがします。いまそのことについて重大な御決心をなさって、行動に移されようとしておる園田直という政治家、この話をどう受けとめますか。

○國務大臣(園田直君) 御発言のとおりであります。特に外交というものは未来にわたる國家の運命を決定するわけでありまして、最後の瞬間まで慎重に検討し、慎重に考え、そして実行に移す必要があると考えております。

○玉置和郎君 一言でいいですが、私はいま返事をもらうことはいかぬと思うかも知りませんが、私は言っておきますが、もちろんあなたとはさつきから言うように、政治信念に生きてこられた人だし、これからまたそうだと思うし、戦略を存じておる外務大臣だと思えますから言うんです。中華人民共和国の言い分が、これだけ折れて折れて折れて折れまくった三木内閣においてすらできなかった問題について、あくまで固執をするというふうなことがあるならば、あなたは是非を正して、そして中国の態度を改めさせて、日本と中国の長い友好関係、これを樹立さすということに自信がござりますか。

○國務大臣(園田直君) 日本と中国の問題は、アジアの平和と繁栄ということが最大の目的であり、ますから、兩國の意見がそれに沿つて一致するかどうか、この点だけは確と確かめ、確と話し合い、そして確と決める、こういうことを考えております。

○玉置和郎君 確とならないときには、どうなりますか。

○國務大臣(園田直君) 確としないという場合はどうするかというのを、私がここでお答えをして実行に移すということは、これはいかなものかと考えますけれども、ただ一言で、私は日本国民を代表する外務大臣であるということとで私の答えとさせていただきますと存じます。

○玉置和郎君 私の願望として、これは願望でございます。いまから返事は要りませんが、確としないときには、せめて友人の玉置和郎とは相談するといふお気持ちはおありでございましょう。返事は要りませんよ、いまのその顔を見たらわかる、にこっと笑ったんだから。

それで次にいきますが、法制局、来ておるね。国連憲章五十三條、百七條をどう解釈しますか。

○政府委員(茂申俊君) お答え申し上げます。国連憲章の百七條と五十三條、これは俗に旧敵國條項と稱するものでござりますが、このうち百七條につきましては、第二次大戦後におきまして、連合國によるいわゆる戦後処理が憲章の他の條項に違反しないようにするという見地からのいわば法技術的な経過規定の性格を有するものでございまして、わが國がすでに連合國と平和條約、その他の個別取り決めを結んでおり、また國連に加盟しております以上、わが國に關しましては今後この規定が適用される余地はないというふうに考えております。

また、第五十三條につきましては、わが國は、一九五六年に、国連憲章の第四條のいわゆる平和愛好國と認定されまして國連に加盟いたしましたわけでございます。國連加盟國相互間の關係は、憲章第二條の原則、なかんずく主權平等の原則により規制されることから考えますと、この第五十三條の規定はわが國には適用がないものであるとい

うふうに解されております。このような解釈は、従前からの政府の見解でございます。一例を申し上げますと、百七條の關係につきましては、昭和三十六年二月の衆議院予算委員會で、当時の林内閣法制局長官が同様の趣旨をお答えになっておりますし、また第五十三條の關係につきましては、昭和四十五年四月の参議院予算委員會で、当時の愛知外務大臣が同じく大体おおむね私が申し述べたところと同様の御答弁を申し上げておるわけでございます。

○玉置和郎君 あんな、そんなこと言うたら答弁にならぬとさっき言つたじゃないか、そんなの答弁にならぬよ。

そんなら愛知さんが外務大臣のときに國連に行つて、これをなくしてくれて何で演説したんだい、必要ないじゃないか、そんなこと。それと矛盾するじゃないか、いまの答弁だつたら。それは実効的にこれに縛られてないんだというなら、何もそんなことを言うことないじゃないか。

○政府委員(茂申俊君) 国連憲章にいわゆる旧敵國條項が戦後処理の一環として依然として残つておるといふことにつきましては、決して好ましいことではないといふことで、従来から、国連憲章再検討についてのいろいろの委員會におきまして、その削除方について同じ意見を持つてゐる國々とともに鋭意努力してゐると聞いておりますが、詳細につきましては外務當局の方からお聞き取り願ひたいと思ひます。

○玉置和郎君 しかしね、あなたに聞くのは、そういう外交のいろんなやりとりのことを聞いておるんではないんです。法律の番人として、この問題は國際法上どういふふうな解釈ができるのか、憲法との見合いでどういふふうな解釈ができるのかといふことを聞いておるんですよ。純法理的に答へなさい。ここにわしも芳賀さんの解釈を持つてきておる。

○政府委員(茂申俊君) 先ほど申し上げましたように、日本が國連に加盟したという事実等を踏まえまして上で、憲章の他の條項との關係におい

ときに国連憲章の五十三条、百七条の敵国条項、これをどけてくれ、撤回してくれという演説をして、一番先にソ連の峻拒に遭つてこれがつづれておりませんが、私はいま中をやらうとするならば、この問題は、シレンコさんが演説しておるように、言いがかりを上手につけてくるソ連の立場を考えたら、なるべく早い機会に、と言うよりも、速やかに国連に出て、総理なりあなたなりがこの問題について鋭意この撤回を早めていくような努力をしてほしいと思いますが、どうですか。

○国務大臣(岡田直吉) 御発言のとおりであると考えております。

○玉置和郎君 そこで尖閣ですけれども、あなたとこれやたらいいのか悪いのか実際私は迷います。迷いますが、霞山会の「中国総覧」を読みますと、ここに尖閣についていろいろなことが言われておるのです。これはむしろ尖閣の帰属について私はこの際はっきりしておいた方がいいんじゃないか。そのことは中国に乘ぜられない、ソ連に乘ぜられない、そうしてしっかりと會議録に残しておく、こういうことのために言うんであつて、意地悪く言うんでないことは篤と御承知だと思ひます。

そこで、ここにこう書いてあります。「七四年九月の木村・喬会談、同一一月の第一回予備交渉の段階で、棚上げにすることに中国側も同意していたという報道もあり、その後の交渉の中でも、これらの問題をめぐる対立はなかった」ということは、たな上げしておるからこういう部分の話はなかった、こういうことなんです。前段はそんなんです。この点はどうか。

○政府委員(中江要介君) いまお読みになりました文脈から見ますと、日本側がたな上げを提案して中国側がこれに同意したというふうな書き方になってございますけれども、繰返し申し上げておきますように、日本側からたな上げをしようと言ひ出したことは一度もございませぬ。したがひまして、その記述は何らかの誤解に基づくものではないか、こう思ひます。

○玉置和郎君 私もそうだと思います。ただ、日本の方で、政界もそうだし財界もそうだし文化人もそうだし、中国へたなべたなべた行つて、かつてヒトラーのところへ行きムソソリーニのところへ行つて礼賛をしたように、ごきげんとりてべたべた行つて、そして尖閣の問題については、これはあなたの方ののだと思ひますが、こういうようなばかんなことを言つておるのがある。そういう事実を、中江君、知つておるかな。

○政府委員(中江要介君) どういう問題の持ち出し方をされたかはこれは一々について詳細存じませぬけれども、尖閣諸島の帰属について政府が認識しているのと全く同じ認識をお持ちにならぬ方がもし国民の中にありますとすれば、それは私どもの努力の不足であらうと思ひます。そういう誤解に基づいて中国側と何らかの話をされたことがあつたといひますれば、それは私もとしましては、見解が違ふということをしる上げるほかはない、こう思ひます。

○玉置和郎君 そこで、ここにこう書いてあるのです。やっぱり百二十八ページですが「尖閣列島については、鄧小平副総理が七四年一〇月に訪中代表団に対し棚上げにしたいと述べている。」云々とあります。こういう事実について知つていますか。

○政府委員(中江要介君) いまの件は、新聞報道によつて承知しております。

○玉置和郎君 外務大臣、この問題はどこかでけりをつけておかなきゃいかぬということは前から私は主張しておるんです。けりをつけておかなければと。それでないと竹島の二の舞しますよ。さらに台湾を武力解放するんだとたい上げておる。当面はそういうことはあり得ないが、米中正常化というふうな晩には、これは可能性がないということは否定できない。そうなつた場合に、尖閣に対してはつきりしておかないと、今度仮に台湾を解放したとすると、この中華人民共和国の勢力は尖閣に対して手を伸ばしてくることはもう明らかです。特にこの体制の違ふ共産主義国家とい

うのはこの領土問題には非常にやかましい。私は、そういうことを踏まえて、総務会でも、尖閣列島に対しては、あそこは緊急避難漁港をつくりなさい。そのことは台湾の船も中国の船もしけのときに、危ないときに、そこへ入つていいじゃないですかという人道的な立場で、日本が国民の税金を投じて、そういう施設をつくるということが全方位外交じゃないんですか、どうですか。

○国務大臣(岡田直吉) いまの尖閣列島の問題、いつの機会にかこれを話し合つて明確にすることは御意見のとおりだと思ひます。

なおまた、現在、わが国の領土でわが国の主権が行使されているというのを確実にするため、ただいまの御意見は貴重な御意見として承つておきます。

○玉置和郎君 そこで、中華民國、台湾の問題ですけれど、これは、法制局、領土って何だい。

○政府委員(茂串俊君) 一國の主権が及ぶ地域であると思ひます。

○玉置和郎君 そうしたら、中華民國が支配しているあの区域はこの領土だい、法制局、純法理学的に言つたらどうなる。それがいわゆる三百代官と言ふんだ。純法理学的に答へたらいいんじゃないか、おまえ。何も聞くことないじゃないか、法律学者だらう。領土とは何だつたら、主権の及ぶ範圍が領土になつとるんじゃないか。どうなんだい、法制局。

○政府委員(茂串俊君) 中華人民共和国の領土であらうと思ひます。

○玉置和郎君 それでいいんだよ。そうすと、共同声明がややこしくなつてくるんです。共同声明、これは大事なことです。ここにね、田さんが行かれて御苦心をなさる大きな理由がある。私はそれを言ひたいんです。私はね、これを會議録に残すのは外務省をいじめたり法制局をいじめたり、そんなことするんじゃないやないんです。この會議録、私がきょう演説したらね、明るる日は中国大使館へだれかこつそり

届けに行くやつがおるんだよ、だれかおるんです。この中じやないですよ、この中ではそんな不見識はおきませんけど。だれかおるんです、これは。ちやあんとね、まだ會議録に出ない前に、速記録のところへ写しに行つて、そうして中国大使館に、昼間行くか夜行くかわからぬが、大抵夜行くんです、そういう連中は、行くんですよ。これはもう戸外先生事案ですよ。これは野党、与党超えてね、こういう恥ずかしいことはやめましよう。それが乗ぜられるもとなんです。

だから私は言うんですが、大平外務大臣が私の四十八年の予算委員会でのこの質問に対してこう答えています。中国というのはどういうことなんだと私聞いておるわけですね、中国という国があるんだつたら教えてくれと。よう答えなかつた。中国という国があるなら教えてみると言つたら、よう答えな。中国という国はないんですよ。この前予算委員会でも言つたように、中国というのは、昔、私たち子供のときにシナ、シナと言つたが、シナという地域名です、あそここの地域の名前です。だから中国という国はありません。中国という中に二つの政府が存在するんです。それはお認めになりますか。それはアジア局長答へたら、あなた歴史知つとるから。

○政府委員(中江要介君) 中国に前々からありました政權と、これを覆して革命によつて樹立された政權と、この二つが存在したという事実がございます。

○玉置和郎君 そのとおりなんです。そこで、ここて有名な言葉があるんですが、これは四月九日の予算委員会ですが、「私は、中国に二つの政府があるということを否定しないわけであるわけでございます。」、こう言つとるんです。それで、またしばらくたつて「問題は、あなたの言うように北京政府の支配が台湾に及んでいないことは、私も承知いたしておるわけでございます。」、こう言つておる。これは中江さん知つとるな。

○政府委員(中江要介君) 存じております。

○玉置和郎君 ね、ここなんです。ここで園田外務大臣が苦勞なさるんですよ。

あんな台湾なんか切つてもうたらしい、台湾なんかわれわれは関知してないんだというふうなわけには、政權を担当している自由民主党、その政府であるいまの福田内閣はそういう気やすいことは言っておれない。しかも、閣議決定で従来の関係は絶たない、友好関係にあるという方面の従来の関係は絶たないということ——あるんです。

閣議決定はここにちゃんとあります。全部持つてきたら、これ、持つてきたら、間違いない。それは閣議決定です。党議はそうじゃないんです。党議は、外交も含めて、中華民国とのあらゆる関係は絶つてやならぬというのが党議だった。しかし、政府の日中正常化のときの閣議決定は、その方針は外務大臣としての堅持されるのか、されないのか、どうなんでしょうか。

○國務大臣(園田直) 閣議で決定されたままの事実関係は変えないということは、そのままだと存じます。

○玉置和郎君 そこで、アジア局長、いまの日中の通商関係と日華——私ら日台とは言いたくないんだが——台湾との通商関係、これはどうなっていますか。

○政府委員(中江要介君) 手元に正確な数字を持ち合わせておりませんが、昨年の実績でいいますと、日本と台湾との貿易量の方が日本と中国の貿易量を上回っているということでございます。

それから、ちよつとこの機会に、先ほどの法制局第一部長の答弁で補足させていただきたいんですが、玉置先生の台湾はこの領土かという御質問に対して、法制局第一部長から中華人民共和国の領土だという答弁があったんですが、これは日本国政府の見解ではなくて、中華人民共和国は台湾は中華人民共和国の領土だと言っている、こういう趣旨でございます。

○玉置和郎君 ありがとうございます。あなたは日本人で、こつちは日本人でないちよつとちや。法制局、私はいま気づかなかつたけど、それはあなた中華人民共和國の領土なんて言つたら、領土の中に主權が確立されてないじゃないか。どういふことなんだ。

○政府委員(茂車俊君) ただいまアジア局長が答弁されたのとおり私どもも心得ております。

○玉置和郎君 なら、あなたの間違ひだな。

○政府委員(茂車俊君) 言葉が少し足らなかつたことをおわびいたします。

○玉置和郎君 そうですね。だからね、もう一回重ねて聞いておきますが、ね、台湾というあの地域、それから金門、馬祖、澎湖、この地域には中華人民共和國の統治權が及んでいないということは認めますか。

○政府委員(中江要介君) 事実上の問題として、実効支配が及んでいないということは私どもも認めます。

○玉置和郎君 そのとおりでありましてね、だから従来の閣議決定の方針、そういうものは変更しないというこはいま外務大臣から明確にお答えいただきました。どうかそれを踏まえて、日中交渉をしつかりやうにいたしたいと思います。

非常にむづかしい問題です。特に中国が新憲法で台湾の武力解放をうたい上げた。そして解放軍に武力解放の準備を命じた。このことは五年半前の日中正常化の共同声明を発売した当時と今日とは大変な違いであるということ、これをやりぱり御認識をいただいたかないと、大きな過ちを犯すことになる。われわれは当時の閣議決定、そういうものを踏まえて、この日本の安全保障上非常に大事な立場にあるこの中華民国・台湾というもの、この地勢的立場、これを堅持しようという考え方でございます。外交関係はともかく、そういうことであるならば、この中華人民共和国が憲法で台湾解放を武力でやるといふことをうたい、そして解放軍に武力解放の準備を命じたということ、これは重大なことです。その辺の違いをどのように認識しますか。

○政府委員(中江要介君) いま御指摘の中華人民共和國政府の台湾に対する政策というのは、これは中華人民共和國政府の立場からすれば一つの政策として打ち出しているものとして理解はできますけれども、日本政府はどうかという点は、あくまでも日中共同声明における日本政府の立場というものを堅持していく、こういうことでござい

○玉置和郎君 それは、中江君、さっきのそんなら国連憲章の解釈が、日本が国連に加盟することによつてだんだん変わつてきたんだと、あなたたちね、さっきそんなこと統一見解で言つておつて、いま私の言うのは、五年半前のこの中華人民共和國の台湾に対する姿勢と、今日全人大会を開いた、そして新憲法をつくつたその中華人民共和國の台湾に対する姿勢というものはやっぱり大きな変換があつたということ。それは憲法という国家基本法の法の中に明文化されたということ、そして華國鋒主席のこの政治活動報告の中で、台湾の武力解放を解放軍に命じたということ、これは日本側として私は見逃すべきものではない、これは中国の台湾に対する大きな変化だと、強い姿勢のあらわれだということに見ることは間違つていませんか、どうですか。

○政府委員(中江要介君) これは、玉置先生も御承知のように、中華人民共和國政府は、誕生以来、台湾の解放を唱へ続けてきた政府でございます。で鄧小平副主席も述べられたことがあつたと思ひますが、場合によつては武力を行使することもあり得べしということ、これは中華人民共和國政府の首脳が言つていたことでございます。したがいまして、その政策自身には変更はないと受けとめておりますが、憲法にそれが明記されたかどうかというものは、これは中国側の御事情でございますので、それをどういふふうに批判するかということとは差し控えますけれども、中華人民共和國政府がその政策として台湾解放を堅持しているということは、これは私どももそのとりに受けとめておるわけでござい

○玉置和郎君 私が言うのは、そんなこと聞きたくないんですよ、そんなことわかつておることな

んだ。そういう中国の首脳が言つてきたことが国家基本法に入つたということ、憲法の文言としてうたい上げられたということ、これを言つておるんですよ。それは中国の首脳が個々に何を言おうとかにを言おうと、まあそれは多少の影響はあつても、事憲法でしよう、特に日本の政府の場合には憲法は第一ですよ。何としたつて何でも憲法だ。われわれ憲法改正を言つていけるけれども、なかなかそれがうまいこといへない。だから、そういうことであるなら、これは憲法にうたい上げられたということとは事重大です。従来のようなそういう政策として個々に語つておるからどうのこうのということ、私は大きな変化だと見るんだが、その見方は間違つておるか間違つてないかということをお聞い

○政府委員(中江要介君) 私は間違つているとは申しませんが、強い決意の表明ではあると、こつちうふうに思ひます。つまり大きな変化というよりも決意が強く表明されたという受けとめ方でございます。

○玉置和郎君 大臣ね、私はなぜこんなことを聞くのかといつたら、この武力解放をうたい上げた、憲法の中にうたい上げたということは、私たちはあそこ台湾、金門、馬祖、澎湖島、こつちうとくに中華民国という主權が、国交がなくとも、統治權があつて、そしてそこに支配が及んでおる、中華人民共和國のその手の届かぬところだということ、好むと好まざるにかかわらず、これは認めておるわけですか。二つの政府があるということ、これを認めておるんだし、そういうことであるなら、この友好関係にある中国が、そういうことを百も承知の上で、台湾に対して武力解放をするぞ、武力解放の準備をせよ、その命じるその姿勢は覇權主義じゃございませんか。

○政府委員(中江要介君) そこは台湾というものをどういふふうに認識するかということによつて異なつてくると思ふんですよ、日本につまましては、先ほど私が申し上げましたように、日中共同声明で台湾、澎湖諸島に対する日本の認

識というものははっきりしております。であれが、あの地域に中華人民共和国以外の国家が国際法上の国家として存在しているという立場は日本とはならないわけでございますので、その地域に対する中華人民共和国の決意の表明が即覇権になるかという点は非常に疑問がある、こういうふうに思います。

○玉置和郎君 それからASEAN五カ国で、またインド大陸で、アフリカで、オセアニアの海域で中ソがいろいろなことで争っていますね、私はあれは中国もソ連もあれ覇権主義だと思っておりますが、どうなんですか。

○政府委員(中江要介君) 現在、日中平和友好条約の交渉をめぐって覇権という言葉、あるいは覇権主義とか、あるいは反覇権という言葉が非常に微妙な段階になっておりますので、個々の具体例について覇権であるかないかということについて、これは差し控えなきゃならない問題だと思えますし、他方、覇権という言葉が、常識的な意味で新聞その他で論じられていることが即私どもが真剣に交渉しようとしている覇権というものと必ずしも同じでない場合もあるということも申し上げておかなきゃならないかと、こう思います。

○玉置和郎君 外務大臣、答弁ありませんけれども、私は、世界の超大国というのはアメリカ、ソ連、中国、この三つです。世界の覇権国家はソ連、アメリカ、中国です。これは中国がおれのところは覇権国家でございませぬ、王道国家でございませぬ、そんなの通りやせぬ。そんな中国の言うとおりでございませぬというのはいくらも組だけですよ、こんなものは必ず中国から尊敬されないんです。

中国人の人生観を私言っておきます、最後に。それは私も十七歳からずっと中国で学生生活を送って中国でやってきた。ここに大鷹先生もおられる。中国人というのは、その一人一人の個性というものを非常に大事にします。体制が違おうが大事にします。そして信念に生きた人を大事にします。あつちにつきこつちにつきこつちのこと

くべたべたして、そして国内的には日中問題で内圧があるから、外からはソ連の圧力があるから、中国に乗せられるから、こういうふうなことでノイローゼになれるような人は中国人はだれ一人も信用しない、これは大事なことです。だから、このことをどうか踏まえて、外圧があろうが内圧があろうが、これが日本民族の将来にとって、日本国家の将来にとって、この選択が日本国家の平和と幸福につながるのだという信念、これが中国人の尊敬を集めるのであつて、あなたが、理不尽なことを言った中国に対して、おまえはいかぬ、おれの人生観と違うんだ、おれの人生哲学にはそういうものはないんだということを言い切つてやつた場合に、あなたに対する中国の尊敬はいや増しに増すであらうということを私は言っておきます。終わり。

○國務大臣(園田直君) 先ほど玉置さんから質問された華国録主席の身上というが、経歴ですが、半分は玉置さんのおっしゃるとおりわかりませぬ。半分は私の言うとおりのことと違うこととございませぬが、年齢は五十七歳、これも七十七年一月二十八日の新華社電で、華国録主席は四十九年八月当時二十八歳と報道したことからの逆算であります。それから夫人の名前はわかりませぬ。それから父母、これもわかりませぬ。子供さんは四名、これは七十六年十二月の長沙放送による由。末娘の方は七十四年三月当時北京第十六中学校に在学中。出身地は山西省、こういうことでございませぬ。

○玉置和郎君 最後にね、外務大臣、そういうわかりにくい人とやられるのは、あなた大変だよ。

○委員(安孫子藤吉君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後一時三十二分開会
○委員長(安孫子藤吉君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○戸叶武君 日中平和友好条約締結の問題は、いよいよ最後に着詰まつてきたと思うのであります。が、先ほどの外務大臣の答弁を聞いていて、やはり園田さん腹を決めたし、福田さん腹を決めざるを得ないところへ来たと思ひますが、中国という相手があつてのことであるし、またソ連がどうしてもこれをぶち壊そうという考え方もいまだに捨ててないようですから、アメリカはそれなりのまた見方をしていると思ひます。が、問題は、中国がどうだ、ソ連がどうだ、アメリカがどうだでなくて、外交権を持つところの政府が、民族の将来をも考へて、責任を持つて現時点におけるみずからの主体性を確立することが重要だと思ひるのであります。

外交の問題は一国の運命を支配するものでありますから、これは主権者である国民の合意を得られるような配慮がとられなければ、福田さん、もつと政權を維持してくれと言つても、そこでございませぬ。それから、福田さん園田さんも、この日中問題というものは今後百年の計の上に立つての条約ですから、命を捨てるつもりでやつてください。私のところでは浅沼がすでに命を捨てる覚悟で一九六〇年に日中提携のために死んでゐるのです。浅沼君は周恩来と同じ年でありませぬ。私が二十の年、彼が二十五のときに、早稲田大学で反軍国主義運動を起して以来の同志であります。彼は愚直な面があるが、祈るような気持ちで日本なくしてアジアの進歩なく、中国を除いてアジア問題の解決はない、この信念に徹して素朴な浅沼流のアジア主義ともいふか、窮地に立つた中国、ソ連から突き離されて近代化の道を閉ざされた中国、これを隣国として見ていられないという心情が浅沼のアメリカ帝国主義は日中共同の敵であるという一九五九年の北京における演説となつたのであります。あのときに、すでにアメリカを指さしているけれども、中国はまだソ連の出兵を見守つて隠忍自重したが、昨日までは兄弟国として

兄事して一枚岩の共産主義陣営にいた双壁であつた中国が何があつてもソ連に対して恨みを持つたか、このことを率直に私たちは私たちの国と中国の国とは違ふが考へておく必要があると思ひます。

問題点は、端的に言つてヤルタ秘密協定です。一九四五年二月十一日に結ばれた戦時中の軍事秘密協定、これが連合国のフランス、中国を無視して、アメリカのルーズベルト、イギリスのチャーチル、スターリン、そこでソ連に利を食らわして、自分の腹を痛めないで、中国の領土や日本の領土を譲るというような、戦時中には間々あることではあります。が、あのような軍事秘密協定、こういうものは、戦後三十三年もたつて、聡明な一流の政治家ならば、ソ連においてもアメリカにおいても、イギリスはそれほどの発言力はないけれども、それが、世界の大勢から見ても、ヤルタ秘密軍事協定はみずからの責任において解消してしまふべきであつて、われわれが領土返還を求めたのは、そう言わなければならぬから言つてゐるまでのことであつて、私は平和条約の基本的な理念といふものは、次の平和を保障すべき条件を具備してのみ今後の平和条約は締結されるべきであつて、前向きな平和を保障し得るような条件を具備しないでは、平和条約を結んでもそれは形式的な名ばかりであつて、成果はないと思ひます。私は、この問題が一番基本的な問題で、第一次世界戦争以後におけるベルサイユ体制崩壊後のあの姿を見れば、第二次世界大戦後における諸悪の根源とも言つてもいいような、われわれにも罪があるが、ヤルタ秘密協定の解消なくして次の平和条約の締結の地ならしは私は完全にできたとはいへないと思ひます。完全にできなくとも前進しなければならぬのが外交であります。この関係をどういふふうにするかは踏まえておられますか。

○國務大臣(園田直君) いま御発言のとおりであります。日中友好条約の交渉は、一にアジアの安定、アジアの平和、これは日本と中国の眞の友好関係なくしてあり得ない、こういう一点に目

標を掲げて、そして日本と中国が率直に誠意を持って話し合い、両国の今後の行動が真にアジアの安定と平和になるというこの基本線、及び日本国の外交方針の線に従ってやるという姿勢は一貫してやっておくところであります。

だんだんと両国間の話し合いも進んでまいりまして、いよいよ交渉再開なるかという時期に來たときでありますから、きわめて重大な時期に、さらにそういう大事な点を見失わないように慎重に検討し、話を進めていきたいと考えております。

○戸叶武君 ソ連は領土問題に触れることを非常にいやがっております。それはソ連の立場からするならば、領土問題においては、ヨーロッパにおいてアジアにおいて、いろんな理屈はあるけれども、ずいぶん無理をしておりますから、一日本は北方領土の問題だけを簡単に解決つけられるものではないことは私はわかっております。

しかし、一九六四年四月七日の日に、私は成田、石橋君らとともにソ連に迎えられて、クレムリンの最高幹部会の一部で議論したときに、成田さん、当時の社会党の指導者は、そういう考えを持ったのでしようけれども、われわれは、当初、敗戦後において、社会党は、敗戦国は不平等条約を押しつけられやすい、これを廃棄し、あるいは改正するきっかけをつくらなければならぬと言つて、俗に言えは私は河上丈太郎門下の右派でしたが、右派の中でただ一人平和条約にも反対したのであります。私のワイフは平和条約には賛成でした。しかし、君は講和条約のところへ行つてその空気にのまれているが、われわれは孤独に耐えても、この北方領土を無条件で、アメリカ自身もヤルタ協定には加担しているから文句は言えないのだが、日本に押しつけるような、しかも吉田さんがこれを放置するような軽率な外交をやることに對して、われわれは反対であるということをここで表明してなければ、民族の明日において新しい活路を開くことはできないというので反対したのであります。当時、民主党は千島の返還だけで樺太の問題には触れませんでした、私たちは樺太の

北方領土全体の返還を求めたのであります。

しかし、その後の経緯から言つて、国民的な合意を得られるのは齒舞、色丹、国後、択捉のような四島返還の線で、要求は要求としてこの線程度でも平和条約を結んで、あとの領土返還はその後の話し合いでも可能であるが、齒舞、色丹というような形だけに押しつけられて平和条約を結んだならば、このことは結局だめになる、こういう信念でしたので、成田団長が書記長でしたが、齒舞、色丹で早期平和条約を結んで、あとの領土問題はと言つたとき、私は立ち上がつて、失礼だが、団長ではなかったが、ソ連と日本は国家性格が違つた。ソ連共産党はいわゆる革命の前衛党であつて、共産党が国をプロレタリア独裁で責任を持つて運営しているが、日本の国は人民主権の国だ。国民の合意を得られないような話し合いなり共同声明を出す、これはソ連共産党を過たしめるし、また日本の社会党が国民から遊離して政権の確保などというものはできないと思ひましたから、そういう意味において北方領土の返還ということは譲れないということを私は主張しました。失礼かも知れないが、やはり私は一党一派を乗り越えて、クレムリンにおいて無名な政治家がここで捕らわれて殺されても、民族の悲願を堂々と述べをするんじやなくて相手の腹中にぶち込むことが大切である、ソ連だつて物がわかる人がいるに相違ないと思つたから発言をしたのであります。

ミコヤンさんは非常に怒つてニエツトと言ひましたから、私もニエツトならおれもう帰ると言つて立ち上がったんですが、スースロフさんのとりなして一週間後にフルシチョフとの単独会見に行つたんですが、フルシチョフが死んだからといつて単独会見の内容をここで十分話すことはできませんけれども、彼らは社会党が簡単に政権はとれないといふことはわかつた上での発言でしょうが、社会党が政権でもとるならば、すぐ返します、軍事的な意味以外に北方領土は何ら意味がありません、軍と言つて明快な回答までしてくれましたが、その後でスースロフ氏は樺太、千島には日本人はも

う住んでいない、しかもソ連があそこにはかん詰め工場や何かバルブ工場みたいなものをつくつていて、人口はこれこれあると言つたが、この古い主権論争なら、先ほども聞いておつたんですが、住民がいなければ、それが主権が及んでいないければという形式論理が成り立つかもしれないませんが、中国とソ連の領土問題の争ひもモンゴルの問題です。

モンゴルの問題は二転三転していますが、当初、二十年間、中国は内戦に混迷して南北モンゴルがスターリンあるいは松岡協定において分割されていくという現実、それを乗り越えて兄弟党であるソ連は中国の批判を受けとめてくれると思つて、毛沢東と周恩来がスターリンの誕生日に行つてお願いしたが、入れられなかつた。しかもソ連の領土の方へ入れられていた。けれども、ソ連でもこれではいけないであらうというので、後では人民投票にとつてやり直して、所属を決定して、連邦の中へ加えたのであります。

われわれがこの政治、外交を論ずるときに、形式的な法理論だけでなく、歴史の流れに沿つたカレント、人々の心の動き、時勢の圧力、こういうものを考慮して、総合的に私たちは外交を展開しなければ、観念的な法理論であると揚げ足取りだけであつて、空転するだけ何らの成果がないんです。私は、その問題に對してもつとダイナミックに生きた政治、実証主義的な現実に対応した外交の躍動がなければ、日中の問題も日ソの問題も打開できないと思ひますが、片言隻句の中に多少遠慮し物を言っている傾きがあるが、園田さんはそういう決意にまで到達している人間と、私は錯覚しているわけじゃないでしょうか、思ひ込んでいます、どうでしょうか。

○國務大臣(園田直君) ソ、日中ともに、日本の外交の基本方針はたゞいま発言された全く同じ意見で私もやるべきであると考えております。日中が提携を、真のアジアの安定平和が推し進められて、世界の平和安定のときにこそ四島返還の問題もめどがつくものであると考えております。

す。そういう決意のもとに、不偏不党の信念を持つて外交を進めていきたいと考えております。

○戸叶武君 私は先ほどの主権と領土論争を見て、ああ日本の国は国家学や政治学が発達しない、社会科学というものが社会科学という名でマルキストの独壇場になつてみたり、何かそういう学問に対する弱さがあるので、そういう形から形式的な法理論というものが非常にはやなんだ、これは日本の帝国大学の学問の垂流が日本に災いしているんじゃないかなと私は悲しんでいる一人であります。

先ほどの、外務省において日華条約の原案を作成したのは西村条約局長の時代で、西村君はほかの学者にもずいぶん協力を願つたと思ひますが、いわゆる国際法学者の中においては、あの日華条約というものはなかなかうんちくのある一つの条約であります。あの当時、日本が中華民国というのをあがめているような時代に、あのように統治の及ぶ範囲内における主権の制約をやつたのに国民政府がよく応じたと思つていふべきであります。この苦心談は、彼がフランス大使になつてからセーヌ河畔の山舎町のマンントの古いレストランで私は聞きましたが、ここでは言ひません。しかし、現実において中国が統治していかなくとも、国際連合に中国が代表権を確保した前後から、世界の常識的な考え方というものは、中国の代表を人民共和政府と見ているじやありませんか。台湾に對していろんな配慮もなされておりますけれども、それをはつきりできないで、これからのこの北京に行つたのでは、私は一國の外務大臣が物笑ひになると思つたのであります。

割り切るものは割り切る、主権が中国の人民共和政府にあるけれども、中国といへども生きた政治は知つております。中国人ほど現実主義的で、メンツをたつと同時に、現実主義に徹しておられます。徹しなければ前進がないということをおわかつております。よいいなことを人の国に言うのよりも、中国みずからの責任において中国の内政の問題を解決するというだけの雄圖大略がなけ

れば中国を統治することはできなくなるので、われわれはよい他国のおせっかいよりも、自分の党の中をまとめることのできないようなふしだらな現状の外交政策の混乱、これを改める方が私は先じやないかと思いますが、園田さん、どうでしょう。

○園田大臣(園田直君) ただいま、御承知のとおり、友好条約交渉再開については与党の方には逐次御理解を求めている段階でございます。

○戸叶武君 主権者は人民です、国民です。国民の方は聡明です。世論調査をとってこらなさい。いまの自民党さんのやっているような議論は通用しないと思います。やることは結構です。春の日がだんだん長くなったからひねもすのたりのたりかなんてああいふ御議論も一つの風流かと思いますが、いま大切なときに当たってこんなものろした遅々漫歩の状態で、ダイナミックに動いている世界の潮流に対して日本が対処しているかどうか。

(委員長退席、理事稲嶺一郎君着席)

少し顔を洗って直してまたどうかと思うんです。春日遅々として、この間あたりは福田さんもお孫さんと遊んだり美人をながめたりいろいろ楽しんでおられますが、それも結構ですけども、この状態はあきれたものですね。世界じゅうで私はびっくりしていると思うんです。中国人は気が長いといいますが、日本人は気が長いのか気がなくなっているのか、これはつかみどころのない民族になったと言われやしないかと思うけれども、大臣、その辺は心配ありませんか。

○園田大臣(園田直君) 総理も盛んに努力をしておられまして、いまだんだんと御理解を求めていることが進んでいるわけでございます。

○戸叶武君 総理は孫子をこのごろ読んでいますか、孫子を読むことは決して損はしません、一個のあれは乱世の政治哲学で、孫子と莊子は読むべきであります。あれは乱世の政治哲学です、哲学です。しかし、孫子の兵法を学んで一番愚策をとったのが日中戦争における日本の孫子を学ん

で孫子を知らない將軍連中です。自分の功名、手柄だけに焦って包圍せん滅戦などというのはとるべきでない、敵に退路をいつも与えよというのが孫子の兵法の極意です。徐州において南京において、どこで包圍せん滅戦が一つでも成功したてしようか。あの太平原において死にもの狂いで活路を求める人々をみんな逃がしてしまつて、かつて戦争を混乱させただけです。いつも相手の立場を、戦争だけじやないです、外交においても立場をやはり考慮する。相手の立場に配慮なしに政治をやると、外交をやるといふのはもつてのほかにあつて、みずからの主体性をつつた上での外交じやないかと思ひますが、あなたはなかなか武道の達人で、したがって孫子も読んでいますか、いまの孫子に対する御見解はいかような御見解でございますか。——これは玉置流の質問です。(笑聲)

○園田大臣(園田直君) 孫子に対する先生の御見解、十分承つて、さらに勉強することにいたします。

○戸叶武君 勉強していても、勉強することにすると、だんだん官僚的な答弁に変わつてしまつたが、私は、孫子、あれは比喩の上手な人ですが、渾沌の哲学といふのに非常に——支那事案の真つ最中上海にいつつかみどころのない世界で、なるほどなあ、日本は雨が降つて洪水になつても三日も過ぎれば濁りはなくなり水は引くの、一年も前に降つた雨が下流の揚子江では洪水を起こしたりなにかする、日本の感覚では中国はつかめないなあといふことを感じましたが、彼の比喩の中で一番おもしろいのはやっぱり渾沌王の比喩です。

渾沌王は中国の王様です。北の国の王様と南の国の王様が相会して大変なもてなしを受けた。北の国の王様と南の国の王様がどうして渾沌王、中国の王にお返しをしようかといつたときに、二人がふと考えついたことは、よく見ると渾沌王にはあるべきところに穴がない、目がない、鼻がない、

耳がない。七つの穴を掘つて進ぜようといふので、七日七晩かかって穴を掘つてしまつたら、そのまゝ渾沌王は息を引き取つてしまつたといふ。これはなかなか比喩としては、乱世の政治哲学としては私は最高のものじやないか。あんまり完璧を期すと、よけいなおせっかいであつて、大局を過たないで方向を与えれば、流れはおのずから道をつかつて活路を開いていくのが水の趨勢でございます。

孫子があれだけのやはり一つの把握をしているように、いまの私は世界の情勢、アジアの情勢は、まさに日本の情勢は渾沌といふよりは少しどぶ板的な一つの臭気ふんふんたるころがあります。これはやはり私たちがもつと信用される政治をつくらなければ、金を持つてさえずればどんな買収をやつてもいい、選挙に勝ちさえすれば政権がとれるといふようないまの政治の状態が改まらない限り、政治不信が今日における、若者どもを弁護するわけじやありませんが、絶望的な抵抗を生んでいるんだと思ひます。ばか者を取り締まるのはよいことです。経験もなく歴史の流れも把握できないんですが、いつも混乱期において一つの戦争なり暴力革命なりに一つの何か活路を求めようとする右や左のこのあわて者、そういう者にも一つの道が与えられて——与えられたわけじやないか。そこに血路を開かんとするような、この何とも言えない悲劇的な場面がいま展開されているこの現実、われわれはわれわれの責任であるといふふうにとめなきやならないと思ひます。

いま日中問題を、私は、上田君が帰つてきたはやはやですから、そのニュースを聞く時間もあればなければなりません、大体、福田さんもあなたも捨て身でやりなさいよ、死ぬつもりで。次の政権なんといふのは考えないで、人間は一度死ぬところがあるので、浅沼君あたりもあそこで死んだからりっぱな革新政治家としての生き方ができたのです。私なんか死に場所を目下探しているんです、どこで死んだらいいかと。これがやはり永遠に生きる道は死に方ですよ。迷わず往生する

ことです。往生といふのは、ベストを尽くして祈るような気持ちで歴史の中に年輪を刻み込むことです。批評は何とでも後のやつにやつてもらつたらいいじやないですか。やはり自分の人力といふものには限界があるんですから、歴史のカレントに触れ、人々の心に触れてそれを納得せしめるようなものでなければ、本當の政治にはならないんで、政治は芸術ですよ、手先じやないですよ。先ほど戦略とか何とか言つけれども、あれはソ連やアメリカあたりではやっているんだが、あんな権謀術策によつて天下の大勢を決した歴史的な記録といふものはないんです。栄えた者は皆滅びていくのは小手先の権謀術策が過ぎるからであつて、外務省の一課長に何か文句でも書かせて、こちよと外務省の人たちはわれわれに参考資料をよこしてくれと言つても憶病になつて出さなくなつちやう。これは困つたことで、どうぞ自民党あたりからも、そういう卑しい弊風は一掃してくるようこの機会に私は頼んでおきます。

大臣、そういう意味において真理は常に具体的でなければならぬんです。法理論や何かは学者に頼めば何とか理屈はつけてくれます。問題は、これが日本の生きる道であり、これがいろんな誤解を招いているが、中国のためにもソ連のためにもなるんだ。これがやがて——人はあるいは理想主義に走るといふか、夢想と言ふか知らないけれども、戦争や暴力革命で二十一世紀まで到達できませんか、あと二十二年ですよ。この短い歴史の中におけるわれわれの責任といふのは非常に大きいんです。巨象もマンモスも滅び、そういう形においてジラフも滅び、おごる者は久しからずで、いまわれわれが本當に日本が国は小なりといへども、国民を安堵に生活させ、働かせ、希望を持たせ、そして平和をつくり上げるといふような具体的な事実をつくるためにも、いまの日中平和友好条約の締結といふものはその目玉になるんです。つくり上げたところを見て少しは文句を言うだらうけれども、ソ連もなるほど、アメリカもなる

はどりつぱだ、中国もあのとき日本にがんばられてもらってよかったというような感謝は後から起きるものです。やはり人間は感情がたぎっていきまよ。われわれが中国人ならば、やはりソ連の連中の胸ぐらをとってソ連を敵視したくなるですよ。そこを日本人は若干苦勞して原爆もたたきつけられて、しかも平和憲法改正なんていうのに福田さんもあまいな態度をとっているが、天皇みずからが勅語の中に言っていて、それをほごにするようなことになれば、あなたすぐ退位しろということになりますよ。信義です、政治は、敗戦という戦争の悲劇の中で日本には平和憲法ができたんです。原爆をたたきつけられて、その忍苦の中に、日本民族だけでなく、世界の悲劇を救おうという理念があつた平和憲法の前文にも躍動しているんです。これが明治憲法に戻つたらどうです。統帥権の問題一つがあつたばかりにでも、どうすることもできなかったじゃないですか。

私は、今度、毎日新聞から「二十世紀の昭和史」に書いてくれたというので、「和平の模索と中国の友人たち」ということを書きましたが、全部初めからしまいでみんなそれぞれの意欲を持ってやつたが、軍人の中にも、とにかく石原莞爾氏にしてもあるいは影佐祯昭氏にしても相当な人であるけれども、視野の狭さ、あの軍部という部族の制約、全体主義的な憲法における致命的な制約、そういうものによって何一つ、人の問題ではなく、和平が実現できなかったじゃないですか、戦争に入つたらブレキがかからなくなつたじゃないですか、政治はなくなつてしまつた、外交はなくなつてしまつた。再び戦争に陥ることのできないような歯どめが今日の平和憲法にはなされているんです。それを性根りもなく崩しに崩しているんですよ。なんていうのは国賊です。いまだ戦争で破れて悲願を抱いて平和を求めた人、一身の屈辱を顧みず、国民とともに平和を誓ひ上げた天皇などというのをお粗末にすることもはなはだしい。追い込んでいいますよ、近衛さんみたいに追い込まれたらどうするんです、表徴も何もあつたものじゃないじゃないですか。民族統一の表徴としての限界は——政治責任を持ってない者は表徴です。山本玄峰老師がアメリカの軍部の知性人に教えたのはこの一語です。山本玄峰老師みずから九十六歳にして断食して死んでいる。これは普通の安楽死とは違う。日本の一流の禅坊主が、私の恩師の那須雲巖寺の植木義雄老師も九十六歳でみずから生命の限界を知つたときには断食して迷わず往生していらんだ。日本の政治家も、断食をするというのまでは言い過ぎるのだけれども、やはり祈るような気持ちで自分の政治活動の限界を知つて、やはり対処するだけの構えがなければ生きた政治は躍動しないと思います。

そういう意味において、あるやつは流言を飛ばして、どうも園田君があんまり日中問題に熱心なので福田との間に距離ができてしまつたと言ふから、そういうことはおれはないと思うが、これははじめに衆議院の外務委員の私が尊敬するような人でも、そういうふうな疑いを持つんだから、そこいらはわれわれよけいな人の痴氣を頭痛に病むようなことはやめですが、そこいらはやはり福田さんとあなたは、日本が平和共存の道、この道をたどつてみずからの姿勢をも改め、中国をも説きつけ、そうしてアジア太平洋の新しい体制をつくり上げるといふ悲願を達成しなけりや、東南アジア諸国の人たちはおびえてしまひます、アジアにも大混戦が生まれてきます。

アメリカはアメリカなりに少しは方々で失敗したから、アジアに手をつけたらだめだから引つ返すもといつても十分引つ込みかねないでいるようですね。やはりアイケルバーガー司令官がいみじくもハワイに引き揚げたときに彼が言つたのは、アメリカの青年を犠牲にしないためには艦砲射撃と飛行機の爆撃だけでは大陸の戦いはできない、朝鮮においてもアメリカが負けたのはそうだと、やっぱり突撃には日本人を活用するのが一番いいというふうな率直な議論を表明したり、あるいはいまのシュレジンジャーが中国と日本とアメリカと結ばなけりやソ連を封じ込めることはできない

というふうな世界戦略も発表しているから、人の言つたことにおびえてソ連がびくびくしているのはあたりまえであるし、ソ連自身もまたアメリカと同じような覇権主義の国であるから、やはりみずからも、いいこともやっているかもしれないけれども、悪いこともすいぶんやっているから、自分ごとがめるから戦々恐々たる面があるんですが、どうぞ迷わず、安心してソ連も日本の手並みを見てくださいというぐらゐな、なるほど外交の手ほどきは日本の園田さんや福田さんに習わなくちゃならないなとソ連あたりが出てくるような一つの外交——漁業問題でも大分変わつてきたのは、やはりあなたが、この間、すいぶん園田は悪いやつだといふふうなソ連には感情的に受けられていたのを、私の質問に対して、漁業の問題でソ連が苦しんでいるのはよく私はわかります、これはやっぱりソ連にはソ連の立場があるんで、大西洋から封じられたソ連に対する活路のことも考へてやらなければならぬと、ああいう一言——ソ連というのは情報マニアですから、ああいう一言一言は、先ほど玉置君が言つたように、変な材料を持つていく人が多いですから、そういう人が、いや園田という人がこんなやつがソ連に対してこんなことを言つたとか、赤城君のこの間の朝日新聞の投書の論文なんかも、さすがに古武士だけあつて、ソ連をかばうだけじゃなく、領土問題は明確な線を出して、私は感心した。どうしてああいう人が——昔、大地主で農民に解放しても、あと何か自民党の金のある親方から金をもらつたあんちゃんがこのこと出で、そうしてああいう古武士が落ちていくのかと思うと、春になるとコブシの花が咲きますけど、悲しいかな、とにかく金と権力に癒着して政治は減んでいくんだ。いまソ連のために、やはりソ連に迎合しないで本心に憂えて物を言えるような赤城さん級の人がいればいいし、あんなでもない、われわれでも、私なんかどつちかという中国の方に同情を持つておるのですが、やはり私はけちな考えは持ちたくない。どうぞそういう意味において——あと何分……

それでは、問題を転換します。やはり私はあくまでも文明史観と哲学を持たない民族は滅びると思うのです。田中さんのつくつた五年前の日中共同声明もそれなりの意義がありますけれども、この機会に、日本も中国も、中国に反省しろというのはわれわれには無理だから、向こうで反省するでしようが、中国の当面の課題は、あれだけの内部的なトラブルをやつても近代化をやるのが至上命令であるが、周恩来も鄧小平もその犠牲者で、すいぶんそのためには苦勞してきつたと思うのです。浅沼君がただ調子に乗つて、アメリカ帝国主義は日中共同の敵だと言つたのでなくて、中国が近代化するためにソ連の技術なり経済援助を求めなければならぬのが、ソ連の言うことを聞かないといふので、それが全部シャットアウトされてしまつた。西ドイツに頼ろうか、アメリカ帝国主義にはちよつと頼れないが、日本に頼ろうかフランスに頼ろうかと、迷ひ迷つて日本に頼ろうとしたときに、だれか惻隱の情を持たない者があつた。窮鳥ふところに入らば獵師これを撃たずで、やっぱり浅沼のような野武士的な人間は——

孫文が大正十三年、ソ連と組んで北洋軍閥を打ち砕く以外に中国の統一はないと思つて、北京に行くと——その前に神戸に来て、日本に訴へ、北京に行つたのですが、日本側の主催者が、勝手に大アジア主義なんて題名をつけただけだが、大アジア主義よりは、孫文は、中国革命は武力革命以外にだめなんだという信念のもとで、命をかけて革命をやつちや失敗してきた男です。秋山好古にはれてみたり、いろんな手づるを求めて日本の武力援助を求めてきたが、成らないので、やむなく、ソ連が革命以後において不平等条約を廃棄し、そして中国に光を与えてくれたので、それに飛びついて、軍事援助を求めながら国共合作に踏み切つたのであつて、あの時点を日本は理解していない。孫文の思想はいつも孫文の古典的な大アジア主義と見ている。動いているのです、政治は生きています。しかも、その後、第一次世界戦争が起きるや、

そのどきくきに、いわゆる薩長閥の軍閥官僚の親玉の山県が、桂が薩摩と民党と組んで倒された後、今度は民党と組んで山本権兵衛内閣を倒した。しかし、これでは師団の増設も軍艦の拡張もできないと思つて、大隈周囲をおだてて、そして大隈内閣の中に内務官僚の選挙干渉をするような不届きなやつを送り込み、三菱の婿の加藤高明を外務大臣に配して、ドイツ流の帝国主義にかわるイギリス流の帝国主義を、あの戦争のどきくきに二十一年カ条を与えた。これで全部御破算になつて、日本が中国の敵になり、そして中国の新しいニューチャイナのナショナルイズムを生んだのです。この断層というものはなかなか消えない。これがあつて、その穴も埋めないうちに日中戦争に突入したんだから、日本に留学した者が、蒋介石のような者は最後まで日本に未練を持ったが、周囲がそれには応じない。海軍の秋山好古將軍、孫文の使いをした戴伝賢のような人も廬山會議のときに一番強硬に日本との主戦論を展開している。魯迅のようなすぐれた文化人も再び日本を訪ねることはしないという形の決意をさせた。それはどう思ひ詰めたかというところは、日本にいつも自分の立場だけは主張して、相手の立場をくみ取るだけの、地下三千尺の水の心をくみ取るだけの惻隱の情がなかったからであります。

そういう点において、政治といふ外交といふ、きわめて重大なのは人の心といふものを無視しては、唯物論的な弁証法がはやるからといつて、物の力、経済的な変化だけで世界の歴史が変わるなあと考えているのは単細胞の考えです。人間あつての歴史です。歴史が人間を生み、人間が歴史をつくつていくんです。どうぞそういう意味において、いわゆる戦略戦術とか権謀術策の三流の政治家が考えるような政治哲学でもつてこの日中平和友好条約をつくられたら、あたり迷惑です。一朝にして理想的なものができなくとも、お互いに励まし合ひ、お互いに間違つたところを反省し合つて、そして私は行くようなものをつくることによって、初めてなるほど中国に対して、日本に

対しても警戒する必要はないんだという気持ちがおのずから私はみんなに出てくると思ふのであります。どうぞそういう意味において、イソツブ物語の比喩にやありませんが、暖かい太陽、温かい心、そういうものを流していかなければ、人の恨みなりあるいは復讐心なりというものは変わらないうと思ふんです。

私は、いまのアメリカだつて、アメリカに行つて原爆の話をすると、それだけは言わないでくれ、言わなくてもわかつてるんでしよう。わからないうようなことを言うからときき言つてやるんだが、原爆反対の運動なんかは今は日本だけでなく、世界じゅうの連中を動員してアメリカとソ連に行つてやれば一番効果があるんで、これは武器も何も持つてないで、平和運動で世界の声をぶち込むんであつて、広島と長崎だけで堂々めぐりして原爆反対運動をやつてたんじやマンネリになつてきています。日本の外交は、今後日本と中国だけではない、込むんじやなくて、発展途上国の苦惱をも理解し、われわれは大家ととも苦惱し、大衆とともに模索すると同様に、発展途上国の苦惱のさまもよく見て、武器弾薬なんかを送つて、どさくさに金もうけしようなんという昔の大倉組みたいな金持ちな考え方を三妻あたりにもやめさせて、そして私はひたむきに日本が世界に生き残るために、滅びないために、この道以外にないといふことを私はこの日中平和条約の中ににじみ出してもらいたいと思ふんです。中国側がわからないはずはないです。あれだけの四千年の文化道統があつて、治乱興亡の流れを見詰めたならば、栄えた者が滅んでいくじやありませんか。

どうぞそういう意味において、いま私が外交権を握つてゐるわけじやないから、仕方がないから福田さんや政府のあなたに、園田君に頼むんだ。しかし、あなたたちは、自民党だけじやないんだ、これを見詰めているのは主権者である人民です。国民の合意を得なければ福田内閣はへのかつぱで吹っ飛んでしまふんですから、どうぞ党内のまとめというよりは、国民の心をかち得るような、世

界の人々、この成り行きはどうなるだろうと見詰めてゐる人々を合点せしむるような外交的成果を上げるといふことは、これは一福田、一園田君ではなくて、日本人といふものはなるほどりつぱだわいといふ一つの見直しになるんで、これを通じてもつと世直しを、これほどん底まで来たんだから、もう景気は回復するなんと言つたつて福田さんなんかの言うことはだれも聞く人はなくなつたんだから、やつぱり日本人がどっかからか一つの光を求める運動が起きなけりやいけなう。この混沌たる不信がわだかまつて、憎しみがわだかまつてゐる外交の中からそれをつくり上げるといふことが、いま政治家としての、本當にこれがやれたら、あなた、十字架にかかつて大往生です、神様になるかも知れませんよ。本當に困難なことを政治が先行しなけりや日本は立ち直れません、教育も、経済も、世界の信用も。

あと私の持ち分が二十分あるといひますけれど、それは私は返上しまして、上田君にひとつ譲ります。これをもつて結びとします。

○上田哲君 社会党第八次訪中団は三月二十二日に北京を訪れまして、昨二十七日帰国をいたしました。委員長を團長といたしますこの団は、かの国におきましても鄧小平副主席を初め朝野の要人と会談の機会を得まして、重要な話し合いの進展があつたものと私たちは考えております。私もこの代表団のスポークスマンとして参加をいたしました。つまり、昨日帰りました。一昨日鄧小平副主席以下と会談をしてきたばかりであります。

私どもは、野党の立場から、政府専権にかかわる外交交渉に二元外交を企てようという気持ちはございませぬ。そのゆゑにこそ政府の強い決断を今日求めるのであります。われわれ自身の立場からすれば、野党として、また長く国民運動を含めて日中平和友好条約締結のために努力をしてきた立場からして、今回の訪中は大きな意味合いがあつたものとも考えますし、このことは一つには政府に伝達をし、その決断をさらに求めるという立場につながるものであります。また、わ

れわれがはだで感じた中国朝野の熱烈な条約締結についての気持ちもお伝えすべき立場があろうかと存じます。さらに、昨日は、福田総理及び園田外相に党としては公式にお目にかかりまして、そのことを申し上げた次第でありますので、その際、福田総理から政府として与党である自由民主党に対して交渉再開の合意をいま求めているところである、しかも、その合意は可及的速やかに可能であらうという御見解も表明されております折から、私どもはいよいよ機は熟した、こういう立場から、この委員会の場でぜひ突っ込んだ政府側の決意と見解を承りたいと思ふ次第であります。

〔理事稲嶺一郎君退席、委員長着席〕

そこで、いろいろ話し合いを行つたのであります。この中で中国側の代表であります鄧小平副主席が、日本政府の決断があれば必ずから日本を訪れる意向であるといふことを表明されたわけでありまして、重要なことだと考へるのであります。園田外務大臣はこのことをどのようにお受けとめになりましようか。

○園田大臣(園田直君) 昨日まで訪中をされてお帰りになつたら直ちにわれわれに実情をお知らせいただき、言われたとおり、野党として日中友好関係を進めつつ、野党の立場から現在ある交渉が速やかにいくように御努力を願ひ、いろいろ重要な参考の御意見を賜りましたことをこの席をかりて重ねて御礼を申し上げます。

特に、その中でも、いままでなかつた鄧小平副主席が、福田総理が決断をし、その時期が来れば自分が訪日することも結構であるという御意見を教えたいただきましたが、非常に歓迎をすることであつて、これは一に中国側の本友好条約締結に対する熱意であると受けとめております。

○上田哲君 大変結構な御見解の表明だつたと思ひます。

私どもも、咫尺の間に鄧副主席と面談をさせていただきまして、その中で強い表現でこのような表明がなされたことを、いま外務大臣が言われましたように、条約締結についての強い決意の

表明であつたと、こういうふうな考えをたつてありましたが、この点より外務大臣から交渉締結についてのこれまでにない強い決意の表明であつたといふ言葉を頂きましたことは、いまだ中にかかる橋を渡るについて非常に具体的な、双方の呼吸の合った感じという立場から私もうれしくお受け取りするところであります。

念のためでありますけれども、これまでにないといふ言葉をひとつもう一遍受け取らせていただいて、中国側の強い決意であつたといふふうにおつしやつたその点を確認させていただきます。

○国務大臣(園田直君) 再び申し上げますが、いままではない意思の表明でありまして、友好条約締結に対する中国側の強い決意と熱情のあらわれであると思ひ、これを歓迎いたす次第であります。

○上田哲君 大要結構であります。

で、御承知のように、日中共同声明が締結されて以来、さまざまな公式、非公式な交渉はありましたが、日本側から政府要人が何回か訪問されたにもかかわらず、中国側の要人はともかく、政府側要人の来日はないわけでありまして、そうしたことを考え、今後子々孫々に至る両国の前進のために、この決意は大いに評価されるべきだと私たちは考えるわけであります。

そのような決断を中国側政府がされたといふことの背景には、これまで共同声明の締結以来かなりの年月を費やしているわけですが、いよいよこの時期に締結についての情勢が、環境が成熟をしたという判断が根底にあるものと私は理解するのでありますが、御見解はいかがでございますか。

○国務大臣(園田直君) 御発言のとおり、機はだんだんと熟してきたと、このように解釈いたしております。

○上田哲君 そこで、鄧副主席の御発言であります。政府が決断をすれば、もう一つ華国鋒主席に時間が必要ならば、このいふ言葉であります。考えよう、とりよつた場合には、華国鋒主席が時間があればという場合のことも一つ論理的には含

まれるわけであります。外交上の微妙な問題も含まれますし、かつ中国側の最高指導者のことでありますから、みだりに憶測をもつて論ずることはできませんけれども、論理的にはそういうことにもなるかと思ふのであります。

漏れ承る限りでは、日本政府側としてはこの条約締結の晩は調印は東京でといふふうな意向も持ちだといふふうな仄聞しているわけでありまして、けれども、それやこれやを考えた上でみまると、鄧副主席がそのような機を成熟、そして強い決意を東京に行きますといふ形で表明されたことは、日本政府側の意向もくみながら、締結の晩には調印を東京で行うといふ意思をも含んでいるように推測し得るものであります。

○国務大臣(園田直君) 鄧小平副主席のあなた方に対する発言が、条約調印のためにいかになるのか、あるいは条約調印が終わつていかになるのか、このところははっきりいたしませんし、また、あなた方も特に微妙であるからあえて確かめなかつたといふことでございしますが、それはお確かめいただかなかつた方が賢明であつた。仮に華国鋒主席がおいでになつたと鄧小平副主席がおいでになつたと、政府の要人がうまくこの条約が整ひまして、そして日本においてになり調印といふことになれば、これまた、いままでは例のないことであつて、単に友好条約に対する積極的な決意と情熱だけではなく、日本国民に対する友好と対等の儀礼を持つておられるといふことで、日本国民も非常に歓迎するところであらう、この程度でとめておきたいと存じます。

○上田哲君 了解をいたします。さつき申し上げましたように、両国の微妙な状況と、また中国側政府の最高責任者の方々のことでありまして、推論をもつて語ることはできないと思ひますが、日本政府側の意向としては、締結の晩に調印の場を東京に求めたいといふことについては、どのような強さの御執着でありましようか。

○国務大臣(園田直君) まだまだこれから始めようといふことでありますから、その先の計算をしてはいけませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、調印が東京で行われ、中国からわざわざ要人がおいでになるということは、政府にとつても日本国民にとつても非常な向こうの好意を感じるところであらうと考えております。

○上田哲君 政府側としても、それについての希望が強いということですね。

○国務大臣(園田直君) もしうまくまとまりますれば、そのようにお願いしてみようかなと思つておつたところでございします。

○上田哲君 そのようにお願いしてみようかなと思つていたところというのは、大変よくわかる表現であります。

ならば、欲を出してひとつ伺いたんですが、条約の交渉に絡まる要素の一つとお考えでありますか。

○国務大臣(園田直君) これはちよつと微妙でございしますが、向こうで行つてもよいとおつしやつたことも、これは双方満足すればという意味もあると思ひますから、これが条約の交渉の内容にかかわるとは考えておりません。

○上田哲君 この機会にひとつあわせて伺つておきたいのは、先ほど鄧副主席の御発言についての感想をいただく中で、第二点でありまして、両国の条約締結に対する環境の成熟といふことを挙げましたけれども、この点を、昨日私どもは福田総理にもお目にかかつたわけでありまして、福田総理は外務大臣と同じように強く意識されているものでありましようか。

○国務大臣(園田直君) 総理大臣も大体私と同じ御意見だと存じております。

○上田哲君 これは大変結構であります。そうしますと、総理が昨日言われました与党・自民党に対して合意を求められたという、その求められたものの中に「政府としては、これまでの中国側との接触等すべての状況を総合的に分析した結果、今や意見交換を続けるだけでなく、具体的

的な条約交渉に入ることが適当と判断するに至つた。」こう書かれておりますし、その前段には、五十年九月の宮澤外相と蕭冠華外交部長との会談が残念ながら大きな進展を見ないまま終わったといふことも触れられております。この期間、政府間交渉が行われ、それがデッドロックに乗り上げた。そしてその中でいま環境の成熟が認識され、大いに踏み出す点に至つたといふことのその差異は何でありますか。

○国務大臣(園田直君) これは中断しておつた交渉が、お互いに環境も変わり、そして相互の理解もだんだん深まつてきた、こういうことだと考えております。

○上田哲君 もう少し具体的に、たとえば、私どもは、今日、世論を含めまして、一衣帯水の日中両国の平和友好条約の締結に対する大きな声が高まつている、これはこれまでにないことであるといふふうな理解をいたしております。いまのところ、さまざまな制約条件はありますものの、今回私どもは首都北京以外には足を運びませんでした。が、わずかな狭い範囲の視野の中にも日中両国の交流の幅のふえ方と申しましようか厚みと申しましようか、そういうところを大きく感じましたし、これはまた数字の明らかにするところでもあります。大いに平和友好条約の締結といふもの、その機運といふのは目で見ると高まつているといふ感じがいたします。もちろん、政府外交当局がこのような決断に至る、一遍はやつたが、うまくいかなかつたが、今度こそそういう時期が来たといふふうにお考えになるについては、単に政治的、外交的判断がおりになるだらうと思ふんではない立場でのこつた文章になる根底の要素は何でありますか。

○国務大臣(園田直君) いま御発言のとおり、日本の国民の方にも中国に対する理解、この条約を締結すべきだといふ意見が高まつてまいりましたし、中国の方でもまたそういう理解が深まつて

まいりましたし、国際環境の変転からいっても、なるべく早くアジアの安定と平和のために両国が条約を結ぶべきだという理解が深まってきたことが、このようにだんだん機が熟してきたことだと存じます。

○上田哲君 抽象的でありませうけれども、それはつまり逆に言えば、もろもろの要素が寄り集まってここに来たと、非常に得がたいチャンスがいま目の前にあるというふうに理解をしてよろしいわけですね。

○国務大臣(園田直君) そのとおりだと存じます。

○上田哲君 私どもが中国側首脳と会談をいたしましたときに感じたニュアンスもそのとおりであります。したがって両国交渉担当者の心証は一致しているということをお私は大変今回の可能性の最大と数えたいのでありますが、その中で最も重視すべき発言の一つは、鄧小平副主席が、いまや外交の角度では解決できない、政治の見地から解決すべきである、こう言われたのであります。

私もスポークスマンとして参りましたし、これまでの発言のことごとくを調べるなどの上で、この発言は非常に大きな言ひ方であるというふうに理解をしたわけですね。このいまや外交の角度で解決できない——これはもう言葉どおりであります。が、てにをは、いまや外交の角度では解決できない、政治の見地から云々ということ、これまでの国会の審議を見てみましても、園田外相の見解と情勢認識が一致するものだと考えますが、いかがですか。

○国務大臣(園田直君) いまの御発言の中で、鄧小平副主席が言われた御発言は私は十分理解ができるわけでありませうが、ここで誤解を生じてはいけませんので、この点はっきりとおきたいと思ひます。いままで日中友好交渉が始まって、ある時期に外務大臣が訪中することになれば、それは政治的解決を図るためだと、こういう記事が書かれたために、政治的解決とは何だと、これはき

わめて不明確な言葉でありまして、不安を持つ国民の方や不安を持つ方々は、外務大臣を中国にやると、もう中国と話し合つて、言うとおりにばばつと判を押してくるんじゃないかという意見が相当あるわけでありまして、私は、その点は、鄧小平副主席のおっしゃったことも、いまや外交事務的な理屈の詰め合いはもうこれで段階は終わったと、政治家同士が話し合つて、そして国際情勢なり両国の立場なりその他を考へてやろうじゃないかと、いう意味だと思ひます。

私も、政治折衝をやるべき段階——いまだくではありませうけれども、交渉再開をしたなら、しかるべき事務的な手順、段取り等を早く決めまして、それが終わつたら政治家同士の折衝をやるべきだと、しかし、そのやるべき結論は、あくまで日本国民、中国国民、そして他の国の人々があるほどと納得されるような結末はつけるべきだ、こういうふうにご考へております。

○上田哲君 きよりの質疑は中国側も最も注目をしておると思ひますから、外務大臣が言葉の一つ一つを注意深く発言されることを私は理解をいたします。その意味で、見識と勇氣を持って政治的段階としての御理解をお持ちだろうと私は理解をするのであります。

そこで、もう少し分け入つて御見解を承りたいんですが、いまや政治の見地からというところを、内容の問題とやり方の問題に分けてお伺いをいたします。

やり方の問題でお伺いをするとなれば、いまや外交の角度では解決できない、政治の見地から解決するんだということは、先ほどの注意深い外務大臣のコメントも含めた上で、私は、両当事者、両責任者に十分な成熟した環境についての踏み込む決意ありと、共通しているところありというふうにご理解をいたしますから、その理解の上に立つて、中国側がいまや外交の角度でなく政治の見地と述べたことは、すなわちそのまゝ園田外相の訪中歓迎と、直ちに即刻お持ちをするというふうにご理解をすべきだと思ひますが、いかがでござ

いますか。

○国務大臣(園田直君) ただいま、御承知のとおり、与党の方に対する御理解を昨日から願つておる段階でございまして、これは一にいま読まれたとおり、こうこういう経過でこういう段階になつてまいりましたから交渉再開をするということについて御理解を願ひたい、こういうことでは話を進めておるところでございませう。そこで、私が訪中するとかせぬとかということは、交渉再開してよろしいと言われた後の手段でございませうので、いまその点については私がこゝでお答えをするとは、与党の方から御理解を願うために時間が長くかかるおそれがありますから、御推察にお任せをいたすところでございませう。

○上田哲君 私どもの気持ちとしても、外交交渉にどんな小石でもつけますかせる要素はつくりたくないと思ひますから、日ごろのテーマとは違つて、余り踏み込んで申し上げるつもりはございませう。が、しかし、あえて与党をおもんばかつてほしいという御発言もある上に、たとえば新聞でもこれだけたくさん具体的に出てゐるわけでありませうから、その限りではもはや党内問題のみではなくて、国民的課題であるという立場での質疑にはたえねばならぬと思ひます。その限りで一定の踏み込まない限度を持ちながら、ぜひ伺つておかなければならぬと思ひます。

そういうさまざまな要素はおいても、中国側がこれだけ踏み込んで発言をしたということは、園田さんすぐ来てくださうという意思表示であるというごことは理解できると思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(園田直君) いまおっしゃるような中国の歓迎の意であると考えております。

○上田哲君 了解しました。

余り踏み込みたくはないのですが、さきに前向きに外務大臣の御発言が衆議院でございまして、具体的には、パングラデシュのラーマン大統領と西ドイツのシュール大統領の訪日、セレモニー等々があるので、四月第三週においては具体的に

物理的に日にちがないということに対して非常に示唆に富む御答弁があつた。これはもう事実上そこにはまつた、決意そこにあるというふうには私たちは理解をしてゐるわけなんでありませうけれども、そのことはもう一遍確認してよろしいですか。

○国務大臣(園田直君) 衆議院で答へましたのは、私の訪中はまだ決まつたことではございませうから、ましていよいよ時期等についてお答えはできません。しかし、いろいろ言われましたから、なかなか玄人の御推察でございませうと、こゝ答へしたわけでございます。

○上田哲君 その玄人の推察がたとえば党内事情等々によつておくれることはあり得ませんか。

○国務大臣(園田直君) 一に今後のことはまだわからないところでございませう。

○上田哲君 それは党内事情のみでありますか。

○国務大臣(園田直君) いよいよ交渉再開となればお互いいろいろ問題が残つてゐるわけでありませうから、手順、段取りその他、いろいろの問題が出てくるわけでございます。そこで党内事情ばかりではございませう。私の訪中自体を含めて、まだ今後検討されるべき問題であると考へております。

○上田哲君 党内事情に深く入るつもりはありませう。しかし、何っておきたいのは、党内事情によつてわれわれがかくのごとしであると思ひます。この時期における、具体的に言えば、私の方から一方的に申し上げれば、四月第三週の訪中がおくれるという要素はあり得ないと確認してよろしいでしょうか。

○国務大臣(園田直君) 全く見当がつかせません。

○上田哲君 いや、私が申し上げてゐるのは、党内事情によつておくれることはないと思ひます。かといふことですが。

○国務大臣(園田直君) これもきのうから始めたばかりでありますから、まだ相談最中に、これから相談することをいや順調にいきますとか、あるいはひつかかると思ひますとかと申し上げるわけにはまいりませう。

○上田哲君　じや角度を変えます。

福田総理と昨日お会いいたしましたときの御説明から敷衍するのですが、これは交渉再開についての党内合意を得るのではありません。この党内合意の中には、交渉再開であるから外相訪中ということを含んでいるのではないというふうには伝えられてゐるわけでありまして、ということの意味は、自民党内における、与党内における合意が交渉再開ということを得られるならば、外務大臣の訪中問題については別に論ずる必要はないと、交渉再開ということになれば、当然、それは次の手順として出てくるものと考えてよいという意味でよろしいですか。

○國務大臣(園田直君)　交渉再開をしてよろしいという御理解があれば、後はどのような手段をするか、どのような駆け引きをするか、これは一に政府の持つ専権事項でありまして、外務大臣が全責任を持ち、職を賭してやるべきことであつて、一々これを相談してやつておつては外交はできないと私は考えております。

○上田哲君　大変結構であります。そういうふうにお答えをいただければよくわかります。その点では、どうかひとつ自主的に、見識を持って国民のための外交を政府は代表していただきたいと思ひます。

その場合、同じような表現でお伺いをいたしますけれども、政府の専権にかかわる事項とおつしやつたわけですが、交渉再開の合意が得られるならば、政府専権の交渉事項を推進するに当たつては、われわれも理解し得る最も具体的でかつ早期な時期をお選びになるという気持ちはお変わりになりませんか。

○國務大臣(園田直君)　具体的に余り申し上げない方がよいわけですが、与党の方の御理解を願へば、総理は何らかの形で野党の方々の御意見も伺ひ、そして国民の方々と各党の御理解と御協力を得た上で、交渉を始めるつもりでいらっしゃるわけでありまして、当然、与党を初め、皆さん方の御意見は交渉中にはこれと無関係にあるわけではございません。皆さん方の御意見というものを腹におさめつつ外務大臣は進めていき、その結論としては国民の方や各党の方が納得されるような結論を得るよう全力を挙げるのが私の職務であり、もし、その際、どうしてもできないのであれば、私が職を辞するか罷免されるか、どちらかであるという覚悟を決めております。

○上田哲君　最大級の決意表明がありましたことは大変欣快であります。わが党といたしましては、昨日帰国いたしました党全体としての決意を踏まえまして、いまお申し出のありましたような、政府側から各党の合意を得るといふ申し出がございます場合には、まさに胸襟を開いて、この条約締結のための御協力を惜しまないことを表明いたします。その限りでは、物理的に私どもは四月第三週に園田訪中が実現するものと見解、すべきが妥当であるという見解を持つてゐることを表明しておきますが、われわれの主張を園田外相は深く理解されま

か。○國務大臣(園田直君)　時期とかあるいは方法とかいふことは、これは全くこれからの検討事項であります。詰められれば詰められるだけ口がたくなるだけでございまして、よろしくお願いをいたします。

○上田哲君　最大級の御決意があつたところでありますから、専権に敬意を表しまして、それ以外にはあり得ないものとしての脈絡の中で大いにひとつ一つにこつり笑つておられますから、私は四月第三週に職を辞してと言われた決意の訪中が実現するものと理解をいたしておきます。

念のためであります。私がこのことにこれだけこだわりますのは、物理的にということが一つの条件でありまして、物理的に指を折つてまいります。この時期を逸しますと五月がすぐ来るのであります。五月三日の日米首脳会談のカレンダーが目の前に迫つてゐることを考えますと、日中条約交渉の前に日米首脳会談がなければならぬというようなお考えを政府当局が持ちかどう

かというところを憂うる声もあるわけでありまして。この点はいかがでございませうか。

○國務大臣(園田直君)　それはどちらも関係はないと考えております。

○上田哲君　関係がないといふことはいかようにもとれますね。もつと具体的に申し上げれば、もう一カ月ほどに迫つております日米首脳会談を先にしなければ日中交渉は、園田訪中もできないといふことはありませうか。

○國務大臣(園田直君)　首脳者会談を終わらなければ、こちらの交渉が進まぬといふことはあり得ないと存じます。

○上田哲君　大変よくわかりましたが、もう一歩踏み込んでおきます。日米首脳会談の前には訪中をするといふところまでは伺えますか。

○國務大臣(園田直君)　これは全く御返答ができません。

○上田哲君　はい、わかりました。それでは、やり方の問題でもう一つ伺つておきたいんですが、形態ですね、三つばかりの形があるように思ひます。

一つは、外務大臣が先行されて、いわゆる高島団長以下の交渉団が後から行く場合、それから外務大臣と高島団長以下交渉団が一緒に行かれる場合、それから高島交渉団が先行される場合、三つのパターンがあると思うんですが、この三つのパターンのどれを選ばれることになりましようか。

○國務大臣(園田直君)　ただいま交渉再開の御理解を願つてゐるところでありまして、そのお許しがあれば、それからいよいよ考えることであります。したがって、それは一にさらに事務的に詰め、そういう段取りは相手の国とも相談の上やるべきこととございまして、交渉の内容、やり方、こういうことについてはただいまのところ全然返答はできませんので、お許しを願ひます。

○上田哲君　ちよつとこだわりますが、いま合意を得るために話し合ひをしてゐるのだとおつしやる意味は、中国側ですか、党内ですか。

○國務大臣(園田直君)　党内に対しては、交渉を再開してもよろしいかという御理解を願つてゐるわけでありまして。そこでよろしいということになれば、さらに相手の国と事務的に詰め、どのようにやるかという打ち合わせをした上でやらなければならぬこととございまして。

○上田哲君　私も、そこはそう思ひます。そうなりますと、もう一つこだわりますが、この形態についてもすでに中国側と交渉が進んでゐるという意味ですか。

○國務大臣(園田直君)　それはこちらの意思が決まれば、そういうことを申し入れて向こうと合意することになると存じます。

○上田哲君　したがつて、こちら側の意思をお伺いするわけですが、私は園田外相がもうずばり先行されるべきだと思つてゐます。いまや、先ほども確認いたしましたように、外交の角度からでは解決できない、まさに政治的見地からの解決のみであるといふことを非常に強く中国側の責任者が言つてゐることをやり方の意味は、まさしくもう外交事務レベルの交渉ではない。鄧小平副主席は文字の問題ではないといふ言葉も実は厳しくわれわれにも表明されておるわけでありまして、そういうことを考えますと、もはや交渉団が先行し外交事務レベルの詰めるべき内容はほとんどあり得ない。これはもう先ほど大変最高級、最大級の決意表明があつたことを欣快とするのであります。私は、この際、園田外務大臣が交渉団に先んじて中国側に行かれることが望ましいと、これはぜひひとつそのように考えるのであります。いかがですか。

○國務大臣(園田直君)　御意見は承つておきます。

○上田哲君　先ほどこだわつたのはそのためなんです。向こう側と交渉するについて、こちらの見解なしといふことにはならないわけでありまして、さまざまな御事情もありましようけれども、これはひとつ幕を開くといふことでは、私は、強く園田外務大臣の交渉団に先行する訪中を要望

するわけでありませう。一般的な御意見拝聴でない、しかるべきニュアンスのお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(園田直君) 交渉を再開するということになれば、総理のお許しを得て、一番いい方法を選びたいと考えております。

○上田哲君 一番いい方法は、私と園田外相との認識は一致するものでありませうか。

○国務大臣(園田直君) なかなかなくてみぬとわかりません。

○上田哲君 国家、国民のため、日中兩國のためにはそのことが一番ふさわしいと、ただいま帰つてまいりました私どもの認識であります、この認識に御理解をいただけるものでありませうか。

○国務大臣(園田直君) 御意見は十分承つて参考いたします。

○上田哲君 よくわかりました。十分受け取つていただいて、参考にしていただけるといふことでありますから、あえて私は三つのパターンを申し上げましたけれども、今日交渉内容も限定はされておりますけれども、困難な冷え込みのある中で言えば、やはり政治家としての先ほどおっしゃつた決断を含めて、ぜひ積極的な、最も積極的な形としての園田訪中優先ということをひとつ確認し得たものと私は理解をいたしておきます。

そこで、先ほど申し上げましたように、いまや外交の角度では解決できない政治的な見地云々の内容について伺ひをいたしたいと思います。微妙な問題について触れようと思ひませんので、先ほど申し上げたように、内外注目するであろう御発言のときでありますから、私の方も配慮をいたしますけれども、その限りではひとつお答えをいたしたいと思います。

そこで、今後詰めなければならぬ交渉の内容は覇権問題のみでありますか。

○国務大臣(園田直君) 上田さん、なかなか糸を手繰るように私の腹を手繰り出されますので、だんだん警戒しているところではありますが、内容については一切お答えはできません。

○上田哲君 これは内容じやないんです。内容の中身じやなくて内容の外側でありますから、その限りではひとつお答えをいただきたい。つまり、われわれがゆだねるべき外務大臣が何を考へてゐるのか、まるで国民と違つた方向のことを考へてゐる、あるいは中国側とはかみ合ひのようなないテーマに実は命をかけられたんでは困るのでありますから。内容については深くは入りません。外側を伺ひたいのであります。

逆に伺ひます。覇権問題以外にも、大きく政治決断を必要とする部分があるものでありますか。

○国務大臣(園田直君) 外側も、内側も、煙も出せないときであります、ある時期が来ましたならば、必要に応じて申し上げます。

○上田哲君 余りとびらを閉じているところを無理やりにあけようとはいたしません。これは私どもの今日の持論でもあります。

私は、この交渉が、しかし、覇権問題以外にもあるなどというところであつてはそもそも政治的決断という言葉を論理矛盾をいたしますから、この点は常識中の常識であるということを踏まえてお伺ひをしたわけでありますから、お答えはいたしたいでも、いただかなくても同じことだと思ひますが、覇権問題の解決に努力をするというきわめて抽象的なことは言うまでもありませんね。

○国務大臣(園田直君) いまおっしゃいましたとおり、答えなくても、答えても同じでございますから、どうか私の答えは御勘弁を願ひたいと思ひます。

○上田哲君 はい、了解しました。そう言つていただければ結構であります。

そこで、内容ではなくて、そのための前提条件という部分で伺つておきますが、鄧小平副主席が、七二年九月の日中共同声明から——つまり、こういう言葉を使われました、むしろ前進が望ましいのだけれども、少なくとも後退しないことである、これが今日の兩國の立場でなければならぬ、こういう発言でございました。これは実は福田総理も新聞の上でおっしゃっている言葉であります。

日中平和友好条約は昭和四十七年日中国交正常化の際の日中共同声明第八項において言及されておられ、その締結交渉は約束されているものである、今回の日中平和友好条約は日中共同声明を基礎として、現在すでに存在している日中間の友好関係を長期的に確保しようとするものである、この二カ所を言つておられるわけでありませう。これはもう議論の余地なく、日中共同声明から、いろいろな形の前進ということはあるかもしれないが、少なくとも後退をしないことが基礎であるということと言ふまでもないと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(園田直君) これは総理からも公開の席上ではしばしば、私からも、日中共同声明の立場を貫くということとは明快にいたしておりますから、そのとおりでございます。

○上田哲君 そこで、鄧小平副主席は、中国側が出した案は、実は、共同声明のまる写しである。共同声明の第七項の前の一句を、つまり前の一句を今日に合せて変えたただけだ。言うまでもありませんけれども、第七項は「中日兩國間の国交正常化は、第三国に対するものではない。兩國のいづれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めるときではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する。」この文章の中で、前段の部分の「中日兩國間の国交正常化は」となつていふところを、中日兩國が平和友好関係を樹立し、発展させることは、こう直すのみだと言つておられるわけでありませう。おととい私たちが目の前で聞いてきた言葉がこのとおりなんですか、先ほど日中共同声明から後退をしないのだというところであります、前進があるないは別にして、後退をしないのだというレベルだとしますと、私はこの表現ならば日中共同声明と変わつていないとしか理解できないと思ひますが、何か変わつておりますか。

○国務大臣(園田直君) いま上田さんが読まれた案文というのは、中断をした前の中国側の案文でありまして、なお、それをどのように直せ

と日本が言つてゐるということは、これは政府が案文について意見を交換したことは全くございませぬ。これはその他のことでさういふ話が出たんだと思ひますけれども、それが今後の問題になつてくるわけでありませうから、ここではこれに對する批判は私は避けるべきだと考へております。

○上田哲君 慎重に私はひとつその材料を選んだんですが、あえて伺ひたいのは、前段に総理も言われ、ここではっきりまた外務大臣も表明されたように、日中共同声明からは一歩もひかぬ、こういうことであります、具体的なことは省きます、具体的な表現も触れませんが、しかし、いろいろな形で中国側が表明している今日の中国側の考へ、表現というものは、日中共同声明を超える、踏み出すという部分はないと私たちは考へてゐるんですが、そういう御認識でございませうか。

○国務大臣(園田直君) いま交渉を前にして、中国側の言ひ分なり表現の方法について、私がよいとか悪いとか言うべき立場にはないと存じます。

○上田哲君 前から言われていたことでありますけれども、鄧小平副主席が今回も強調されたのは、元来一秒で解決できることだと、それがここまで複雑になつてしまつた、こういう言葉がございまして、一秒でという意味は、これまでの交渉を大きく変える余地はもはやないという強い姿勢と受け取るべきなのではないかと。

○国務大臣(園田直君) わかりません。

○上田哲君 日本側としては、これまでの中国側の表明に對して、この一秒を大きく変更させねばならぬとお考へですか。

○国務大臣(園田直君) 一に今後の交渉次第だと考へております。

○上田哲君 外務大臣の胸中には、さまざまに流布されております。たとえば、この条約は、などのさまざまの表現を入れることについて、何らかの影響を与えられてゐるとお考へですか。

○国務大臣(園田直君) それは全然お答えすべきことではございませぬ。

○上田哲君 念のために伺ひます。

まさにこのものずばりで、ここに文言を付加することなくした場合にも、言うところの目の中以外の国に対して何らかの刺激あるいは進んで何らかの行動をとるといふ義務をこの表現では負わないだろうというふうに見えることになるのでしようか。

○国務大臣(園田直君) それもお答えはできません。

○上田哲君 一秒ということがあらゆる文言の変更の可能性を持たないという場合にも、決断はあり得ますか。

○国務大臣(園田直君) これは会って交渉をした上での話でありまして、一秒というのも、両方の意見が合えば一秒に近い時間でできることでありましよう。

○上田哲君 わかりました。

モスクワに出張されておりましたサケ、マス交渉の松浦さんがお帰りになった、そして沖取り禁止の撤回の発言をお持ち帰りにされたわけでありますが、これについて中川農林大臣がモスクワを訪問されるわけでありまして、昨日、中川農林大臣と園田外務大臣の会談が行われたと理解をいたしておりますが、この会談の事実はいさぎいまして、そして二つの要件で、一つは、一党員として友好条約は慎重にやれという強い申し入れ、一つはいまの漁業交渉の報告であつて、外務、農林協力をしたことをうまくやろう、こういう相談でございました。

○上田哲君 それが非常に気になるわけでありまして、外務、農林協力してと仲よくなられますと、日本政治の伸よしというは足して二分の一が伝統でありますから、そこで余り露骨な言い方は慎むべきでありますけれども、沖取り問題などもあるわけで、この際、中国交渉についてはその分だけ前へ進むというふうなことが仲よくということであつては困るのであります、よもそのようなことはございせんか。

○国務大臣(園田直君) 外務省と農林省が外国

と結ぶ協定なり条約なりでありますから、外務省が表面の責任者でありますから、農林省と外務省がよく相談してやることは当然のことでありまして、だからどうこうというふうな内容のことは申し上げられせん。

○上田哲君 もう少し具体的に一つ確認しておきますけれども、この問題が日中交渉に影響を与えることは全くないと断言をさせていただきますか。

○国務大臣(園田直君) 全くあるかないかは、今後の進捗状態だと考えております。

○上田哲君 それは大変困るのです。全くあつてはならないことだと思ふんですが、関係があり得るんですか。

○国務大臣(園田直君) 日本の国がやることでありますから、影響がないとは言へません。

○上田哲君 沖取り問題が出てこなかった前と後では変わりますか。

○国務大臣(園田直君) それは困ると思つていらっしゃるから、うまく連絡してやろうじゃないかと、こういうことでありますから、それ以上は答弁はできません。

○上田哲君 榊問答みたいなんですが、つまり沖取りが出てくると、日中を進める——このままでいくと困るぞという意味ですか。

○国務大臣(園田直君) 榊問答をよくおわかりの上、私にはつきり言わせようとなさるところに無理があると存じます。

○上田哲君 わかりました、よくわかりました。そういうところはひとつ、仲よくという言葉だけではなくて、外交関係の中に微妙な影響の影を落とすことを否定することはできないでありますけれども、それが実は日中問題の基本にかかわるようなことになつてもらつては困るので。

念のためにお断り申し上げておきますけれども、わが党といたしましては、言うところの親中派でありますとか親ソ派でありますとかという立場は全くございせん。私自身もそのとおりであります。まさに決して狭いエゴイズムではない国民全般的の利益ということを考えなければならぬ

立場でありまして、その限りでは、わが党も今回の会談におきましても、その基本原則を固守してまいりましたし、最も高い次元において日本の外交政策があらゆる国々と友好を深めつつ進むということは今後とも変えてはならないことだと思ふのであります。その立場に立つて、たとえば二百海里の問題以来、漁民の受け取る打撃の深刻さといふのはまことに目を覆うばかりでありますし、このことに深甚な配慮をなすべきは言うまでもありませんけれども、そのことの配慮の余り、今回、一衣帯水の中国と日本の間に、ようやくにしてこれまでにならぬ形で行われた、そのこれまでにならぬ形で成熟しつつある日中平和友好条約締結の可能性を何分の一かでも減衰させるといふことになつては絶対にならないことだと思ふわけでありまう。まあ両大臣それぞれの立場でどのようなお話があるかはひとつ個人的友情に限定をさせていただいて、国民の大きな願望であるこの交渉に影を落とすことのないように御努力を要望しておきたいと思ひます。

私はどうも座つて質問するというのは性に合いませんので、立つて質問いたしました。たとえはまさに猛將園田外務大臣に対してこの程度では許しがたい答弁の部分もございしますが、非常に微妙なところであり、きのう帰つたばかりであり、ぜひともひとつ小さな石ころが全体の前進に支障を来すことのないことを願うために、大要抽象的、一般的でありました御発言をも含みながら、かなり率直に御見解の表明があつたことと思ひますので、機を逸することなく、先ほど来榊問答の中

にいたしまして、ぜひ一刻も早く政治決断をもつて日中平和友好条約締結のために御努力あらんことを希望いたします。また、わが党といたしまして、第八次に及ぶ交渉、会談及びそれを支える国民運動の面を含めて、この条約締結のために今後とも政府の動向を見守りながら、全力で協力すべきは協力をするということも表明をいたします。外務大臣からそれらを含めて強い決意をひ

とつ伺いたいと思ひます。

○国務大臣(園田直君) 日中友好条約に対する非常な熱情から御配慮を賜りましたことを御礼を申し上げます。

一時間におわたる質問の御発言の中、あるいは中国から帰られたばかりの生々しい体臭のもとに発言された御趣旨は十分拝承いたしましたので、全力を挙げて努力をする所存でございます。ありがとうございます。

○上田哲君 終わります。

○矢追秀彦君 日中問題に入ります前に、成田空港の事件につきまして大臣に所信をお伺いしたいと思ひます。これは質問通告しておりませんので恐縮です。

大変このように事件が起りまして、空港の実際の開港もおくれることになりました。国際的な信用が失墜しておるわけでありまして、諸外国からいへる苦情等もきておりますが、これに対して外務大臣としてはどのようにこの国際信用を回復させるために具体的な手を打たれるのか、その点について伺いたい。

○国務大臣(園田直君) 御発言のとおり、まことに遺憾なことで、特に安全ということを中心点に置いて運航される各国の航空関係の方々に不信を与えたことは取り返しのつかない遺憾事であると考へております。

それで、これについては破壊された計器その他を完全に修復すると同時に、全面的な見直しをもやつて各国の方々が安心して着陸、離陸ができるように、往復することができるようにならなければならぬ、早急にやるべきだと考へております。

○矢追秀彦君 特に日本赤軍、この過激派は世界的にかなりいろいろな事件をそこらじゅうで起こしましたので、諸外国から見ても大変ひんしゅくを買つておるわけですが、この問題については外務大臣として過激派に対する反応です、どう対処されるか。

○国務大臣(園田直君) 二回におわたる対策会議を開きましたがいま仰せのとおりでありまして、

新空港が国際的な信用を回復すること、このような事件を起こした暴力集団、こういうものに対する徹底的な取り締まり、これは別個の問題であり、集団暴力に対する考え方は幸い各党、野党の方々の御意見も一致しておりますので、政府は、世界的に激派の行動は日本の売り物みたいな印象を与えておるときであり、この取り締まりは、この際徹底的にやっ、こういうような世界に対する不信の念を一掃することが大事であると考えております。

○矢追秀彦君 この事件が起ると政府はいとも徹底的な取り締まり、私は取り締まりをやめろというわけではありませんが、もちろんそれもやりながら、そういった分子の発生しないような社会をつくる——これは政治に対する不信ということが一番特に大学生の間に起つて、このことは余り政府は言わないわけでは、こういうことが起れば直ちに取り締まり取り締まりと、過剰な警備と、こういうことになつてくるわけでは、その辺をひとつまず政治の立場から反省をされて、大学のあり方問題になるでしょうし、また、それ以上に政治というものが国民の信頼を取り戻す、私はここが一番大事だと思ふんですけれども、その点はいかがですか。

○国務大臣(園田直君) 暴力集団が利用するような原因をつくらないこと、これはまた大事でありますけれども、こういう際には、ややもするとそういうことが暴力集団に対する理解とか同情に変わるおそれもありますので、この際は、徹底的に暴力集団のやり方を追及をして、そしてまたおつしやるような、その後そういう紛争が起きないようにする、紛争の原因をつくらぬようにする社会環境をつくる、こういうことも大事であると考えております。

○渋谷邦彦君 いまの問題に関連して、確認をお願いをさせていただきたいと思ひます。
今回の事件は、もう遺憾という心情を通り越した状況ではなかつたらうかと思ひます。で伝えら

れるところによりますと、アメリカの一流紙は一面トップでもって、今後日本の空港への乗り入れというものは考え直さなくちゃならぬという趣旨の報道がなされているということも聞いておりますし、特にパン・アメリカンあたりではその点を非常に憂慮しているということも伝えられ、急速その対策に腐心をしているというようなことが言われております。

で、政府側としては、完全に修復がなされて就航まで約一カ月余りかかるのではあるまいかという見解の表明もあります。ただし、これまでこのいわくつきの成田空港というものが果たして国際信用の回復につながるものかどうか。油送管の問題あるいは今回の管制塔の破壊等々、予測しない出来事が続いたわけでしょう。しかも、その警備態勢とゲリラ側の数の上での比較を考えた場合に、圧倒的に警備隊が多かった。しかも、そうした一万数千名の警官を動員してまで警戒態勢に当たらなければならぬ、これが一体いつまでそういう状態が続くのか。また、そうしなければ秩序の維持というものができないかということになりますと、成田空港の今後の運営の上で、われわれが素人的な感覚で判断をいたしましたも、先行き非常に不安がつきまとうんではないだろうか。そうしたことも十分政府側としては考慮の中に入れないながら、今後の対策に取り組まれるのだからとばかりは思ふんです。

しかし、いま御答弁を伺っておりますと、確かに今回の事件が起つて徹底取り締まり、それもあるべきであります。ただ、それだけでもって一切が解決されるというふうにはわれわれ思いたくないわけでは、まだ不備の点が相当あるんではないか。で、果たして一カ月有余くらの期間で国際的な信用の回復に努め得られるものかどうか、そしてまた、その信用回復が一応なされたとした場合に、それが将来にわたって持続できるのかどうかという御判断はいかがでございますか。

○国務大臣(園田直君) 私、所管でございせん

から、私が責任を持つてお答えするかどうかは別として、話を聞いたところによると、壊された計器その他は大体急げば半月ぐらいで修復ができるだろう。しかし、いまおつしやうたように、その他の設備、その他各国との連絡、こういうものがあるからもう少し時間がかかるだろう、こういうことでございませう。

いまおつしやいました発言は十分これを拝承して、それに対する対応の措置をするよう関係各省には私の方から連絡をとるつもりでございます。

○渋谷邦彦君 いずれにしても、閣議でもっていろんな対策というものが基本的には決められていくその中で、当然、園田さんもその一員としてお加わりになっておられると思ひますし、特に、いまお話がなされておりますように、国際的な信用というものを考えた場合にこれは猶予できない、十分その点も、たとえ所管外かもしれませぬけれども、考慮の中に入れてお取り組みをせひいただきたい、こう思ふわけでございませう。

○矢追秀彦君 それでは日中問題に移ります。先ほど来、上田委員の方からかなり詳しく生々しい社会党訪中団の状況を踏まえて質問がございました。ある意味ではタブーな面が出てくるかもわかりませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず、先ほど来問題になつておりました東京における日中平和友好条約の調印式、御答弁等を含めまして、かなり可能性が高い、もう東京調印式は現実、時期は別として、調印式は東京ということとは私は決まつたように思ひますが、もしそのように東京で調印式が行われた場合、正式招待として華国総主席あるいは鄧小平副主席を招待することになると思ひますが、それに対する返礼の意味も含めまして、批准書の交換については日本の総理が訪中をしてやるようになるのか、その点はいかがでございますか。

○国務大臣(園田直君) 先ほどから申し上げま

いう意味なのか、その後行つてもいいという意味なのか、具体的にはわからぬわけでありまして、おいでになれば、中国の首脳が訪日されるということが実現すればわが国は誠意を持つてこれを歓迎したい、こういうことはありますけれども、それをどのようにやるのか、その後どうするのかということは、まだそういう話だけで私が想像してお答えすることは適当でないと思ひます。

○矢追秀彦君 しばしばこの日中問題はこれまで議論されてまいりまして、総理も決断した、あるいは外務大臣が早々に中国を訪問される、相当言われてきているわけですが、いまの時点でいよいよ与党内への、先ほど来もお話がございましたように、いろんな了解を得るための会合が持たれてきております。ということは、中身も含めまして、いよいよ福田総理はこの平和条約の締結についてこの線できいくという腹を決めた、こう受け取つてよろしいですか。

○国務大臣(園田直君) 総理のお考えを私が申し上げると、また誤解を招きますから申し上げませんが、総理は締結に向かつて交渉を再開したいという決断は間違いないにされておるところでございます。

○矢追秀彦君 いまの時点で交渉再開を決断したというところはかなりのものがまとまらなければできないわけですね。そのためにいろいろいま党内でおやりになつておられると思ふんですけれども、それはいかがですか。

○国務大臣(園田直君) 交渉を始めようという決断はもう相当前にされたように存じております。これはしばしば国会でも言つておられたところでもあります。いよいよ大体これで機は熟してきて、交渉再開の実行に移つてもよいと判断されたから、党側に向かつて理解を求められておるところであると存じます。

○矢追秀彦君 ここで余りその中身等は言うのは大変だと思ひますが、いまのお話を聞いておきますと、やはり具体的に中国側につける大体最終的なものは決まつた上でその決断をさ

せるために友好条約を締結すること自体について反対という意見はないようです。だんだん

一致点が見出されるという見通しがなければこれは行けないわけですから、その点については私は

前というのはむつかしいような気がするんですが、その点はいかがですか。

特にアジアの安定と平和ということを目標に進めていく交渉でありますから、アジアの国々、その

他の国々、関係諸国の意向を知ることが外務大臣の当然の職務であると考えておりますが、首脳者会談へ行つてからこういうことをやりやすというようなことでは、とうていこれは仕事が進まぬと思つております。

○矢追秀彦君 日中条約と安保条約についてちよつとお伺いしたいと思ひますけれども、それがありますので、私、首脳会談でこういう話が問題になるかと思つてお伺いをしたんですけれども、従来、政府は、台湾は安保条約で言う極東の範囲に含まれてゐる、こういう見解をとつておりました。これは日中条約が締結されれば変更になるのですか、その点はいかがですか。

○政府委員(大森誠一君) 今回の日中平和友好条約交渉というものは、先ほど来お話が出ておりますように、日中共同声明を基礎として交渉が行われるということでございます。この日中共同声明が出されました際に、日米安保条約というものに触れられることなく日中間の国交が正常化されたということがございますので、今回の日中平和友好条約というものがまとまりました場合にも、それが日米安保条約というものに影響を及ぼすこととはないというふうに考へております。

○矢追秀彦君 私が聞いてゐるのは、安保体制ではなくて、安保条約の解釈が変更されるというふうなことがあるのか、要するに従来の政府の安保条約の、いま申し上げた極東の範囲についての解釈は変わらない、こういう線でいけるのか、あるいは検討をされるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(大森誠一君) ただいま申し上げましたような次第でございますので、日中平和友好条約というものが成立いたしました晩にも、この問題を含めまして日米安保条約というものを変更するということのような考へ方は持つていない次第でございます。

○矢追秀彦君 いや、それは私の質問に対する回答じゃないですね、安保体制を云々は私も理解できるんですよ。安保条約における極東の範囲の中における台湾問題については変更があるのかない

のか、従来どおりの解釈を進められるのかと。というのは、もし台湾が中国領土の一部であるという認識であれば、当然、極東の範囲から除かれるべきであると私は思ひますけれども、そういう場合に変更が出てくるわけです。その場合、日本としては変更したいと、こういう気持ちがあつても、アメリカもありませんから、そういう意味で私は米政府との話し合い等が出てくるのかどうか、その点、予想でございませうけれども、お聞きをしておるわけです。

○政府委員(大森誠一君) 先ほど申し上げましたように、基本的に政府として先ほどの極東の範囲といったような問題を含めまして、日米安保体制というものを改めていくという考へはないわけでございます。

○矢追秀彦君 大臣も同じ見解ですか。

○國務大臣(園田直君) いま局長から答弁したとおりでございます。

○矢追秀彦君 これは仮定ですけれども、もし仮に台湾が武力解放されると、こういう事態が発生した場合、今日の米台関係、日米安保条約上、もし米軍がこれに関与をしたならば、在日米軍基地からの作戦行動ということになるわけです。この点については私はお伺いしておるわけですが、その点についてはいかがですか。

○政府委員(大森誠一君) その点につきましては、中国には中国の立場があるというところは存じておりますけれども、私ももといたしましては、この米中上海コミュニケというものができまして、米中間でもいろいろ話し合いが行われてきてゐる、こういう状況から考へまして、この台湾の問題につきましても平和的に処理されるということとを強く念願してゐるわけでございます。そういう仮定に立つた問題についてお答えすることは差し控へさせていただきます。

○矢追秀彦君 外務大臣にお尋ねをいたしますが、米中関係、これはどういふふうになつていくという見通しをお持ちですか。

○國務大臣(園田直君) 米中関係は日中関係と違つた要素があるわけでありまして、一方は、台湾に米軍が駐留をしておる。それから一方、米国の方は、不測の事態が起きないように中国に対して武力解放はしないようにという要求をしたが、両方ともこれは話が合はなかつたということとは、先般のパンス國務長官が中国を訪問した後も公にされたところでございます。したがしまして、表面上、いま近い時期に米中関係が話し合うと思ひまされんけれども、両国とも大國でありまして、そういう現実のもとで何らかの友好関係は進んでいく、このように判断をいたしております。

○矢追秀彦君 次に、ソ連側が大変日中条約に神経をとがらしてゐることは最近のブラウダを初めとしておる文書等についても言われておるわけですが、復措置、世上よく言われております、こういうものはあるという考へに立つておられますか、予想されましか、その点はいかがですか。

○國務大臣(園田直君) 今後結ばるべきであろう日中友好条約の内容次第で、これがソ連を敵とするものであるならば、ソ連としては何らかの行動をされるのでありましよう。しかし、日中共同声明の立場を貫いてこれが締結される場合には、日中共同声明がなされた場合もソ連は何らのこともなされなかつたわけでありまして、日中兩國に世界各國が納得するようなものであれば、ソ連がそういう特別な行動をされることはなからうと思ひいたしております。

○矢追秀彦君 ソ連側については、もうこれ以上話し合はされませんか。この前、大臣はソ連へ行かれて、相当厳しい議論をされてきておられますけれども、この日中条約に関してはソ連側に対してはどういふうな理解を求めるといふことが、話をつけるという点、その点はいかがですか。

○國務大臣(園田直君) 交渉締結前に、ソ連側に連絡すべきことはもう余りないような気がいたします。仮に締結すれば、その内容をソ連側にも理解を求める努力をすることは必要であると考へて

おります。

○矢追秀彦君 次に、竹島問題についてお伺いをいたしますが、竹島問題は長年にわたる日韓間の懸案であります。韓国側は、日韓条約の際、交換公文に基づいた交渉には応じてこないし、しかも、ここ数年、警備施設設置あるいは常駐など実力行使によつて既成事実の積み重ねがされております。こういう態度というのは決して日本に対して友好的とはいひがたいんですが、これはしばしばこの委員会でも問題になっておりますが、改めて外務大臣にお伺いしたいと思います。これは決して友好的ではないと思ふんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(中江要介君) 竹島については、いま先生御指摘のように、紛争解決のための交換公文があるにもかかわらず、その交換公文にのつた話し合いが行われてないという現実がございまして、その前提をいたしまして、日韓正常化交渉の際に、日本側は、竹島はこれは日韓間の紛争であるという認識のもとにこの交換公文を行つて、これによつて解決しようという努力を続けておるのに対して、韓国は、あの島は自分の固有の領土であつて、紛争ではないという主張を日韓正常化交渉のときからしておたわけですね。しかしながら、韓国がそう言ひましても、日本には日本の固有の領土であるという十分な根拠があるわけですので、これは国際法的に見ますと、間違ひなく紛争であるわけでございます。

したがしまして、両國間で話し合いによつて解決しなければならぬ立場にありながら、いま御指摘のように、警備隊を置いたり、もろもろの施設を設置したりしておられます。これは日韓関係にかんがみまして、まことに遺憾なことであるといふふうに受けとめております。ただ、話し合いによつて解決すると言ひましても、ただ話し合いをすればいいというだけではなくて、その話し合いによつて解決するのだという共通の認識が前提になければなりません。そういう意味で日韓間にこの問題についての相互信頼、相互理解というものが

が深まって、紛争解決に関する交換公文にのつとつた解決が実りあるものになるという時期を早く招来したい、招きたいという態度で日本政府は臨んでおるわけでございます。

○矢追秀彦君 ます、もう少し強く施設、人員の撤去を求めたいと思いますが、この点についてはいかがですか。

それから、外務大臣は、韓国が不法占拠している、こういう認識をお持ちになっているのかどうか。

それから、これまで何回も日韓定期会議が行われておりますが、この問題は取り上げられてきておりません。そういった点についても大変弱い姿勢のように国民は感じておるわけですが、今秋予定されておる日韓閣僚会議ではこの問題が取り上げられるのかどうか。その三点について伺いたいと思います。

○政府委員(中江要介君) 第一点の、韓国が設置しております設備、施設のみならず、配置されております人員あるいはその他の韓国側が公にしております措置、そういったものにつきましては、事実が確認されまことに強硬に韓国側に撤去なり善処を求めおるわけですが、残念ながら、いままでそれに沿った効果というものがあらわれないのは私も私としても遺憾に思っております。このことは先ほど申し上げたとおりでございます。

この問題について、不法占拠であるという認識があるかといいますと、これはまさしくそのとおりでありまして、日本の、歴史的に見ましても、あるいは国際法的に見ましても、固有の領土であるという点については日本政府の立場に一点の疑念もないこととありますので、それを韓国が不法に占拠しているという、そういう前提でこの問題を日本側で認識していることは、これは間違いない点でございます。

第三番目に、定期閣僚会議の議題としてでも韓国側と話し合いたいという強い御意向は、過般、園田外務大臣も委員会の席上表明されました。い

ままで日韓定期閣僚会議の開催に先立ちまして、双方で議題について合意をいたしまして、それを議論するわけでございます。ただ効果のない問題で言い合うだけの議題というものが果たして賢明かどうかという問題もございますけれども、今回は、外務大臣の御意向もありませんし、できることならば議題に掲げることについて韓国側と強く話し合いを行って、幸いにして議題となりましたならば、日本側の主張を引き続き、繰り返し先方に働きかけていきたい、こういう方針でございます。

○矢追秀彦君 この竹島問題もずっと問題になりながらいまなお解決していない問題でありますので、外務大臣、ひとつ精力的に取り組んでいただいて、何とか国民が納得できる線を出していただきたい。かなり厳しい姿勢も必要ではないか、こう思いますので、この問題については、最後に大臣からお答え願いたいと思います。

○園田直君(園田直君) 御意見十分拝聴いたしまして、努力をいたしたいと存じます。

○矢追秀彦君 最後に、中東問題を少しお伺いしたいと思うのでございます。中東は依然として、いまなお中東和平というものが、華々しくベギン首相とサダト大統領の間で話し合いが始まったにもかかわらず、いまなお低迷を繰り返しております。私、大変中東紛争というのは、日本と遠いところであるからといって関係ないのではなくて、大変重要な関係を、OPEC等が絡みますから問題にするわけですが、この中東に対して政府としてはどのように注目をされておりますのか、まずお伺いしたい。

○園田直君(園田直君) これはしばしば申し上げたとおりであります。過去の経緯は御承知でありますから省略いたします。両方盛んに努力をしておりますが、パレスチナ問題、占領地撤退問題等で相当の両方の立場の隔たりがあったところへ、最近になって御承知のとおりパレスチナゲリラのイスラエル侵入、イスラエルのレバノンへの侵攻事件等が起こって、関係諸国の和平努力を

取り巻く環境は一層厳しいものになっているところでございます。

しかし、ここで紆余曲折はありましても、この和平工作が成功しなければ、これは大変な事態になるわけでございますので、わが国としては、関係当事国の一層の努力によって一日も早く中東に公正かつ永続的な和平が来るように願うばかりでなく、この前に参りましたときにいろいろ相談をしておりますから、わが国としてこの和平工作に貢献できる問題等は、逐次、これを努力していきたいと考えております。

○矢追秀彦君 いま最後に言われた、その具体的にとどういった点が貢献できるのか、その点はいかがですか。

○園田直君(園田直君) この和平工作に対しては、中東諸国は、全部今度の和平工作が停滞すると、これは非常に深刻な状態になってくる、そこでイスラエルの面目も立てながら自分たちは何とかやっていきたい、こういう希望でありまして、そのためには、日本に対して、一つは非産油国に対する経済技術の協力、もう一つは米国に対する話し合い、ヨーロッパ諸国に対する世論の工作、こういうことを頼まれているわけでありまして、これを逐次やっていっているわけでありまして、その基本は、国連で決められた線に従って、われわれはこれを和平工作に横から努力をしたいと考えております。

○矢追秀彦君 ぜひ、中東、私も大変心配をしております。かなり大臣もいま厳しい認識でございいますからいいと思えますけれども、本気になってこの問題には取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、四月に入りますと、日中条約の交渉があります。それからソ連との間の漁業問題が出てきます。またアメリカとの首脳会議、これももう五月ですから、本格的に日中あるいは日ソ、日米、大要外交の華やかな時期にこれから入るわけでございます。それだけにほぼ自主性と国民の世論というものをバックにした上での交渉をやつて

いただかないと、いろいろ日本がいま御承知のように四高に見られるようにある面では袋だたきに遭っている時代です。それだけに慎重、そしてまた大胆に勇敢に私はやっていただきたい、こう思います。この日中、日ソ、日米、この四月を迎えまして、大臣の所信を最後に承って質問を終わりたいと思います。

○園田直君(園田直君) 仰せのとおり、各種の問題が詰まりまして、華やかというよりも複雑、深刻になつてきたわけでありまして、いまの御注意をよく承りつつ、これに対する対応の措置をやつていきたいと考えております。

○和田善生君 それでは、まず最初に日中交渉問題についてお尋ねをいたしたいと思います。この問題についてはけさほどから、それぞれ角度は違いますが、いろいろな観点から問題点が取り上げてこられました。かなり明らかにした点、また明らかにならなかった点もあるわけでございます。時間の関係もございいますので、とりわけ重要と思われる点にしばしばお伺いをいたしたいと思います。もちろん、いま非常にむづかしい時期に到達しているわけでありまして、外務大臣として言いにくいこと、また、われわれが無理に聞き出してはならないようなことについてはお聞きしようと思いませんけれども、伝えられる限りにおいて、かなりいろいろな面で不安といえますか、私も疑問を感じざるを得ない点があるわけではございません。

その一つは、けさほどからこれも何度か触れたこととありますが、外務大臣が訪中をされて政治的折衝を図る、こういう言葉が使われております。この点について外務大臣は衆議院等におきまして、政治的決着という言葉は誤解を招くが、いまや政治的な折衝の段階にきたんだ、こういうような意味のことを説明をしておられたと思うんです。それからこの席でも都副首相の発言内容、すなわち社会党訪中に対して語った言葉の中に、外交の段階を離れて政治の段階に入つたということが議論になりました。私は、実は、このことが

よくわからないのです。けさほどの議論を聞いておつても十分納得できません。

というのは、内政といふ防衛といふ、あるいは外交といふまでも、それは政治のそれぞれの分野を表現しているわけでごいまして、日中平和友好条約の交渉というのはすぐれて外交的な課題でありまして、交渉のレベルというのが事務折衝のレベルか、あるいは局長ないしは外務大臣のレベルになるのか、あるいはこの先進国首脳会議等もございしますが、各国のトップのレベルであるのか、その交渉のレベルの問題はいろいろあると思うのです。しかし、ここまでが外交折衝でこれからの政治的折衝だということになると、一体、その政治的折衝というのは何を具体的に意味しているのか、当事者である外務大臣からお伺いをしたいと思うのです。

○国務大臣(田中角栄) 政治折衝または政治決着という言葉はさきから抽象的なあいまいな言葉であります。また、鄧小平副主席が言われた外交を離れて政治の段階だと言われたことも、これは抽象的な言葉であります。

そこで、私は、外交というのは外交事務と政治と離れてはあり得ない。これはあくまで一体のものであつて、折衝をする場合には筋を通しながらやつていかなければならぬ。その筋とは外交折衝、外交事務的なレベルであると考えて、あくまで政治折衝とは事務的なレベルの話し合いから政治家同士の話し合いに段階を移すという意味が厳密な意味だと考えております。そこで、私は、仮に訪中する時期が来ましたならば、外交に責任を持つ政治家としてあくまで筋を通し、事務当局いわゆる外交チャンネルの意見を聞きながら交渉に当たり、国民及び各党の皆様の理解を得るようになりたいということを政治折衝と述べたわけであり

ます。

ういう意味を政治決着はつけませんという言つた意味でございまして、あくまで筋を通しながらみんなの人が納得をするような解決をしたい。その解決をするに当たっては、ある段階が来れば、私も政治家として、政治家同士の話し合いにレベルを移していくべきときではあるのかなと、こういう意味でございまして。

○和田善生君 政治的折衝という意味が非常にはっきりしてまいりまして、そうした意味でありますならば、やはりあくまでも日本の国の利益を踏まえて筋を通して解決をするという面に外務大臣の努力をお願いしたいと思うわけです。

ところで、そういうような努力に関連いたしまして一つ伺いたいことがあるわけです。これは政府委員の方にまず最初にお伺いをしたいと思ふのですが、この委員会でも問題になりまして、私も理事会で取り上げて問題にした一人でございますが、日中交渉に對する外務省の説明という文書があるわけでありまして、これに對して外務省の説明するところによりまして、そういう文書はある、しかしそれは外務省の公式な文書ではない。説明を求められて参考資料に出したもので、粗雑な表現というものはあるけれども、そこに書かれていることは外務省の考えているところとおおむね食い違ひはないのだ、こういうふうに聞いたわけですが、そういうふうに理解してよろしいかどうか、最初に確かめておきたいと思ふわけです。

○政府委員(中江要介君) 御指摘の文書は、まず外務省の文書があるがとおっしゃいましたが、私どもの認識では、外務省の文書と言いますときには、これはやはり外務省の公式な文書という意味にとりまします。その文書は外務省の文書ではないといふことが第一点でございまして、しかし、他方、ある人に外務省の事務当局が御説明をいたしまして、それを文書にしたためてくれないかと

言われてしたためたものでありますので、その内容は、外務省の事務当局の説明したところでありま

すので、そこには食い違ひといひますか、外務省事務当局が考えてないことがあるかという点、それはないといふことでございまして。

○国務大臣(田中角栄) ちょっと補足いたしまして、けれども、正直に申し上げますと、いま与党の理解を求める努力をしているわけでありまして、ある議員から説明をするのに資料を持ってこいと、こゝ言われて持ってきたのがあれでありまして、それをその議員がコピーをして配られた、こういう経緯がありますので、念のために。

○和田善生君 そういうふうには私も理解をして質問を進めたいと思ふんですが、最後のところで外務省の考え方と違つていふわけではないといふ意味の御説明がございました。直接私はその文書にしたものを持っています。直接私はその新聞記事の引用でありますから、間違つておつたら訂正をしていただいたいと思ふんですが、その説明に使われた外務省の担当官が記したという文書の中で、こういう言葉があります。

「元来、この条約は、日中間に何ら新しいコミットメントを行うものではなく、日中共同声明を基礎として、現在すでに依存している日中の友好関係を長期的に確保しようとするに過ぎないものである。つまり、日中共同声明の延長線上のものである。」(このように書かれております。これはこのとおりですか。

○政府委員(中江要介君) その結論的に書かれております日中平和友好条約というのは、日中共同声明の延長線上のものであるという認識は、これは共同声明が出された直後の北京のプレスクラブにおける大平外務大臣の説明にもそのように述べられていふところで、私どもの一貫した認識でございまして。

○和田善生君 そこで、非常に大きな疑問が出てくるわけですね。もしいま私が確認をしてお答えになつたようなことであるとすれば、何も問題がないんです。それこそ中国サイダーが言うように一秒で調印ができることのはずなんです。それがなぜこういうふうな時間がかかれ、政府においてもいろいろと慎重な配慮をし、問

ただされればされるほど田中大臣の口もかたくなる。説明がつかないと思ふんですね、このとおりであるならば。したがって、私は、もし外務省当局がこういう考え方を持っているとすれば、これはまさに世論をミスリードするものではないか、あるいは与党に對する説明工作としても納得をせよというためには、ことさらにこういう言い回しをするということは大変問題を後に残すことになりはしないかということに非常に恐れるんです。

なぜかといへば、これはけさほど来もそういう点がいろいろ議論されておりますけれども、共同声明以来約五年たちまして、その間、覇権反対という問題に對する中国サイドの態度にかなりの変化があつたといふことは、公式の声明文章あるいは中国内部に對する政治報告等、これは中国自体が公表しているテキストに基づいても明らかで事実であると思ふんです。したがって、もし外務省のこういう見解で、これは何ら新しいコミットメントを行うものではないんだ、日中共同声明の延長線上のものであるんだという形になれば、私は逆にお伺いしたい。

これは外務大臣からお答えをしていただきたいと思ふんですけれども、それでは田中元総理が中国を訪問して日中共同声明を出したときに、そのときは田中元総理を初めついでにたわが方の外務省の担当者も含めての話です。覇権反対は即反ソである、しかもそれはソ連社会帝国主義の侵略や敵に對する、そしてこのソ連社会帝国主義の侵略やあるいは桐鳴や侮りやこういうことを受けている国々と広範に提携をして反ソの統一戦線をつくる、それが中華人民共和國の国家としての基本的な大原則である、そのことを承知の上で覇権反対の共同声明に調印をせよと示したのかどうか、このことを確かめなくちゃいかぬことになる。場合に

点。

○政府委員(中江要介君) まず、私から御説明さ

していただきますが、この覇権反対条項を含めた日中共同声明が出ましたときの交渉経緯あるいは調印の前後の事情というものについて確かな記録に基づいて申し上げるわけではありませんが、一つは、この覇権反対条項に書かれていること、つまり日本も中国もともにアジア太平洋地域で覇権を求めない。このこと自身はこれは日本もかつてアジアにおいていろいろの出来事を経験してきておりますその立場あるいはそういう過去の日本をイメージの中に持っているアジアの他の諸国の対日感、そういったものも考慮にいれまして、日本が覇権を求めないということを公にすることにそれはそれなりの意味があるであろうし、また、日本の平和と安全と繁栄がかかっておりますアジア太平洋地域において、それがいかなる国であろうと、覇権を求めようとする試みがあれば、これには日本は反対であるということ自身も、これも妥当なことであるという素直な受けとめ方が一つにあったというふうに聞いております。

もう一つは、一九七二年の二月に上海で出された米中共同コミュニケにおきまして、アメリカと中国が同じような約束をしているということもありまして、当時、この条項自身について反ソ統一戦線にこれによって日本が巻き込まれるというような認識は全くなかったということだけは申し上げることができるかと思ひます。そしてまた、それを原点といたしまして、その延長線上の条約交渉に臨んでいる、こういうことであらうかと思ひます。

○和田春生君 確かに当時はそうであつたと思ひます。私も、当時、日中の交渉につきましましては衆議院に議席を持っておつたところですけれども、本会議でも質問をしたこともあるわけですが、確かにいまあなたが説明したような理解でほとんどの日本国民は受け取つておつたと私は考えるわけなんです。ですから、あそこで、宣言された覇権反対ということは一般的な原則である。中国の

方は、確かにアメリカ、ソ連超大国の覇権に反対をする、こういうことは言つておつたけれども、それはそれとして、あの共同声明、コミュニケの文句はいま説明をされたような理解として、恐らく田中元総理を初め日本側代表团もそういうつもりであつたでしょうし、全部がそういうふうに取り取つておつた。

ところが、その後、御承知のとおり、一九七五年の一月開かれた第四期の全国人民代表大会で中華人民共和国憲法が採択をされた。この中で、ソ連社会帝国主義、これに対する規定というものがはつきり入つてきた。そこにおける政治報告においても、まさにソ連というものを明確に一つのターゲットにして覇権反対ということが説明をされた。しかし、まだこのときには帝国主義、社会帝国主義というものが並んでおつて、そのときに同じく七五年に行われた日本社会党と中国との共同声明の中におきましても「双方は両超大国の覇権主義に反対することを一致して認め」たという表現になつてゐる。

ところが、昨年の七七年八月十二日の中国共産党の第十一回全国代表大会で華国鋒主席が政治報告をやつております。これは中国の大統領が発表したデキストを私はここに持つてゐるわけですが、この中では、もう明らかに覇権反対というのはソ連が主敵である、そしてその反ソの統一戦線をつくるために、簡単に言えば大いに奮闘しなくてはならぬ。しかも中でいろいろレーニンの言葉まで引用されておりますけれども、どんなすきにでもつけ込む、どんな小さなことでも利用する、どんなに頼りない同盟者でも利用する、そして戦つていかなければ、この強大な覇権主義の国に對して戦いを進めることはできない、ごく要約をしたからテキストどおり正確でありませんが、ということまでうたつてゐるわけですね。

そして今度新しく、その後、ことし三月につくられた中国の新憲法におきましては、皆さんもお読みになつてゐると思ひますけれども、「社会帝国主義と帝国主義超大国の侵略、転覆、干渉、支配

侮辱を受けているすべての国と連合し、最も幅広い国際統一戦線を結成し、」云々と、こうなつてゐるわけですから、これは日本側が變つたんじゃないんですね。それはもともとソ連アメリカの覇権反対ということも言つておつたが、いまやアメリカは二の次にして、至るところに、とりわけソ連社会帝国主義、とりわけとて、主敵にしている。

そういう状況のもとにおいて、つまり覇権に反対をするという言葉は同じであつても、中国側の国家の体制として意味づけが反ソという面で非常にエスカレートしてきているという今日の段階がある。だからこそこれが問題になり、総理も外務大臣もそのところを、そういう反ソ統一戦線に巻き込まれるというように形にしないためにどうしたらいかなという形でいろいろと御苦労なさつてゐると思うんですね。にもかかわらず、外務省の文書について確かめたところ、考え方とは違つておらぬと言つけれども、いま言つたように何ら新しいコミットメントを行つたものではないんだ、「つまり日中共同声明の延長線上のものである。」「しかも、その後につけ加えて「従つて、その賛否をめぐり甲論乙駁を重ねることは、極論すればソ連に踊らされてゐるという面があるのは否めない。」とまで書いてある。どういふことですか、これ。

○政府委員(中江要介君) その文書の一つ一つの表現につきましては、これが粗雑なものであつて、どういう経緯で出たものかということとは前回にも大臣からお話のあつたところでございまして、先ほど私のお答えしましたようなものでございまして、いま先生の御指摘の中国の反ソ政策があるいは反ソ統一戦線、そういったものを私どもが知らないわけではございませんけれども、それは中国の対ソ政策であつて、日本は、繰り返して申されておりますように、あらゆる国と友好親善関係を維持するように努力していく、これが日本の国是でございまして、中国がそういう政策をとつたからといって日本がそれと同じことが出来るかという、それはできない、そのところは

はつきりしておつて、日本として何が出来るかという、先ほど申し上げましたように、日中共同声明が出ましたときの反覇権条項の認識、これそのものは素直に受けとめておつたわけではございませんで、その延長線上のものとしてこれを処理していこうということ、その点がいろいろいま議論が大に行われてゐるところでございましてけれども、日本のそういう立場を崩してまで何かをやろうということではなくて、あくまでも日中共同声明の認識を原点として、その延長線上のものとして日本の基本的な政策にとらえないものによつてということに努力していくというのが現段階である、こういう認識でございまして。

○和田春生君 この文章はそれは読めませんよ、これは、どう読んでも、簡単に言えば、日中共同声明を基礎として進めていくんだ、新しいコミットメントは何もやらないんだ、延長線上にあるんだ、とやかく言うなということになる、とやかく言うやつはソ連の手先じゃないか、日本語で読めばそうなるわけだ。粗雑な表現なんというものはやないです。幾ら説得の材料といへども、日本の外務省の中にこういう考え方を持つてゐる人間がおるといふのは私は言語道断だと思ひます。

つまり、わが方は共同声明のときの精神で何とか日中条約をまとめるならばつくりたいと思つて努力してゐるのであつて、覇権反対にソ連を主敵としてソ連社会帝国主義に對する統一戦線を広範に結成するんだということを言つてゐるのは中国のサイドですから、日中間の問題は日本と中国の問題だけれども、ソ連を巻き込んでゐるのは中国サイドでしょう。もちろん、われわれはソ連のやり方に対して腹の据えかねるものはたくさんあるんです、ソ連に対しては言ひたいことはいっぱいあるわけなんです。だから日ソの関係の問題になれば、またいろいろな問題でやりたいことがあるわけですから、それは日本の自主的な立場でソ連に對して考えるわけであつて、中国の言う反ソ統一戦線に組み込まれる形で覇権に反対即ソ連社会帝国主義に反対、そういうような態度を表明され

るといふ考え方は毛頭ないわけですし、断じてあつてはならないと思ふんですね。

ですから、ソ連はソ連、中国は中国と言ふけれども、日中関係の交渉に影を落としたのは日本の側じゃないんですよ、中国のサイドなんです。だから日本と中国と仲よくしましよ、条約を締結するといふことは非常にいいけれども、そのけじめをきちんとしておくといふことが私は大変重要なことじゃないか。にもかかわらず、こういうような一見説めばミスリードするような文書が、たとへ公式のものではない説明であらうとも、出てくるといふことは私はきわめて遺憾である、この点、外務大臣、いかがお考えですか。

○国務大臣(園田直君) いま局長が説明いたしました、その文書の中で主として反覇権に対する問題、これがわが国の立場は共同声明に述べられておるとおりであつて、現在でも変わつてないといふことを力説するために延長線上であるといふ言葉を使ったんでありますが、その後の、とか議論するものは「ソ連に誦らされている」とか、あるいはその後にもまた一行ぐらいそういう問題が出てくるわけですが、説得しようと思つてかえつて問題を起したといふことになつておるわけでありまして。この点は深くおわびをしてお許しを願ひたいと思ふます。

なお、この覇権問題は、今後どう取り扱うかといふことが一番大きな問題でありますから、ここで申し上げるわけにはまいりませんけれども、少なくとも日本と中国の立場で違ふものが、政治形態が違ふといふことを抜きにして、やっぱり二つぐらゐあるわけでありまして。一つは、ソ連に対する外交方針が違ふわけでありまして。一つは、また中国の方は戦争だ、戦争だとおっしゃつてゐる、わが方は戦争は絶対に起こさしてはならぬといふ、このところが食い違いがあるわけでありまして。そこで、単に覇権反対と書いた場合には、それでもよかつたけれども、中国の方であつたのだ、ああだこうだと雰囲気をつくられてくると、そこへ何らかの日本国民が納得し、世間の人も納得する

ようなことを考えなければならぬというのが今後の取り扱ひの問題でございまして。それ以上のことは御勘弁を願ひたいと思ひます。

○和田春生君 そういたしますと、いずれにいたしましても、いつか機会を得て外務大臣が向こうに出かけて交渉をする、いずれかの形で決着はつけざるを得ないと思ふんですが、その決着の形といふものを考えてみますと、この覇権反対といふことについては四つのパターンがあると思ふんですね。

一つは、いま私が申し上げましたような中国側の言ひ分を何らかの形で認めるようなかつこつてままとめるというパターンが一つある。しかし、これは今朝来の質疑においても明らかにしたように、それは日本としてはなほだ不都合であるから、そういうことはしない。そうすると、第二のパターンとしては、中国側のいわゆるソ連に対する言ひ分、こういうものは条約上排除して日本の立場が貫かれるような形でままとめるという形が一つある。それから、第三は、そういう話がつかないれば、覇権反対といふのは比較的新しい用語でありますし、こういう平和条約等についてはなじみがないことであるから、中国が覇権反対は即反ソ連社会帝国主義である、それは中国の立場だから内政干渉はいたしません、日本はそういう意味は持たせませんよ、一般原則ですよといふ形になると、話がまたまらぬわけでありまして、そういう問題のある条項は日中条約から外して平和条約を結ぶといふパターンもあり得る。向こう側がうんと言うか言わぬかこれからの交渉の問題でありますね。これは覇権反対なんといふ条項を無理やりして、玉虫色かなんか知らぬけれども、両方それぞれ違った解釈をしてトラブルを起すようなこととなれば、条約に入れないで、それぞれの立場として自分たちの言ひ分を宣言をするというやり方だつてこれはパターンとしてはあり得るわけですね。第三のパターンとしては、そういうことがあ

る。第四のパターンとしては、どれもだめなら条約を締結せずに事態の推移を見守る。決着といふのは、どれだけ考えてみても、この四つのパターンのどれかだと思ふんです。

これをやるかとか、どうなるかといふ見通しをこの段階で外務大臣にここで感想を述べてください、そういうことは私は言おうと思ひません。ただ、しかし、さっきの第一のパターンだけはないと、そういうことにやるようなことは断じてしないと、そのために苦勞しがんばつてゐるんだといふことだけは確認しておいてよろしいでしょうか。

○国務大臣(園田直君) 国民の方が納得されないようなことは私としては断じてできません。なおまた、もう一つは、ある抽象的な文句を書いておつて、中国側はこれはソ連に対するものであるといふ、わが方は、帰つてきてから、これはソ連を指すものではありませんと、両方から言ひ分が違ふような玉虫色の表現はあえてとらざるところでございまして。

○和田春生君 この問題をかなり念を入れてお伺ひしてゐるのはほかでもありません、それはわが国の世論ないしは一般論論調を見ましても、この覇権反対についてはソ連がいふところこれに對して文句をつけてゐる。ソ連が日中平和友好条約の締結を牽制し、これに對しては報復手段に出るのではないかと、事と次第によつては報復手段に出るのではないかと、これも言われております。そういう見方もあると思ふんです。

しかし、私は、ずっとソ連の外交の軌跡、とりわけ戦後のソ連のやり方といふものを見てゐると、そんな単純なものではない。いま盛んに牽制してゐるけれども、日中平和友好条約の結ばれ方、中身いかによつては、その上にのしかかつてきて、今度は日ソの平和条約、親善条約にいたしましても相当の難題を吹かけてきて、おまえさんは中国のもとではこういうことを認めたではないか、おれの方に認めないのは何事だ、というふうにいまだ自分たちが批判をし反對しておつたことを逆用して、のしかかつてくるという可能性もソ連という国には非常にあるんじゃないか、

そこまで見ておかぬといけないと思ひます。それは後から、これから質問する海洋法會議の二百海里の水域の問題についてソ連がどういふ態度をとつたかといふことを見て説明のつくところでありまして、やはり日ソ、日中といふのは非常に重要なかわりを持つてゐるわけでありまして、ひとつその点につきましても、外務大臣も再々話しておられますけれども、いやしくもそういう形で結んだ後で、しまった、こんなはずではなかつたといふことは断じてないように、その点はきちんとしていただきたい、このことを特に希望したいと思ひます。よろしくございまして。

○国務大臣(園田直君) ソ連がどうやるかといふことは、これは想像にすぎませんけれども、外務大臣としては、大体、和園さんが後段でおつしやつたようなことで将来締結されるであろう友好条約の内容について微に入り細に入り重大な関心を持つておるといふことは全く同意見でございまして。したがひまして、そちらの方も十分考慮しながらやらなきゃならぬ、こう考へておられます。

○和田春生君 それでは日中問題はこの程度にいたしまして、また議論のときがあると思ひます。今度は、海洋法の問題に移りたいと思ひますが、いま大方日本の国民の目は日中平和友好条約に外交上の問題では向けられておるようでございまして、わが国百年の大計といふものを考へた場合に、私はこの海洋法問題は日本の利益にとつてある意味においては日中条約以上に重要なかわりを持つてゐると思ふんです。ところが、残念なおきまして、どうも海洋法會議の問題といふのはすみつこの方に押しやられておりますが、たまに今週から第三次海洋法會議の第七会期が始まりました、いま始まつたばかりであります。そこで、この問題について余り細かい技術的なことは時間の関係もありましてお伺ひいたしませんけれども、基本的な問題をお伺ひしたいと思ふんです。

まず、第三次会議におきましても、第五会期、第六会期を経てまいりました。その中で一つの變化があったのは、御承知のように、第六会期におきまして、それまでの単一交渉草案を統合いたしました統合草案というものがぶつけられた。その中でいろんな問題点が新たに巻き起こってきているわけでありまして、第七会期にいますでにもう臨んでいるわけですが、対処する日本政府の基本的態度というものが主要な問題点についてどういふことを考えになつていけるか、まず原則的なものとしてお聞きしておきたいと思うんです。

○政府委員(大森誠一君) ただいま先生御指摘の第三次海洋法会議の第七会期は三月二十八日、ちようど本日より七ないし八週間の予定でジュネーブにおいて開催されることとなつております。

この会議に臨む基本的姿勢といたしましては、わが国は世界有数の海洋国家として従来から海洋法会議の早期妥結に努力してきておりますが、二百海里時代を迎えた今日においても国際的な合意を通じて新しい海洋法秩序を確立することはわが国の総合的国益から依然として必要であるという観点から、わが国としては、国益が確保されるような公正な海洋法秩序の確立を目指して、今会期におきましても一層の努力を行うという考え方でございます。

○和田春生君 公正な結論が得られるように努力するというのは、これは答えにならぬのですよ。いままで延々と長いことやつてまいりましたけれども、なかなか公正な結論が得られない。そして話がまたまらぬうちに二百海里問題のように、それぞれの国が先に走り出してしまふ、後から日本は息せき切つてついていく、あるいは振り回されてふうふう言つていくというのが実態なわけでありまして、私は私なりに見通して、この第七会期で期待できるような公正な結論が得られる、海洋法会議がまたまるといふ可能性はむしろ薄い。対立をより激しくして結論が出ない、そういう結果

になる見通しの方が強いというふうに考えているんですが、外務省当局はどう見ておられますか。

○政府委員(大森誠一君) 先ほど御指摘のように、今回の会期におきましては、その前の会期でつくられた非公式統合交渉草案を基礎として、条約のいわば最終的な話し合いに入るわけでございます。この第七会期におきましては、特に深海海底の開発の問題、あるいは内陸国、地理的不利国の権利等の問題が残されておりますけれども、中でも一番の焦点となると思われますのは深海海底開発の問題であると考えております。

この問題につきましては、開発途上国は、国際機関による開発とそのための資金、技術を国際機関に与えることを主張しているのに対して、先進国側は国際機関と並んで、国または私企業による開発権が確実に保障されるような制度を主張しておりまして、両者の主張にはまだ相当な開きが見られるところでございます。このような情勢から考えますと、いまのような問題を含めて主要な問題が解決されて新海洋法条約の成立を見ることが出来れば、今後ともなお紆余曲折が避けられないというふうに考えております。

○和田春生君 そこで、問題が出てくるわけですが、確かに第一委員会における深海海底資源の開発の問題をめぐって先進国、開発途上国、これが猛烈な押し合いへし合いをやっている、これが最大の問題点である、表面的に言えばそれとおりでと思つておられます。その裏に何かあるかということを考えてみると、やっぱり第二委員会でも扱われている排他的経済水域の問題というのが深く絡んでいるということとを私は考えなくては行けないんじゃないか。

といふのは、この排他的な経済水域の問題では、当初は先進国と開発途上国の対立が根深いように見られたけれども、開発途上国の間でも地理的に有利な国と地理的に不利な国、沿岸国と海岸を持たない内陸国、この間における対立といふものは非常に深刻なものがあるわけですから、この排他的経済水域の問題といふものがどんどん進

んでいきますと、後から具体的に伺いたいと思つている大陸的な問題がありますけれども、これは開発途上国の間に非常に深い裂け目といひますか、仲間割れといふものが起こる。そういうところから、まだ自分たちにとつては当面の問題ではない深海海底の開発、それはアメリカであるとか西ドイツであるとかフランスであるとか日本であるとか、これにある程度取り組んでいる国は別といたしまして、開発途上国においてはその技術もない、その用意もない、全く将来の問題である。そうならば、そのことについて、原則論、抽象論で意思の統一が図られるわけですから、そういう意味で七十七カ国グループを初め開発途上国といふものは一致結束して相当無理難題といふものを持ちかけてきているように思ふんですね。

いま条約局長がお話しになりましたけれども、その開発の問題について、その国際機関、つまりオソリティーの開発、それから国または私企業、で先進国側は、国または私企業の開発といふものを一定の制限ないしは規制のもとに認めろということを書いてあるが、開発途上国側はそれは一切認めない、こういうふうな言つて突つ張つてい

わけですね。ところが、そういうふうな形でこの第七会期でもまたまらぬとすると、一体、何が起ころうか。結局、先進国側にとつては遠い将来の抽象論の問題ではなくて、現在自分たちが着手しようとし、あるいはアメリカ等においては非常に進んでいる領域の問題ですから、もういつまでもそんな議論にかかつて待つておるわけにはいかないよという形で、御承知のとおりすでにアメリカは国内法を準備しているわけです。二百海里の場合と同じ問題が起きてきて、すつたもんだすつたもんだ言つていううちに、海洋法会議の結論が出ないうちに、国内法を成立させてアメリカが乗り出してくるといふ形になつてくれば、当然、これは西側の先進国もソ連もすつとその線になつて乗り出してくる。

そうすると、海面並びにその海中の資源である漁業の問題、これは海洋法の一部の問題でありま

したけれども、この海洋法会議の中の主題である未利用の深海海底資源の問題、人類に残された、しかも現在各国の主権の及んでいない範囲における海底資源の開発といふものについて分捕り合戦といふか、先陣争いといふものが猛烈に巻き起こつてくるという可能性があると思ひます。それに対する用意はありますか、どういふ態度で臨もうとしておりますか、日本政府は。

○政府委員(大森誠一君) ただいま先生御指摘のように、この深海海底の資源開発をめぐるまじで、開発途上国側と先進国側で相当な開きのある立場が見られるわけでございます。ただいまのところ、開発途上国側も、先進国が主張している国、私企業の開発権といふものを初めから全面的に拒否しているといふことではありませんけれども、だんだん一定の期間を置いて撤退していくと申しますか、フェイズアウトしていくべきであるといふ立場で臨んできているといふのが一般的な状況でございます。

そこで、アメリカがこの海底資源開発に関しての国内立法の動きといふものが行われているわけでございますが、この米国の国内立法につきましては、少なくとも今第七会期中には成立しないという見通しでございます。しかし、先生御指摘のように、いずれにせよアメリカがいずれ何らかの形の暫定的にもせよ、国内立法を行うであろうといふことはほぼ避けられないのではないかとはいふ見通しでございます。このような動きが海洋法会議の全般の趨勢にどのように影響を与えるか、あるいは開発途上国側がこれに対してどのような反応を示すか、この点についてはなお慎重に見守る必要もござい

わが方といたしましては、深海海底資源開発の制度を含めて、やはり新しい海洋秩序がそういう一方的な措置じゃなくて、国際的な合意を通じて包括的に確立されることがあくまでも海洋国家たる日本にとつては望ましいといふことから、先ほど来申し上げておりますように、今会期におきましても、できるだけそういう方向に向かつて全力

を尽くすべきであるというふうに考えている次第でございます。

なお、わが国がそれでは立法するかという点につきましては、わが国の立場としては、先ほど申し上げましたのが基本的な考え方でございますから、この海洋法会議の動向とか、あるいはアメリカ以外の国の動向というものも見きわめながら、また、国内においては関係省庁とも十分意見を交換し合つてこの点は慎重に対処してまいりたいというのがただいまの姿勢でございます。

○和田春生君 大臣には後でまとめていろいろ御所見を伺いたいと思いますけれども、これは外務大臣もよく聞いておいていただきたいと思うんです。

いままの外務省の答弁というのはいつとも進歩がない。経験に徴して新しい方法を考えていくという積極性が一かけからも認められませんか。なぜそういうことを言うかという、私は、外交は大体水際までと、外に持ち出すべきではないという立場に立っておりますから、常に筋の通ったものなら政府は激励しなくちやならぬという立場に立っているわけですけれども、二百海里の問題を思い起こしてほしいんですよ。あの二百海里問題のときに、これはもう三年以上前ですけれども、私たちはこの問題は必ずそういう形になる、そしてアメリカは一方的に踏み切る、アメリカが踏み切れば、二百海里に対して当初は反対に立っているようなソ連も必ずそれに追隨をする、カナダもソ連も次々にくる、そうなる、これは日本にとってはもう後手に回って大変なことになるからそれに対応する態度をとれということ強く打ち出した。特に民社党の場合には、この問題を大会で、海洋法問題に対する緊急アピールとして取り上げた。時の政府にも申し入れました。ところが、総理、外務大臣以下馬耳東風、残念ながらマスコミだって一行も取り上げないんですね。そしてそれから間もなく現実の事態になった。

あの周章ろうばいぶりなんというものは見ちゃおれないでしょう。二百海里法をつくるというん

だってまるでみつともないことで、問題があるにもかかわらず、ここではもう時間切れになると大変だから、ともかくつくつくつとくれ、つくつくつとくれという形でどろなわ式でやった。つくつたはいいが、政令もつくつても欠陥があって、これはよくが追及したんだけれども答弁ができなくなつて、しどろもどろになつちまうという状況です。

十二海里の問題なんかはもと前からばくは国会で何度か取り上げた。十二海里時代になる、きちんとそれをやっておきなさい、そして領海十二海里をやっておいて、日本でも津軽とか対馬とかというような国際海峡については日本の主権のもとに現状に合わせて、たとえばソ連の艦艇とかアメリカの艦艇が通る場合にはある程度認めるということはあつてもいいけれども、それは日本の主権の範囲でやるべきであつて、十二海里というのは一律しくべきではないかということを、国防上の見地から、安全保障、国益上の見地から言つた、全然耳をかきなかつた。そうしてどうですか、あわてふためいてつくつた日本の領海十二海里なんというものは、国際海峡だけは三海里で線を引くというような世にも珍妙な領海法をつくつたわけでしょう。そうして対馬海峡をソ連の軍用機が通つたという場合に、それはややこしいかっこうになつてゐるわけですから、かすつた、領海を侵犯したとか侵犯しないとかがいふことで大騒ぎをやつてゐる、みつともない限りじゃないですか。そういう苦い経験をしてきている。しかも、それは私は後から言つてゐるんじゃない。そういうことが起こるぞといふことをあらかじめ指摘をして、世論にも訴えた、政府にも申し入れた。全然そういうことに関心を示さずに、国際動向を十分に慎重に見きわめましてわが国としては公正な結論が出ますように鋭意努力中でございますと言つて、次々、次々にやられたというのが現実じゃないですか。

まさに今度は残された海洋法の、しかも最大の主題である深海海底の開発という問題は、その可能性は現実に出てきている。アメリカはすでにそ

の動きをやっているわけじゃないですか。第七会期をしてもまとまらぬという形になれば、いまあなとも懸念されたように必ずそういう問題が起こる。そういう問題が一つあると思うんですね。同時に、その深海海底の開発という問題は、先ほど言いましたけれども、第二委員会の議題である排他的経済水域の問題と大陸棚の開発の問題に絡んでいるわけです。ですから、コンチネンタルマーシンの範囲を決めるということについて議論が非常にいま深刻なことになっているわけでありま

で、私は、このコンチネタルマージンの外縁規定に關して日本がどういふ態度をとるのかということも、いろいろ技術的な面を含めて實は質問をしようと思つたわけです。で多少時間を前段で食いましたのでそこは言いませんけれども、これも深海底とつながっているわけで、御承知のようになコンチネタルマージン、それはコンチネタルシェルフ——大陸だながある、スロープがある、ライズがある、そしてアビスアルブレインにつながっていくというふうに一体のものですけれども、全体はコンチネタルマージンで、しかもその一部が大陸だなである。その大陸だなの規定を通じてコンチネタルマージンの外縁規定をやるというのは、むしろ大陸だな——コンチネタルシェルフという概念が海洋法の會議の中で完全に変わつてしまつておる。自然延長をとつて、二百海里を突破してもコンチネタルマージンの外縁というものを決めるようによつては、それは即深海底につながるわけです。これは今後の開発に、特に地形的に見ればアジア大陸の大陸だなの上に乗つてゐるようになつてくることになる日本海溝という非常な深海を近くに持つてゐる日本の場合、今後大きな問題になるんですよ。

したがって、そんなあなた、のんきなことを言っておらずに、いまの海洋法会議をやっているときに、もし決裂をしたらという場合に備えてだ、じや日本はどういう国内法をとるのか、どういう体制をとるのか。そういう場合に、日本の国益を

守るためにおくれをとらぬようにするためにはどうするか。片方は国際正義を掲げて公正な方針が出るようにということはいいですよ、その態度がなくて交渉なんかできるわけないじゃありませんか。備えがないからいつも振り回されて、口先ばかりでいいことを言っているというのがいままでの経過じゃないですか。だから、そういう基本的な態度で臨むのかということを知っているわけですよ。日本の国益に根本的にかかわっている問題ですよ。外務大臣、この点いかがでしょうか。

○國務大臣(園田直君) 非常にいろいろ深い御意見を承つて参考にするところでありますが、今回の海洋法会議で、一つの場合は、いまおつしやいましたコンチネンタルマージン、これが大体自然延長論の方が強まってきました、すでに審議會では自然延長論を前提にして、そして開発収益の分配制度等の審議にしばらくれているような状況でございます。そこで、そうなりますと、この自然延長論というのはこれまで定義が非常にあいまいでありまして、隣接各国との争奪戦というか、いろんな問題が出てくるわけであります。

なおまた、これが次には、いまおつしやいましたように、第七回の海洋法会議がデッドロックに乗り上げて、そして米國を初めとする先進諸國が単独で海洋開発に乗り出すということも考えられるわけでありますから、こういう点を考慮すると、どちらにまいりましても直ちに二百海里以上の深刻な問題が出てくるわけでありますから、微力でありましても急いで外務省は各省と相談をし、それに対する対応の措置を講じ、そうしてまたその場合に日本の國益を守るためにどのような線を引く張るかなどという具體的な研究を急いで検討いたさせるつもりでございます。

○和田養生君　それで、いま問題になっている一番重要な問題は、深海海底資源の開発の問題ですけれども、第二委員会では扱われている排他的経済水域と大陸棚が関係をしているという、その大陸棚だという観点が、いま日本では大方の人が、ここにおられる方もそうだろうと思いますが、従来

の意味大陸だという考え方で、それが陸地の自然延長という点でつながっていると思うんですね。ところが、もういまはそれを越えちゃって、大陸だというコンチネンタルマージンの一部の問題じゃなくて、コンチネンタルマージン全体が大陸だという概念の中に入ってきたら、そしてそのコンチネンタルマージンの外縁規定という形でまさにこれは深海海底とドッキングしちゃったという形になっているわけですね。

そういう中で、われわれが今後の開発に取り組んでいくという場合に非常に大きな問題ができてくるのは、仮にこの海洋法会議が非常にうまくいってまとまったとしたら、そしてオーソリティーがやる、あるいは国の開発、私企業の開発というものもある程度認められるという形になったとしても、それはこれだけの新しい未知の分野に挑戦するということ場合に私の企業ではリスクになかなか耐えられない、非常に大きな問題がある、どうしても国というものが前面に出なくちゃいけない。あるいはオーソリティーがやるという場合でも、その国際機構の中には日本が技術と用意を持って入っていくんでなければ、口先で議論しているだけではその中でちゃんとした地位を握っていくことはできないと思う。まして、ぶつ壊れた場合には、これはもう日本は独自で開発に乗り出さなくちゃいかぬという立場が出てくるわけですね。

そういう点について、今度は外務省ではなくて、ほかの省庁にお伺いして、また後で外務大臣にお尋ねしたいと思うんですが、ある程度民間企業が海洋開発に取り組んでいる。ところが、ちゃんとした開発とか、ごく大陸の周辺なら別でありますけれども、私がいま申し上げましたような状況の中でコンチネンタルマージンから深海海底への開発というものを考えますと、これはなかなか民間企業ではコストの面からいってリスクの面からいって大変だと、積極的に政府がご入れしてやらなくちゃいけない。通産省は、そういうような面に、一種の開発の産業政策としてどういう態度をとってきたのか、今後どういう態度で臨もう

としているのかという問題が一つ。それから科学技術庁に対しては、これは民間の知恵も総動員をしなくちゃいけない、民間の技術というものもフルにこれは利用しなくてははいけませんけれども、やはり国家的なプロジェクトとしてそういう未知の分野に挑戦をするという面的技術的な開発、これはハードウェア並びに利用方法の測定を含めましてどういう体制で取り組んでいるか、このことをお聞きしたい。

もう一つは、運輸省であります。というのは、深海海底ないしは海洋開発という場合には非常に過酷な自然現象の中で問題が処理されるわけでありまして、一応設計をして工場できたらからオーケーというものじゃないと思うんですね。実際に持っていくって使う。特に海の底でいろいろやるとい場合には、いいと思っても未知の条件に遭遇していろいろなやつばしトラブルも起こるし問題があると思う。そういうものをやはり調査をして、データをフィードバックしてまた新たに技術を進めていくということが特に必要である。そうなるべくと、これは海上保安庁を抱え海の行政を扱っている運輸省というものも無関心でおるわけにはいかない。そういうような技術を促進するという意味の調査、実験、それをフィードバックしていく、それに対する援助協力体制、こういうものについてどういう方策を持っているか、それぞれお聞きをしたいと思えます。

○説明員(鈴木玄八郎君) 通産省といたしましては、マンガングジュールの開発は資源の確保、産業政策、技術政策の観点からきわめて重要であると考えております。したがって昭和四十七年度以来地質調査船の白銀丸を建造いたしました。昭和五十年からハワイ南方海域で毎年九十日間調査を実施しております。現在までかなり有望と見られる区域を発見しつつあるところでございます。今後は、さらにその調査を急速に進めるために第二調査船とも言うべき船を建造中でございます。五十五年度の初めには完成の予定でございます。この新しい調査船によりまして第

二次、第三次の調査を行い、開発可能区域を見つけて出すよう努力をしたいと考えておるところでございます。

そのような調査結果を踏まえて、どのような形で開発するかという点につきましては、現在、検討を進めているところでございますが、いずれにせよ、この調査結果を十分に活用し、有効に開発できるような体制の確立に努力をいたしたいと考えておるところでございます。

○和田春生君 ハワイ沖でいまやって、かなり有望と思われる結果を得たと。水深は何千メートルのところか、それが一つ。

それから、第二次調査船を建造して五十五年度には完成する予定ということをおっしゃっているが、船舶の建造費及びそれに含める調査費も全般的に包括して予算措置としてはどれぐらいのものをおっしゃっているか、その二点を聞きたい。

○説明員(鈴木玄八郎君) 深さにつきましては五千メートル前後の地域でございます。

それから船舶の建造費は四年間で四十億円でございます。そのほか各年調査の経費もございまして、約五十億円程度を現在考えているところでございます。五十五年度の初めには新船建造というふうに考えております。

○和田春生君 で、民間企業の開発に対してどういうふうな態度で臨んでおりますか。

○説明員(鈴木玄八郎君) 民間の企業につきましては、一部二グループにつきまして、すでにコンソーシアムに参加している企業がございます。これに對しましては金属鉱業事業団からすでに融資をいたしているところでございます。こういうような形によりまして、民間が進めております事業につきましても、今後とも援助をいたしたいというふうに考えております。

○和田春生君 今後とも援助したいではなくて、私はこの大きなプロジェクトについて、まことにやっけないとは言わなければならない、徹底的にやらなければならない。もつと飛躍的に国家が投資をしなれば百年の計を失うことになると思うんです。

けれども、それを大幅にふやしていくという考え方はあります。

○説明員(鈴木玄八郎君) 民間企業が実施しております部分につきましては今後できる限り努力をいたしたいと考えておりますが、国が現在調査をいたしております事業をいざは開発につなげることを考えているわけでございます。その開発体制につきましては、少し先のことでございまして、現在検討中でございますけれども、世界の趨勢に乗りおくれぬような形で開発ができるように今後とも研究を進めたいと考えております。

○和田春生君 それじゃ科学技術庁、通産省にはまた問題はありますか、後で聞きます。

○説明員(島田仁君) 海洋の重要性はますます申し上げるまでもなく、われわれとしてもこの重要性を非常に認識しております。海底のマンガングン塊ばかりではなく、石油、天然ガス等の資源も含めて、総合的な開発ということを考えておるわけですね。こういう分野の海洋開発を総合的に、計画的に推進するための場としては、昭和四十六年に内閣総理大臣の諮問機関として海洋開発審議会がありまして、いま科学技術庁の方はその事務局としてお世話をしております。

この審議会では、昭和四十八年に「わが国海洋開発推進の基本的構想および基本の方策について」という答申を行っております。また、昭和五十一年には流動的な国際動向に対応した問題点についての報告書が出されております。これらの報告書の中で、お尋ねの深海資源開発について述べられているところを要約しますと、次のとおりです。まず資源開発のための調査研究の実施、それからこういう深海調査システム及び機器の開発の実施、それから深海海底管理についての妥当な制度機構の早期確立のための努力、こういったものが挙げられておりました。具体的には通産省鈴木課長からお話がありましたように、マンガングン塊調査専用船の建造、また高速テレビシステム等の調査技術開発等が進められておりまして、科学技術庁としても各省の調査を大いに活用するた

めの総合的な調査を実施するとともに、特に深海底については二千メートルまでの深海の調査をできる潜水船の建造というのを現在開始いたしたところであります。

こういうようなことで、この審議会の答申に基づいた方向は現在着々実施中でありますけれども、いまお尋ねのように、最近の国際環境というのは非常に大きく変わってきております。したがって、こういうような新しい二百海里水域あるいは公海の国際管理、こういうようなことに対応いたしました、この二月に総理大臣から新しい諮問が海洋開発審議会に出しております。その内容は「長期的展望にたつ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」ということであります。この答申は来年の夏に予定されております。この審議にわれわれは非常に期待しております。この中で今後の海洋秩序に対応した展望と政策が明らかになることを期待しております。

○和田養生君 事務局の答弁ですから仕方ないと思ひますけれども、総理から新たに諮問が出たということは知っていますけれども、長期的展望なんという、それは長期的展望も必要でしょうけれども、差し迫った問題として総力を挙げないと大変なことをとるという問題があるわけですね。

一体、科学技術庁がそういう基本的な調査とか、民間のいろいろな研究について利用すると言っていますけれども、一体何人のスタッフで、どういふプロジェクトを持って、どれだけの予算をかけているんですか。

○説明員(島田仁君) いま海洋開発関連予算、昭和五十二年、これは科学技術庁の方で特に海洋開発に関連した予算の合計が百九十九億、約二百億でありましたけれども、これが来年度、この四月から始まる昭和五十三年度には三百八億というところで五割以上の増加をしております。もちろん、この中には海上保安庁の海上の監視とかあいうものは入っております。そういうことで政府も非常にこの面で全体として力を入れている

ということはこの予算の数字からも御理解いただけると思います。

それから具体的に科学技術庁の科学技術開発という点について申し上げますと、昭和五十二年の予算が約十八億円、それに対して五十三年度の予算が三十億円というところで、これは八割ぐらゐの増加になっております。一応おまきながらと言われるかもしれませんが、いまだに努力しているところでありますので、今後も御支援をお願いしたいと思います。

○和田養生君 ちよつとここで、運輸省の答弁の前に、これは大臣に総括的に御答弁を願う場合に重要なことでありますけれども、いまそれぞれに努力をしております、予算面から見たら大分ふえておりますということですね。確かに事務局としてはそう思うかも知れませんが、大事な視点が一つ抜けている。

なぜかといいますと、たとえばアメリカの深海の海底開発の技術というのは、実は、軍事的な開発が優先しているわけですね。原子力潜水艦が事故を起こした場合に、どうやって救助するか、あるいは海底のミサイル基地の発射あるいは探索のいろいろな施設、そういうものがずうっと進められているというところは御承知のとおりだと思ひます。特に仮想敵国の陸岸に近いところに、海底に沈めてミサイルの発射基地をつくれればICBMを用いなくたって膨大な威力が発揮できるわけでありまして、

(委員長退席、理事稲嶺一郎君着席)

核弾頭をつけるか、つけないかというところは後の問題として、アメリカもやっております、ソ連も考えているわけですね。そういうような形でずうっとと深海海底を軍事的に利用するという面が膨大な投資というものが軍事費用として使われている。その軍事的な費用で行われている開発というものが平和利用に対して技術移転ができるわけなんです。

ところが、日本の場合にはそういう軍事的な開発とか軍事利用という面については非常に厳しい

憲法上の制約もある、だからその点はないものと考ええる。そうすればですよ、アメリカやソ連までには及びもつかないけれども、海洋国家日本で、西太平洋の中に長い列島を持っている日本でありまして、そんな五十億とか三百億なんという冗談じゃないと言いたいですよ、こういうふうな軍事費用の中にもぐり込んでおつて、そこで軍事的な面とドッキングして行われた技術開発、その開発技術というものが平和利用に移転をされていって、ぐんぐんぐんぐん進んでいくという形になっていくわけですから、要するに、民間の部門の開発、政府の努力としては軍事利用の面はこれ

はもう別で、すなわち、平和利用の面はこれからはもう積極的な態度で取り組まなければいかぬのです。それは、将来、海国日本なんて言いたけれども、資源がない。目の前に資源を見ながら割り食つて後からはそばすいていって、アメリカやその他の先進国の技術のおす分けにあずかってよろよろやっていくなんていうようなことじゃ、そういう日本の将来はどうなるかという問題は私はあると思ひます。

運輸省の問題で聞いてみたいというのも、これはもうアメリカなら海軍が何をやっておるかという形になるわけですが、日本では海上自衛隊はそこまではなかなかいかないで、いろいろ索敵その他で技術的なことはやっておりますけれども、深海海底を利用するという面について、これはなかなか憲法上の制約もあつて、公海上に出ていってやるなんという議論がなかなかできない。しかし平和的な利用という面になれば、これはいろいろな面でまた前進もできるわけですから、そうした面では大いにやりにやいかぬ。

それは国連の海洋法会議が第七会期で何とかまとまるであろう、第七会期でもまとまらなくても、ほぼ結論が出て、もう一回やればまとまってスムーズにいくという場合には、ちよつと一息つける。それでもやはり日本が技術を持っていかなければ国際機構の中で名譽ある役割りを果たすことができない。

ができません。

(理事稲嶺一郎君退席、委員長着席)

もしぶつこられたときには、日本独自で乗り出さなくちゃいけないことを考えますと、これはそんなことではいかぬのではないかと。予算書をずっとにらんでおまして、これはなかなか心細い限りであるというふうにも私は見ているわけですね。

ただ、残念なことに、海洋問題になると、口を開けば——ここには記者の皆さんもおつて失礼だけれども、ヤスコミさんも海の国日本、海の国の日本と言つてもいいけれども、海洋開発のことについてはもうまるつきりすみつこの方に追いやられちゃつて、政治的にもそれを真顔に取り上げるといふ空気がないわけですね。われわれ一人や二人が一生懸命折に触れて叫んでおつたって、なかなかそういう声が届いていかないわけですから、二、三百海里、十二海里問題で見ると、だんだんだんだん日本が追い詰められてきています。わけですから、そういう点でぜひひとつがんばつてやっていたきたい。そういう点について運輸省の方で御答弁を無理にする必要がないと言われればそれはよろしゅうございしますが、特に答えたい点があれば答えていただいて、最後に、大臣から、これは外務大臣の領域以外の点があると思ひますが、やっぱり現在の福田内閣きつての実力大臣でございまして、事実上の副総理格ぐらいの実力をお持ちですから、日本の政策としてひとつしかと存念のほどをお伺ひたい、こう思つたわけでありま

す。

○国務大臣(岡田直君) いま承りまして、いろいろ考えながら聞いておりましたが、一例を挙げると、わが外務省は、条約局の中に海洋会議の課があるだけであります。これはまさに国際会議の進行や運営だけを専門にやっておるわけでありまして。そして通産省、運輸省、科学技術庁とばらばらにやっておるわけですから、これはこのよう大きな問題でありますから、農林大臣が主管をするか、だが統括をするか、少なくとも統

括運用の責任者を決めて各省の連絡を密にして、もつと深刻に大規模にやる必要があると思ひますので、とりあえず次の機会の経済閣僚会議でこの問題を提起するつもりであります。

○立木洋君 予算委員会の集中審議でどうも時間が同じ時間になりましたので大変失礼いたしました。

きょうは、問題になっております事前協議の問題と、日中平和友好条約の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

事前協議の問題では、いろいろいまでも何回か質問を行つてまいりましたけれども、事実上、この事前協議ということが空洞化に等しくなつてゐるのではないかとふうな点を非常に強く感じざるを得ない状態にあるわけです。それで改めてお尋ねしておきたいわけですが、この事前協議の対象となるべき戦闘作戦行動とは何かという点ですが、これは四十七年の六月七日に統一見解が出されております。この統一見解は今日でも一字一句変化がないのかどうか、その点についてまず最初にお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(中島敏次郎君) 四十七年六月七日の戦闘作戦行動についてという見解については、その後、その見解を変えたという事実は全くございません。

○立木洋君 この点、四十七年の四月の十日、参議院の予算委員会において、当時の福田外相が事前協議制度の運用の再検討を表明されました。そしてその事前協議の見直しということで、第十四回日米安保協議委員会で、四十八年の一月二十三日、検討されておりますが、このときの事前協議の再検討が必要になつたのか、その点についてはどういふことであつたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(中島敏次郎君) 当時の事情の詳細につきましても、いま直ちに私つまびらかにいたしておりませんけれども、記憶いたします限り、四十七年現在におきまして、事前協議制度の運用面について米側との間に十分話し合ひをしておく

ことが必要ではないか、こういう御議論がありまして、当時の福田外務大臣がそのようなことをやつてみようというところをお答えになられたところから、そういう作業が行われたというふうな理解をいたしております。

○立木洋君 つまり、当時、事前協議の問題については、もう一遍よく話し合つておく必要があるのではないかという事態が生じたから話し合ひが行われたということだと思ふんですね。

それで、その協議委員会でなされた確認というのは「双方は同制度の運用上の基本的枠組みについての双方の合意を再確認するとともに、一と一のことから、それまでの統一見解の内容について双方がもう一遍再確認を合した。そして、その運用は基本的には相互信頼及び現実の状況に即した双方の密接な意思の疎通に依存すべきものであることに意見の一致をみた。」ということになつておるわけですが、ここで確認されたことは、それ以前の運用に比べて、何らかの点で異なつた点が生じたのか、あるいはさらに明確になつた点があるのか、そういうふうな何らかの変化があつたのか、全く変化がなかつたのか、これは運用上です。基本的な枠組みについては双方が合意を確認したというんですから、運用上については何らかの変化やさらに一層明確になつたような点があるのかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(中島敏次郎君) ただいま先生がお読みになりました文章に明らかなように、その事前協議制度の運用上の基本的な枠組みについては意見が一致したということでございますから、その限りにおいて特に新しいことが明確になつたということはないというふうな理解をいたしております。

○立木洋君 それで、この統一見解の内容を一つ一つずつと現実の状態に照らして見てまいりますと、いろいろなやばり問題点を感じるわけですが、そこで一つの点ですが、ここにこういうふうな述べてあります。前回の統一見解なるものの中には「航空部隊に

よる爆撃、空挺部隊の戦場への降下、地上部隊の上陸作戦等」を戦闘作戦行動の典型的なものとして挙げてあります。ところが、これ以外の行動については「個々の行動の任務、態様の具体的内容を考慮して判断するよりほかはない」というふうな判断をしております。つまり、このような具体的判断するよりほかはないという典型的な例以外の場合、これはやはり結局はアメリカ側の判断によるというふうな解釈されるわけですね。

○政府委員(中島敏次郎君) アメリカ側の判断によるとおっしゃられることの意味が必ずしも私は明確につかれません。ただ、明らかにこことは、問題は、事前協議の対象は戦闘作戦行動の発進基地として日本の施設、区域を使用するか否かということでございますから、戦闘作戦行動がまさに発進されるか否かということがよつて事前協議の対象になるか否かということが決まる、こういうことだと思ひます。

○立木洋君 いや、つまり、いま中島さんが言われていましたけれども、その具体的な運用の場合、それぞれの任務や態様によつて変わるというわけですね。だとすると事前協議をかけるのは米側ですね。これは事前協議にかけなければならぬことなのかどうかというところはアメリカ側が判断せざるを得ない。日本側がその判断をしておいて、その態様は事前協議にかけぬといかぬじやないかと云つて事前協議を要求することができないわけでしょう。だとするならば、アメリカ側の判断によると、そうじやないですか。

○政府委員(中島敏次郎君) おっしゃられることの意味が少しはつきりいたしました。いづれにせよ事前協議の問題は、その事前協議の対象として規定されたところの行動をとるべき当事者、すなわちアメリカがその事前協議の発議をすべきものでございますから、その限りにおいてアメリカ側の判断が第一義的に重要になるといふことは先生のおっしゃられるとおりだろつと思ひます。他方、それではアメリカ側の考え方がいかに

よつて事前協議の問題がすべて決せられて、日本側の意思は何ら絡む余地がないかということになれば、それはそのとおりではないのでございまして、この点は、安保国会以来、る政府側から説明がありまふように、事前協議の問題に關して日本側において疑義があるとか、照会する必要があるとか、討議すべき必要があるとかいふようには、もちろん日本側からアメリカ側に対してその問題を提起して討議することができざるわけでありまふ。ただ、それを法律的な構造の問題として、それが条約上の根拠がどこであるかといへば、それは第六条の実施に關する交換公文の問題ではなくて、第四条の協議の問題として出てくる、こういうことを累次御説明申し上げてゐるわけでございます。

○立木洋君 それでお尋ねしますけれども、具体的にアメリカ側からいまでも事前協議がかけられてきた事実があるのかどうかという問題が一つ、それからもう一つは、日本側からいふ場合には事前協議にかけざるべきではないかということをお申し入れた事実があるのかどうか、その二点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(中島敏次郎君) 第一点の、事前協議の発議をアメリカ側から行つてきたということはないということとは従来より申し上げてゐるところでございます。

それから、日本側からこの問題については事前協議をすべきではないかという具体的な問題を提起したということはないというふうな記憶いたしております。

○立木洋君 それじや一つ一つの場合が事前協議にかかるといふのかどうかというものを尋ねたいと思ふんですが、一つ一つの点は、つまり実態として戦備を備えて日本の基地を発進しても、事前協議にかかるといふ場合とからない場合があるのかどうか。

○政府委員(中島敏次郎君) いまおっしゃられた戦備を備えて日本から発進するということの意味がいかんかと思ひます。まさに戦闘作戦行動

を促進させるということであれば事前協議の対象になります。

○立木洋君 もう一つ言いますと、つまり、いままで繰り返してきた点では、その促進したときに、事態としては、たとえばある地域で戦闘が現に起こった、で事態としてはその戦闘に参加するかどうかという問題は前後の関連から想定される。しかし、いままでの場合で言いますと、促進時に戦闘作戦行動に参加せよという命令を受けていなければ事前協議の対象にならないという説明をなさってきつたわけですね。こういう場合を考えたときに、つまり促進時に命令を受けていなければ、前後の実態からその戦闘行動に参加するというふうには判断されておいても、命令を受けていなければ事前協議の対象にからないというふうには判断していいんですか。

○政府委員(中島敏次郎君) この点は従来からの説明でも明らかだと存じますが、先ほど先生がお読みになりました統一見解自体にも「個々の行動の任務・態様の具体的内容を考慮して」ということがございます。当然のことながら、その促進時の当該戦闘部隊が受けている命令だけがこの事前協議を決するものではないということになるわけでございます。まさにその任務・態様の具体的な内容を判断して決定するべきものであるというふうには考えます。

○立木洋君 そうすると、促進時に具体的ないわゆる作戦行動への参加の命令がおりていなくても、前後の関連から見て作戦行動に事実上参加するものかどうかというふうには判断される場合には、当然、事前協議の対象になるわけですね。

○政府委員(中島敏次郎君) そのような場合に、具体的な戦闘作戦行動の命令を受けていないということが実際上あり得るものかどうか、きわめて疑問だろうと思います。ただ、具体的な命令を受けているかどうか外部から見てもわからない、明確ではないという事態はあり得ると思いますけれども、戦闘作戦行動を促進させるに当たって、そのような命令を内部的にも受けていないという事態

は考えられないのではないかとこのように考えます。

○立木洋君 これは戦闘作戦行動の出撃の命令を受ける場合に、たとえば将来的というか、その事態によってそのときに命令を発進する場合と、しない場合があると思うんですよ。この軍は今後たとえベトナムで戦争が起こった場合、それに参戦する目的をもつて行く、具体的にどういう作戦行動に参加するかは現地においての指示を待てというふうなことだとしてあり得るわけですから、だからいま言われたように、作戦行動自体の問題については、だから私が言いたいのは、命令を受けている、いないにかかわらず、実質的に作戦行動に参加するということが前後の関連から明確な場合には、すべて事前協議の対象になるというふうには言い切っていないわけですか。

○政府委員(中島敏次郎君) ただいま先生が挙げになりました事態というのは、まさに通常言われておりますところの移動のケースであろうというふうには考えられます。と申しますのは、その戦闘地域に赴いてそこで待機の状態に入るといことがそこで受けているところの一般的な任務であらうと思われるからでありまして、そのような場合に日本の施設、区域を使つて戦闘作戦行動を促進させるというふうな事態とは異なるのではないかとこのように考えます。

○立木洋君 いや、この問題についてはまた後で確かめますけれども、次に、伊藤さん、三月二十三日の衆議院の内閣委員会でも局長が述べられた、つまり沖縄のアメリカの海兵隊が朝鮮に向かつて出撃しても、在韓米軍の指揮下に入らざる限り事前協議の対象にはならないというふうな、正確な私は引用ではございませんが、というふうな趣旨の御答弁があったというふうな新聞紙上で見たわけですが、これはどういう意味でしょうか。

○政府委員(伊藤圭一君) この二十三日の委員会におきまして、安井先生の御質問の中で私が御説明申し上げたわけでございますが、その御質問は、テレビの討論会において金丸長官が、沖縄か

らの移動の際は事前協議の対象になると言っているけれども、従来、その移動というのは事前協議の対象とならないという答弁だったのが変わったのかという御質問があったわけでございます。

そこで、その移動の場合にもいわゆる作戦基地として使うような、たとえば地上部隊が上陸作戦を行うという命令を受けて出たような場合の移動、これは事前協議の対象になります。したがって、いま私は、その金丸長官の発言を正確に覚えておりませんけれども、いわゆる出動といいますが、上陸作戦なんかの命令を受けて出たような場合には事前協議の対象になるというふうには考えておりますというふうに申し上げたわけでございます。

で、その場合に、さらに御質問がございまして、いま先生がおっしゃいましたように、作戦を目的とした移動ではないかというふうなお話もございました。そこで、私は、典型的な軍事的な面から見た場合に、たとえば紛争が起こりそうな場所に前もって移動させておくということも当然考えられるわけでございます。したがって、そういうのは、通常の場合、在韓米軍の場合には、これはチーム・スピリットとの関係で御質問がございましたので、たとえば第五空軍の隷下にある飛行機も有事になりますと在韓米軍司令官の指揮下に入るわけでございます。そこで作戦行動というのが行われるわけでございます。したがって、海兵隊が移動していくときには、通常、いわゆる朝鮮半島全体が紛争でどうにもならなくなつて直ちに上陸作戦を行わなければならないような事態というものは予想しにくいわけでございます。その場合には、まず向こうに移動をしていて、そして在韓米軍司令官の指揮下に入つて戦闘するというのが常識的には考えられるようなことではないでしょうか。そういうふうな移動というものは事前協議の対象にならないというふうに思いますというふうに御説明申し上げたわけでございます。

○立木洋君 中島さん、いま伊藤さんのおっしゃった点ですね、つまり移動の問題と絡めて、

それがたとえば韓国で行われる戦闘の場合に、在韓米軍の指揮下に入るかどうかという指揮系統の問題も絡めて事前協議の対象になるかどうかという新しい論点をだされているのですが、その点は、外務省はそれでいいんですか、事前協議の内容は。

○政府委員(中島敏次郎君) ただいま伊藤防衛局長から御説明があったとおりでございます。いすれにせよ、わが国から移動していった米軍の部隊が移動先でその戦闘作戦行動に入る場合に、その先の司令官の指揮下に入るであらうということとは、現実の事態としてそういう可能性が多いであらうということも考えられますが、しかし、その行き先の指揮下に入るかどうかということが事前協議の対象になるかどうかの決め手ということにはならないというふうには理解いたしております。

○立木洋君 つまりその指揮下に入る場合も、あるいは入らない場合も、直接戦闘行動に参加する場合には、これはもう事前協議の対象になるわけですね。ですから、そのいま言われた指揮下に人入ることが新たな事前協議の対象になるかどうかの決め手にするということとは正当ではない、いいんですか、それで、両方ともいいんですか——ちよつと何か声を出してくださいよ。

○政府委員(中島敏次郎君) おっしゃられるとおりだと思います。

○立木洋君 次に、こういう場合はどうなりますかね。前回も行われたチーム・スピリットの演習ですね、あれが実際の場合とした場合に、いわゆるいろいろな戦闘行動に直接参加する、横田を経由していく、いろいろ經由していきますね。ああいう場合に、いわゆるこれは在日米軍ではない。その米軍が日本を経由していく場合、これは事前協議の対象になりますか、なりませんか。

○政府委員(中島敏次郎君) いわゆるわが国におけるところの施設、区域を本拠として駐留するということではない限りは、配置における重要な変更としての事前協議の対象にはならないということでございます。

他方、おっしゃられる点が前回の演習について

の関係であれば、いずれにしろ戦闘作戦行動ではございせんから、戦闘作戦行動の基地としての在日施設、区域の使用という意味での事前協議の対象にもならない、こういうことでございませう。

○立木洋君 演習というのは、あれが実戦であった場合というふうには私は仮定して述べたわけですね。その場合には、あなたが言われたのは施設、区域を本拠としてという、本拠という言葉を通して、一たんそこに、横田なら横田の基地においてそして飛び立っていくというふうな場合ですよ、事前協議の対象になるか、ならないか。

○政府委員(中島敏次郎君) 先ほど来の御議論の蒸し返しになりますが、横田なら横田の基地を使って米軍の空軍機が出ていくときの態様がまさに戦闘作戦行動の発進ということであれば、事前協議の対象になりますし、そこを単に経路として、韓国なら韓国地域に移動していくということであれば、事前協議の対象にはならないという先ほどの議論のとおりになるわけでございます。

○立木洋君 つまり明確な作戦行動としての命令を持ったいわゆる部隊が一時日本に駐留し、そこから、横田の基地から発進していったという場合です、これは明確に事前協議の対象になるというふうには理解していいわけですね、私の言っているのは。

○政府委員(中島敏次郎君) 戦闘作戦行動の発進を行えば、事前協議の対象になります。

○立木洋君 もう一つ、こういう場合はどうなりますかね。日本の領海内に存在する空母、領海内、十二海里内にある空母から艦載機が戦闘作戦行動に出撃するという命令を受けて飛び立ったという場合には、事前協議の対象になりますか。

○政府委員(中島敏次郎君) 御承知のように、安保条約上、米軍が戦闘作戦行動の発進基地としてわが国を利用するのは、わが国における施設、区域から行われるということが当然予想されているわけでございます。したがってまして施設、区域で

ないところから戦闘作戦行動を発進させるということ、条約上、想定されていない事態ということとでございます。

○立木洋君 想定されていない事態についても、前回、いろいろ議論があったところで、三木さんがこの問題について、たとえば民間空港が利用されて、そこから作戦行動の命令を受けて発進するということな事態、それはそういう事態というのはいずれ得ないだろうと思うけれども、万が一そういう事態があるならば、事前協議にかかるとしようという趣旨の答弁を最初になされた。それはそれでいいんですか、いまでもそういうことで

○政府委員(中島敏次郎君) 当時の三木大臣の答弁は私もよく記憶いたしておりますが、わが国の同意が必要である事態であるという点において、答弁されたとおりであらうと思っております。

○立木洋君 つまり、同意が必要であらうというのは、事前協議ではなしにということの後で言いかえされたわけですね、三木さんは。最初はその協議が必要であらうと言われた。その後は事前協議ではなしに同意が必要であらうという趣旨のことを言われている。二つ答弁がある、それは前後として。

そうすると、この領海内から、日本に存在する米軍の空母から作戦行動だということに命令を受けて発進しても、これは事前協議の対象にならないという場合ですね、これは非常に大きな問題になってくると思うんですが、防衛局長に伺いたいんですが、領海から、つまり艦載機が作戦行動の命令を受けて発進をした。そのときに相手国からいわゆる報復措置として日本の領海内における空母ですね、あるいは場合によってはその近辺を報復措置として攻撃を受けるかもしれない。これはそういう事態が起こると、日本に対するいわゆる相手国の武力攻撃というふうには防衛庁としては判断するわけですか、そういう事態が起こった場合は。

○政府委員(伊藤圭一君) 領海内、それから領土内におきます米軍の基地あるいは米軍のいわゆる艦艇が攻撃を受けた場合には、日本が攻撃されたというふうには理解いたしております。

○立木洋君 これは非常に大きな問題が起こってくるというふうには思うわけですが、事前協議を受けないで、領海内に存在する空母から艦載機が発進した、この事態は事前協議が受けられないわけですから、日本の政府としてはあきらかに知らない、あきらかに知らないうちに飛行機が飛び立っていったわけですね、それに対してこれは日本の領海内に存在する米空母から来たんだといって報復攻撃がなされてきた。防衛庁としては、それは日本に対する武力攻撃だといって対応した。これはまさに日本が知らない間に戦闘に巻き込まれるのじゃないですか、大臣、いかがですか。

○政府委員(中島敏次郎君) 先ほど私が申し上げましたように、米軍がわが国から戦闘作戦行動を発進させるために使用し得るものはわが国におけるところの施設、区域でございまして、そのような場合には、事前協議の対象になるということでありまして、他方、わが国の施設、区域以外のわが国の領域を利用して戦闘作戦行動を発進させるということとは安保条約上想定されていない事態でありまして、したがって、それは安保条約の事前協議以前の問題として、わが国の同意が必要である、こういうことを先ほど申し上げたわけですが、わが国の同意なくして米軍がわが国の領域を使用して、戦闘作戦行動を発進させるということはあり得ないということでございます。

○立木洋君 それは、どこでどういうふうな文書が交換されていますか。

○政府委員(中島敏次郎君) これは一般国際法の問題でございまして、ある国が他国の領域を軍事的に使用するということについては、当然に、その国の意思にかからしめられている事態でありまして、それを安保条約は施設、区域を使用しているような軍事行動を行うことを許可しているわけです、そこで許可されていないものについては、国際法一般の原則から、当然に、その国の同意が

必要である、こういうことです。

○立木洋君 一般的な国際法にはそうなっていますよ、確かに。日米間で明確な文書の交換があるか、確約があるのかということも聞いています。

○政府委員(中島敏次郎君) 文書のあるなしにかかわらず、一般国際法の一般原則はいずれの国の場合にも通用する原則でございますから、文書は全く必要はないと信じております。

○立木洋君 それはやっぱり信頼関係だということに落ちつくわけですね。答弁いいですよ。私は、その点で、もう一遍原点に戻ってお話を聞きたいわけですが、大臣、事前協議というのとは、一体、何のために設けられたんでしょう、大臣にお尋ねしたい。

○国務大臣(園田直君) 日本の意思にかかわらず、米軍の意思に強制されることのないように設けられたものでございます。

○立木洋君 そうですね。これは四十六年十一月十一日、当時の佐藤総理が述べられている委員会での答弁ですが、「われわれは、自由出撃あるいは日本を基地として出撃する、こういう場合には、戦争に巻き込まれる、そういう危険がないように心から願っておるものでございますから、そういう判断に立って、われわれは、自由出撃、そういうことが自動的にきまるのではなくて、自主的に日本の立場から事前協議に対応して、イエスあるいはノー、これがはっきり言えるようにしたい、かような意味でございます。」というふうに述べています、これはいまでも間違いないと思いませんか。

○立木洋君 そうすると、先ほど来の問題というのは、非常に私は矛盾を感じるわけですが、たとえば前後の事態から見て、戦闘が起こってあるところに事実上作戦に参加するということが明確であるにもかかわらず、それが移動という口実で事前協議の対象にかけられない。これが移動であるか、あるいは作戦行動への参加の一環として行われるものであるかというところは、これは移動でございます、いや移動でございませんと行って日本

が幾ら弁明しようとも、戦闘が行われている相手国にしては、あれは移動でございまして、直接戦闘作戦行動に参加するものではございせんから、日本の基地から来た海兵隊だけれども、そんな報復攻撃はいたしませんというふうなことを果たして言うんだらうか。いずれにしろ、移動であろうと直接作戦行動命令を受けてきた軍隊であろうと、日本の沖繩の米海兵隊が出撃してきた。どういう理由であろうと、これは日本の基地を利用して出てきた米海兵隊だとするならば、それに対する報復措置というのは起り得る。あるいは航空機が飛び立つ場合でも私は同様だろうと思ふんです。

それから、先ほど言われた指揮系統の問題については、それが唯一の条件ではございせんと言つたけれども、指揮系統にかかわってくるのか、かかわつてこないのかは別としても、たとえば韓国で戦闘が起つた場合に、在韓米軍の指揮下に入らなかつたとしても作戦行動に参加することはあり得るわけですから、そういう場合は同様のことが言えるだらう。あるいは移動のためだと称して、日本の横田基地を一時使用して、作戦行動の命令を受けたのが事前協議にかかわらないで、移動だと称して飛んでいった。相手国にしては、それは移動の飛行機でございまして、直接作戦行動の命令を受けてきた飛行機でございまして、区別するはずがないんじゃないですか。つまり、アメリカが行うかもしれないという戦争に巻き込まれないようにする、その危険から日本を守る、それはイエスと言ふかノーと言ふかは、それは別としても、そういう区別していうのは戦闘が現に行われている相手国にとつては、それは全く有名無実じゃないですか。そして報復措置が事実上行われれば、いやあれは実は移動でございまして事前協議にかかつておりませんでした、日本の政府は知りませんでしたと言つて、報復攻撃を受けてから、これは大変だと言つて自衛隊がそれに対応するというふうなことになる、これはまさに知らないときに戦争に巻き込まれるということになるんじゃないですか。大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(中島敏次郎君) ただいまのお話で幾つかの点をお答え申し上げたいと存するのでありますけれども、まず第一に、安保条約は、日本にかかわりのある米軍の軍事行動すべてをすべて日本国政府の意向に絡ませて事前協議にかからしめるという考え方でできておられないわけでございます。で施設、区域を使用して行われる米軍の軍事行動のうち、直接戦闘を目的として発進されることとの戦闘作戦行動については、わが国の意向に反してこれが行われることがないようにというものが事前協議制度の本旨でございます。

他方、先生は戦争に巻き込まれる危険とか、相手方からの報復措置の可能性という観点からお尋ねがあつたわけでございますが、まさにわが国が安全保障条約を結んで米軍のわが国における存在を許しておるということは、その抑止効果として戦争発生危険性、戦争に巻き込まれる危険性というものをあらかじめ抑止するというのが趣旨でありますので、そのような心配は、むしろ米軍の存在を許すことによってこれを未然に防止するというところにあるわけでございます。

○立木洋君 どうも私はその中島さんの話というのは納得できないんですけどね。そうすると、事前協議にかかわらない事態でも、いわゆる戦闘に日本が事実上巻き込まれるという可能性はあるわけですね、すべてが事前協議にかかるとではございませんと言つたんだから。

○政府委員(中島敏次郎君) まさにおっしゃられるように、たとえば日本から補給活動を行うとか移動をするとか偵察に出かけるとかいうようなことについては、事前協議にかからしめていないわけでございます。米軍が行いますところの軍事行動のうち、最もわが国として関心の強いところ、わが国の施設、区域が使われることについて、関心の強いところの戦闘作戦行動について事前協議の対象にするというのがこの制度の本旨であるということをお願い申し上げます。

○立木洋君 大臣、やはり事前協議にかからない事態で、やっぱり戦争に巻き込まれる可能性があるわけですね、すべてが事前協議にかかるとはわけじゃないんですから。中島さんの言われたのはそういう意味に理解していいわけでしょうか、同じ説明ではなくて。

○國務大臣(國田直君) いま立木さんは個々の飛行機の飛び立つとか、あるいは兵力の移動とかいうことばかり言つておられますが、事前協議は向こうから相談されるばかりじゃなくて、こちらから事前協議を持ち出すこともあるわけでありまして、

○立木洋君 ありますか。

○國務大臣(國田直君) あります。それは両方に権限はあるはずであります。事前協議の問題をこちらが出すことはできるはずであります。

○立木洋君 問題ですね。

○國務大臣(國田直君) 問題です。そこで、問題は、安保体制というのは、日本が直接侵略をされるか、あるいは日本の安全に脅威がある場合、こういうことになっておるわけでありまして、当然、米軍が向こうに侵略行動などを起こす場合には、事前に日本が問題点を提起することができ、戦争に巻き込まれるおそれはない、こう思ふわけでありまして、そういう二重になっております。

に巻き込まれる危険が理論的にあるということをお心配であれば、そのこと自体は私は否定するものではありません。

ただ、問題は、いま大臣が申し上げましたように、事前協議の対象たる事項はその交換公文に規定されているとおりであるけれども、その対象に必ずしも該当しないような事態であっても、それについて日本が不当に戦争に巻き込まれるとか、そのような具体的な懸念があるような事態においては、これは日本側から問題を持ち出して米側と協議することはできるわけであつて、その本当に戦争に巻き込まれる可能性があるということであれば、それなり話し合いは行われ得るということをお願い申し上げます。

○立木洋君 補給の問題は統一見解の中にすでに述べられておるからもう中島さんおっしゃるまでもわけるわけだけれども、さっき私が言つたのは、つまり実質的には戦闘に参加するということとを移動だといふふうに一方では区別する、一方では作戦行動に直接参加する命令を受けた発進だといふ。だけれど、移動と作戦行動への直接参加という区別が現に戦争を行つておる場合の相手国に理解されないわけでしょう、それはされないうえね。

○政府委員(中島敏次郎君) 先ほど来申し上げておるように、一つの韓国なら韓国、ベトナムならベトナムという地域に米軍が出ていく、そこから戦闘作戦行動が発進されるということ、日本から戦闘作戦行動が発進されるということは、これは概念的にもはっきり明確に区別されますし、それから外から見た場合でも、これは具体的に明確になる事態であらうというふうに考えます。

○立木洋君 なかなかそういうふうにはいかないと思ふんですね。そんなら命令を受けた時点によつて区別されるのかどうなのか、それは単なる經由地が明確にあるならば問題がないのかどうなのか。これはベトナムの場合には遠くだから問題がないと、先般もこれ大臣言われてますよね、社会党の岩垂さんの質問に対して。韓国の場合に

は椎名さんの答弁と同じですということを述べられておる。ベトナムの場合は遠いからといって、問題がないでしようけれども、韓国といふところは近くないでしよう、途中で経由地がないかもしれません。これは移動ですと云って飛び立って途中で命令を受けましたと云って作戦行動に参加するといふふうな事態で日本に事前協議がかかけられていない、すると報復攻撃は当然あり得るわけですから、そういう場合の移動とか作戦行動なんというものは、どこで区別するんですか。区別しようがないじゃないですか。

○政府委員(中島敏次郎君) 先生は命令をどこで受けたかというところを……

○立木洋君 それは外務省が言っているから私が言っているだけであつて……

○政府委員(中島敏次郎君) 先ほど来申し上げましておるうちに、命令だけが事前協議の対象か否かを決定する要因ではないということ、すべてその任務・態様に応じて判断するべき問題であるということが一つ。他方、先生は、米軍によるいゝわば脱法的な本当に戦闘作戦行動が進展されているにもかかわらず、それを移動と称して事前協議の対象にしないといふような事態を心配していらつしやるのでありますけれども、脱法行為を許すといふことを申し上げてゐるわけではないのであります。そこは安保条約を結んでわが国の防衛の寄与を依頼している以上、米軍がこれを脱法的な措置をとる行動に出るといふことは全く予想してゐないわけでございます。

○立木洋君 大臣、この間、二月二十八日の衆議院の内閣委員会でお述べになつております。

日米安保の事前協議はあくまで日本の安全、平和と利益を守るためにある。その方針に沿ひ事前協議には厳格に対処していくつもりであるといふふうにお述べになつておりますが、だとするならば、やはりいまの事前協議の事態というのは、日本の平和と安全、知らない間に事実上巻き込まれる可能性が全くないわけではないという外務省の

見解によるならば、この事前協議の問題については、先ほど大臣が言われたように、日本側から出ることができるとおっしゃるならば、この事態をもつとここに大臣自身が述べになつてゐるうちに事前協議には厳格に対処していく努力をなさつてもいいんじゃないかと思ひますけれども、大臣、いかがですか。やっぱりいろいろ抜け道がどうもありそうですから、こゝろ迄の問題についてはもう少しやっぱり厳格に対処するために米側と話をするという必要があると私は思ふんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(岡田直君) 立木さんは盛んに報復攻撃のことを言われるわけでありまして、爆撃を受ける方からいくと絶えず不安がつきまとうわけでありまして、爆撃する方からいくと、そう簡単には爆撃できないわけですね。宣戦布告の手続もありまして、爆撃した後の国際問題もあるわけでありまして、なおまた爆撃するについても爆撃は無制限にあるわけじゃないです。飛行機に積んでおる爆弾は制限されておるわけでありまして、ちやんとそこにはいかような目的で、いかなる戦略的な基地を爆撃するかということがあるので、そう簡単に報復はできないわけでありまして、しかし、それにしても現在の事前協議の中で、いろいろ日本と米國は緊密に連絡をするわけでありまして、その際には緊密、厳密に連絡する必要があるとは考えております。

○立木洋君 これは四十六年に統一見解が出されてから、四十七年にやつぱりもつと再検討する必要があるといふ趣旨の意見がいろいろ出された。再検討されて、その結果が四十七年に再度話し合ひがなされて第十四回の安保協議会で問題になつたわけですね。

いまの事態というのは、時間がないものですから私はよく十分にそのすべての点について述べるわけにはいかなかったわけですが、中島さんのお話を聞いておつても、だから事前協議ですべての問題がかかるわけではございませんといふことになつてきて、限定されておる。また、限

定された内容をも、どういふ事態がどうなのかという具体的な点についてもお聞きしたい。以上お聞きするわけにはいきませんが、これ以上お聞きするわけにはいきませんが、そういう事態の問題、ここで述べられておるそのときの具体的な任務や態様によつてというのがこれには、日本の基地がより自由に使用できるようにという要望は持つておりますし、繰返し日本に對して要求してきてゐる。だんだんだんだん事前協議にかかるような事態といふのは少なくなつていく可能性がある。一方、日本としては、事前協議が何のためにつくられたかという基本的な点を踏まえるならば、先ほど大臣が言われたようなことで、当然、厳格に対処していかなければならぬ。だから、そういう点はもつと問題を詰めて明確にしておく必要があるといふふうに私は考えるので、その点、最後に大臣のお考えを重ねてお聞きしたい。

で、当初述べました日中平和友好条約の問題についてもお尋ねする予定でしたが、ちやうど時間が来ましたので、その件については次の機会に譲つて、これで私の質問を終わります。

○国務大臣(岡田直君) 四十八年の一月二十三日に開催された第十四回の日米安保協議委員会においては、日本側から問題を提起し、日米間で討議が行われました。

その結果、同制度の運用上の基本的枠組みについては、日米双方の考え方が一致していることが再確認をされ、その具体的な運用は日米間の相互信頼と現実の状況に即した密接な連絡協議によるべきものであるとの点で意見の一致を見た次第であります。政府としては、同委員会を通じて、日米双方における事前協議制度の運用上の理解が十分確認されたと考えており、事前協議制度の運用上の基本的な枠組みについて検討する必要があるといふと考えておりますが、密接に具体的にさらに連絡を緊密にして、そのような米國が勝手なことのできないようにするといふことは必要であると

考えております。
○委員長(安孫子藤吉君) 本日の調査はこの程度といたします。

○委員長(安孫子藤吉君) 次に、日本國とイラク共和國との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
船員の職業上の災害の防止に関する条約(第三十四号)の締結について承認を求めるの件
千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

及び、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
以上四件を便宜一括して議題とし、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。岡田外務大臣。
○国務大臣(岡田直君) ただいま議題となりました日本國とイラク共和國との間の文化協定の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

わが國とイラク共和國との間の文化交流を促進するためにイラク共和國との間に文化協定を締結することは、兩國間の相互理解と友好関係の一層の強化に資するところ大であると考へられましたので、昭和五十二年一月に行われたマルーフ・イラク共和國副大統領の訪日の機会に、福田総理と副大統領との間で本件協定の締結交渉を開始することに意見の一致を見、その後交渉を行いました結果、昭和五十三年三月二十日にバグダッドにおいて、わが方伊達大使と先方アル・ハラフ高等教育科学研究次官との間でこの協定の署名を行つた次第であります。

この協定の内容は、戦後わが國が締結した各國との文化協定と同様、文化及び教育の各分野における兩國間の文化交流を奨励することに規定しております。
この協定の締結は、兩國間の文化交流の一層の促進に資するところ大であると期待されます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求め次第であります。

次に、船員の職業上の災害の防止に関する条約（第百三十四号）の締結について承認を求め、この条約は、昭和四十五年に国際労働機関の第五十五回総会で採択されたものであり、その内容は、船員の職業上の災害に関する調査の実施及び統計の作成、災害の防止に関する国内法制度の整備、災害防止計画の作成等に関する規定から成り立っております。

この条約の規定は、わが国においては、船員法、同法に基づく船員労働安全衛生規則、船員災害防止協会等に関する法律等の関係法令により、充足されているところであります。この条約を締結することは、わが国の船舶に乗り組む船員の安全を一層確保なものにする上から、また、労働の分野における国際協調を推進する上から有意義であると考えられます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求め次第であります。

次に、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

近年の国際的な経済活動の緊密化及び技術交流の拡大という状況にかんがみ、商品輸出及び技術輸出の拡大を図るためには外国における特許権の確立がますます重要となつてきております。このような趨勢を反映して、国際的に外国への特許出願が増大するとともに、同一の発明について複数のの国において特許出願を行う事例が顕著な増加を示しております。

従来の例によれば、同一の発明について複数のの国において保護を求める場合には、出願人は、各国の法令に従い、各国語で出願書類を作成し、各国ごとに出願手続をとらねばならず、これは出願人にとってかなりの負担となつております。一方、各国の特許庁は、同一の発明であるにもかかわらず

ず、それぞれ独自に調査、審査を行うため、国際的に見れば、重複して労力を費やすこととなり、特許出願の処理の効率化を図る観点からは問題なしと見えます。このような事態に対処するため、国際的な出願手続の簡素化及び出願の審査の面における国際協力を図ろうとする機運が高まりまして、その結果、昭和四十五年六月十九日にワシントンでこの条約が採択された次第であります。

この条約は、以上のことと問題意識に立つて、国際出願手続、国際調査、国際予備審査及び国際出願の国際公開に関する制度を創設するとともに、あわせて開発途上国に対し特許の分野における技術援助を行うことを内容としております。

わが国は、従来から技術立国を重視し、そのための基盤の拡充等の観点から、工業所有権制度の国際的動向に強い関心を持ち、この条約の作成にも積極的に関与してまいりました。わが国がこの条約を締結すれば、外国への出願手続が簡素化されることを通じてわが国の国民による外国特許の取得が助長される効果が期待され、ひいては、わが国の一層の経済発展にも資することとなると認められます。

また、国際協力法の推進という観点から言えば、わが国の特許庁が、この条約のもとで、国際調査機関及び国際予備審査機関として行動すること等を通じ工業所有権の分野において国際的役割を果たすことは、それ自体としてきわめて有意義であるばかりでなく、同条約のもとでは、開発途上国に対する特許面の技術援助の促進も期待されます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求め次第であります。

最後に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、まず、近年アフリカ地域においてフランスから独立いたしましたコモロ及びジブティの両国に、それぞれ兼轄の大使館を設置し、また、アメリカ合衆国ミズーリ州のカンザス・シ

ティに総領事館を実館として設置しますとともに、これら新設する在外公館の在外職員の出勤基準手当の基準額を定めることとしたしております。

次に、アフリカのマラウイの首府が遷都したことに伴い、同国に兼轄として設置しておりますわが国大使館の位置名の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

以上四件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長（安孫子藤吉君） 以上をもって説明は終わりました。

四件の自後の審査は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時八分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

一、船員の職業上の災害の防止に関する条約（第百三十四号）の締結について承認を求めるの件

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月九日）

日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とイラク共和国との間の文化協定
日本国政府及びイラク共和国政府は、

両国間の文化関係を助長し、かつ、発展せよとする共通の希望に動かされ、両国間の相互理解及び友好関係を助長し、かつ、深めることを希望して、文化協定を締結することに決定し、次のとおり協定した。

第一条
1 両締約国は、学者、教員、研究員、学生、芸術家その他文化的、科学的又は教育的活動に従事する者の両国間における交換を奨励する。

2 両締約国は、両国の文化的機関、教育的機関及び専門的機関の間における密接な協力を奨励する。

第二条
各締約国は、他方の締約国の国民に対し、自国の領域内における修学、訓練又は研究のための奨学金その他の便宜を与えるよう努力する。

第三条
各締約国は、自国の領域内における他方の締約国の文化的、科学的又は教育的機関の設立及び発展について、できる限りの便宜を与える。

第四条
各締約国は、特に次の手段により他方の国の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式を理解することを奨励し、及び容易にする。

(a) 書籍、定期刊行物その他の出版物
(b) 講演、セミナー及び舞台芸術
(c) 美術展覧会、考古学展覧会、科学展覧会その他の文化的展示会

(d) ラジオ番組及びテレビジョン番組
(e) フィルム、テープ、音盤その他の視聴覚資料

第五条
両締約国は、両国の報道機関、ラジオ放送機関、テレビジョン放送機関及び映画製作機関の間における協力を容易にする。

第六条
両締約国は、両国の青少年及び青少年団体の間並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力

及び交流を奨励する。

第七条

各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民に対し、美術館、博物館、図書館、文献センターその他文化的性質を有する施設の利用についてできる限りの便宜を与える。

第八条

1 両締約国は、混合委員会を設置する。混合委員会は、各国の代表委員が同数となるような十人以内の委員で構成する。混合委員会は、交互に日本国及びイラク共和国において定期的に会合する。

2 混合委員会は、この協定の実施について協議し及び両国間の文化交流の詳細に関する実施計画を作成する。

第九条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、東京で行われる批准書の交換の日効力を生ずる。

第十条

この協定は、五年間効力を有するものとし、その後においても、いずれか一方の締約国がこの協定を終了させる意思を通告した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十八年三月二十日にバグダッドで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

伊達邦美

イラク共和国政府のために

アリ・フセイン・アル・ハラフ

船員の職業上の災害の防止に関する条約
(第百三十四号)の締結について承認を求め
るの件

船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百三十四号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を

求める。

船員の職業上の災害の防止に関する条約
(第百三十四号)

国際労働機関の総会は、
理事会によりジュネーブに招集されて、千九百七十年十月十四日にその第五十五回会期として会合し、

船内及び港における労働について適用されかつ船員の職業上の災害の防止に関する現行の国際労働条約及び国際労働勧告の規定、特に、千九百二十六年の労働監督(海員)勧告、千九百二十九年の産業災害防止勧告、千九百三十二年の災害からの保護(港湾労働者)に関する条約(改正)、千九百四十六年の健康検査(船員)条約並びに千九百六十六年の機械防護条約及び千九百六十六年の機械防護勧告の規定に留意し、

船舶に雇入れられる者を保護するための船内における多くの安全措置について規定している千九百六十一年の海上人命安全条約の規定及び千九百六十六年に改正された国際満載喫水線条約に附属する規則の規定に留意し、

前記の会期の議事日程の第五議題である海上及び港における船内の災害の防止に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定し、

船内の災害の防止の分野における活動を成功させるため、国際労働機関と政府間海事協議機関とのそれぞれの分野における緊密な協力が維持されることが重要であることに留意し、

次の基準が政府間海事協議機関の協力を得て作成されたこと及びこの基準の適用に当たっては引き続き同機関の協力を求めることが提案されたことに留意して、

次の条約(引用に際しては、千九百七十年の災害防止(船員)条約と称することができ)を千九百七十年十月三十日に採択する。

第一条

1 この条約の適用上、「船員」とは、資格のいかんを問わず、この条約の適用を受ける領域において登録され、かつ、通常海洋航行に従事する船舶(軍艦を除く。)に雇入れられるすべての者をいう。

2 いずれの範疇の者をこの条約の適用上船員と認めるべきかどうかの問題について疑義がある場合には、その問題については、各国の権限のある機関が関係のある船舶所有者団体及び船員団体との協議の上決定する。

3 この条約の適用上、「職業上の災害」とは、船員が被る災害であつて、その業務に起因し又はその業務の遂行中に生ずるものをいう。

第二条

1 各海運国の権限のある機関は、職業上の災害が適切に報告されかつ調査されることが及びその災害の詳細な統計が作成されかつ分析されることを確保するため、必要な措置をとる。

2 すべての職業上の災害は、報告するものとし、統計については、死亡又は船舶に係る災害に限定しない。

3 統計には、職業上の災害の件数、性質、原因及び結果が記録され、並びに災害の生じた船内の部(例えば、甲板部、機関部、司厨部)及び場所(例えば、海上、港)が明確に表示される。

4 権限のある機関は、死亡又は重傷をもたらした職業上の災害その他国内法令に定める災害の原因及び状況について調査する。

第三条

海上の業務に特有の危険に起因する災害を防止するための有効な基礎とするため、一般的な傾向及び統計によつて明らかにされる危険について研究を行う。

第四条

1 職業上の災害の防止に関する規定は、法令、実施基準その他の適当な方法で定める。

2 1にいう規定は、業務における災害の防止及び健康の保護に関する規定であつて船員の労働について適用される一般的なものに言及し、か

つ、海上の業務に特有の災害を防止するための措置を明示する。

3 1にいう規定は、特に次の次項について定める。

- (a) 一般的及び基本的な規定
- (b) 船舶の構造上の特性
- (c) 機械類
- (d) 甲板上及び甲板下でとるべき特別の安全措置
- (e) 積み及び取卸しのための設備
- (f) 防火及び消火
- (g) いかり、鎖及び索
- (h) 危険な貨物及びバラスト
- (i) 船員のための保護具

1 前条にいう災害の防止に関する規定は、船舶所有者、船員その他の関係者が遵守すべき義務を明確に定める。

2 保護具その他災害の防止のための安全装置を備えるべき船舶所有者の義務は、一般には、船員がそれらの保護具及び安全装置を使用すべき義務並びにそれらの保護具及び安全装置に関係がある災害の防止のための措置を遵守すべき義務とともに定められる。

1 適切な監督その他の方法により第四条にいう規定の適用を確保するため、適当な措置をとる。

2 第四条にいう規定の遵守を確保するため、適当な措置をとる。

3 監督及び実施のための機関が海上の業務及びその履行に精通することを確保するため、必要な措置をとる。

4 第四条にいう規定の適用を容易にするため、その規定の写し又は概要を、例えば船内の見やすい場所に掲示することにより、船員に知らせる。

第七条

船長の下で災害の防止について責任を負う適当な者又は委員会の構成員を船舶の乗組員の中から

指名するための規定を設ける。

第八条

1 職業上の災害を防止するための計画は、権限のある機関が船舶所有者団体及び船員団体の協力を得て作成する。

2 1の計画の実施については、権限のある機関、船舶所有者及び船員又はそれらを代表する者並びに他の適当な団体が積極的な役割を果たすことができるようにする。

3 特に、船舶所有者団体及び船員団体の双方が代表を出す災害の防止のための全国的若しくは地域的な合同の委員会又は船舶所有者団体及び船員団体の双方が代表を出す臨時の作業部会を設置する。

第九条

1 権限のある機関は、船員（職種及び職級を問わない。）のための職業訓練機関における教育課程に、職務に関する教育の一部として、業務における災害の防止及び健康の保護に関する教育を含めることを奨励し、また、国内事情に照らし適当である場合には、これを確保する。

2 更に、特定の危険に関する情報を船員に知らせるため、適当かつ実行可能な措置（例えば、その危険に関係がある指示を含む公の情報の提供）をとる。

第十条

加盟国は、相互に協力し及び適当な場合は政府間機関その他国際的な機関の援助を得て、職業上の災害を防止するための他の活動をできる限り統一するよう努力する。

第十一条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第十二条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十三条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に規定する廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了することにより、この条約に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第十四条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第十五条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十六条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第十七条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第十三条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十八条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百七十年十月三十日に閉会を宣言されたその第五十五回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百七十年十月三十日に署名した。

総会議長

ナゲンドラ・シン

国際労働事務局長

ウィルフレッド・ジェンクス

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定

日本国政府及びイラク共和国政府は、両国の領域の間の及びそれらの領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約及び国際航空業務通過協定の締約国であるので、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約（同条約第九十条の規定に基づいて採択されるすべての附属書並びに同条約第九十条又は第九十四条の規定に基づいて行われる同条約及び附属書の改正を含む。）をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国政府にあつては運輸省及び同省が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、イラク共和国政府にあつては通信省又はイラク民間航空公団及び同省若しくは同公団が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d) 「領域」、「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第二条及び第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(e) 「付表」とは、この協定の付表又は第十五条

の規定による改正後の付表をいう。
2 付表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が付表に定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設しかつ運営することができるようになるため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許す。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができ。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならぬ。
(a) 権利を許与された締約国が当該路線について又は二以上の航空企業を指定すること。
(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与え、かつ、その締約国は、2及び第七条1の規定に従うことを条件として、遅滞なくその運営許可を与えなければならない。

2 一方の締約国が指定する各航空企業は、他方の締約国の航空当局により条約に違反するような方法によることなく、また、その適用が通常かつ合理的であるとして適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、その航空当局の要求により、立証するものとする。

1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に關して次の特権を享有する。
(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権
(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的で着陸をする特権

第四条

1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に關して次の特権を享有する。
(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権
(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的で着陸をする特権

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を別個に又は混載して積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合にも、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。
3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、その指定航空企業の航空機の用に

供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業に対し第四条1及び2に定める特権を与えず若しくは取り消し又は当該航空企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定に定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該航空企業によるそれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとす。

第十条

1 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならぬ。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域と運輸の最終目的地である国との間の旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要及び合理的に予測される需要に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならぬという一般原則に従つて行ふ。
(a) 運輸の出発地である国と運輸の最終目的地である国との間の運輸需要
(b) 直通航空路運営の要求
(c) 当該航空企業の出発地が経由する地域にある国の航空企業が行う他の運送業務を考慮した上で当該地域の運輸需要

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

第十一条

1 1の運賃は、次の規定に従つて定める。
(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行ふ。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区分について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、両締約国の航空当局の認可を受けるため、各締約国の法令に従つて提出する。

(b) 関係指定航空企業が運賃に關して(a)の合意をすることができなかつた場合又はいづれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃に

I